
小牧市まちづくり推進計画

第2次基本計画(案)

小 牧 市

小牧市民憲章

市制施行 30 周年

- わたくしたち小牧市民は、小牧を
- 一、健康で生きがいのある
 明るいまちにしましょう。
 - 一、感謝と思いやりのある
 あたたかいまちにしましょう。
 - 一、緑とやすらぎのある
 美しいまちにしましょう。
 - 一、高い文化と教養のある
 豊かなまちにしましょう。
 - 一、希望と働く喜びのある
 活気あふれるまちにしましょう。

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行 30 周年を記念し、昭和 60 年 5 月 15 日に制定されました。

こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言（要約）

市制施行 60 周年

- 私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。
- そこで、私たち小牧市民は、
- 一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
 - 一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
 - 一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち
- このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジ No.1 都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジ No.1 都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行 60 周年を記念し、平成 27 年 5 月 17 日に宣言しました。

目次

序章

1. 時代の潮流	1
2. 小牧市の現状	3
3. まちづくりの主要課題	13
4. 計画策定にあたっての前提	15

第Ⅰ章 計画の概要

1. 計画の位置づけと目的	19
2. 計画期間	20
3. 計画推進における横断的な視点	21
4. 計画の構成と体系	23

第Ⅱ章 都市ヴィジョン 25

第Ⅲ章 市政戦略編

1. 戦略 1	27
2. 戦略 2	28
3. 戦略 3	30

第Ⅳ章 分野別計画編

1. 安全・環境	32
2. 健康・福祉	48
3. 教育・子育て	64
4. 文化・スポーツ	77
5. 産業・交流	89
6. 都市基盤・交通	101

第Ⅴ章 自治体経営編 122

第Ⅵ章 計画の推進方策 139

序章

1. 時代の潮流

変化の激しい時代にあって、財源・職員等の限りある行政の経営資源を最適に配分しながら、より効果的・効率的で持続性・発展性に優れたまちづくりを着実に推進していくためには、市政を取り巻く時代の潮流を的確に捉え、今後、発現や深刻さを増すことが予測される地域課題等に柔軟かつ適切に対応していくことが求められます。

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

- ・我が国の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少をはじめ、2050年代には1億人、2060年代には9,000万人を割り込むと予想されています。
- ・令和4（2022）年の合計特殊出生率は過去最低の1.26となり、出生数は統計開始後初めて80万人を割り込みました。
- ・年齢3区分別人口でみると、65歳以上の割合は昭和25（1950）年以降一貫して上昇が続いており、令和4（2022）年には過去最高の29.0%になりました。

(2) 人生100年時代の到来

- ・令和3（2021）年の日本人の平均寿命は男性が81.47年、女性が87.57年でした。今後も平均寿命は更に延び、令和32（2050）年には、女性の平均寿命は90歳を超えると予想されています。
- ・人生100年時代の到来は、健康、趣味、仕事、学業等、多様な価値観に基づく一人ひとりの人生設計に大きな影響を及ぼしてきます。

(3) ダイバーシティの実現

- ・ライフスタイルや価値観の変容、国際化や労働力不足等を背景に、性別や国籍、年齢、障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会の構築を目指しています。
- ・国や自治体でも、具体的な取組として、法令等の整備や新たな制度の導入などが進んでいます。

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・データ流通量の増大やAI等の技術向上により、情報化を取り巻く社会環境は大きく変化しており、業務の高度化や効率化への取組にはICTやデータの活用が不可欠となっています。
- ・令和4（2022）年11月には、人工知能を使ったチャットサービスである「Chat-GPT」が公開され、その精度の高さから世界的に注目を集めています。

(5) カーボンニュートラルに向けた機運の高まり

- ・我が国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しています。
- ・その実現に向け、多くの自治体も「ゼロカーボンシティ」を表明し、市民や事業者に対して、意識改革や環境に配慮した活動の普及等に取り組んでいます。

(6) 大規模災害への備え

- ・近年、世界中で異常気象が発生し、我が国でも毎年のように大型台風やゲリラ豪雨による大きな被害が発生しています。
- ・また、愛知県に甚大な被害をもたらすおそれがあり、概ね100年から150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の地震発生から70年以上が経過していることから、次の地震発生の切迫性が高まっています。

(7) リニア中央新幹線の開業

- ・リニア中央新幹線は、令和9（2027）年までに東京―名古屋間の開業を目指して整備が進められています。
- ・大阪まで全線開業すると、人口7千万人の日本中央回廊が形成され、愛知県はその中心に位置することになります。

(8) 厳しさを増す自治体経営

- ・全国の多くの自治体では、高齢化に伴う社会保障関連経費の増大や老朽化した公共施設の修繕・改築の増加等により、大変厳しい財政運営を強いられています。
- ・また、ライフスタイルや価値観の変容、社会情勢の変化等により市民ニーズも多様化しており、その対応による多忙化もみられます。

2. 小牧市の現状

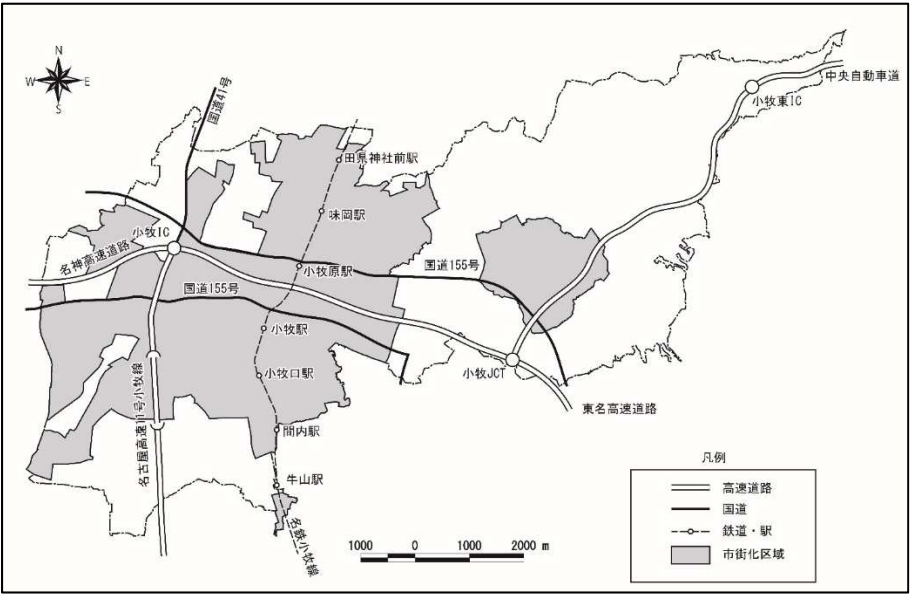
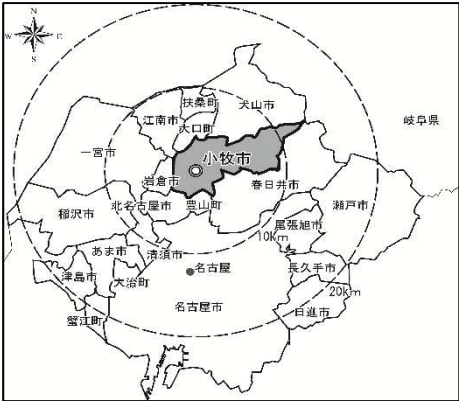
(1) 位置・地勢

本市は、愛知県の北西部、名古屋市の北方約15km圏内に位置し、市域面積は62.81km²で、東西約15km、南北約9kmと東西に細長く、中央部から西部が平坦地、東部が丘陵地という地形をしています。

市域の東部から南部は春日井市、豊山町、北名古屋市、西部から北部は岩倉市、江南市、大口町、犬山市に接しています。

本市は、東名・名神高速道路、中央自動車道、名古屋高速道路、国道41号及び国道155号が交わる広域交通の結節点に位置するとともに、県営名古屋空港にも近接し、広域的な交通アクセス面で極めて優れた立地条件を有しています。

<小牧市の位置>

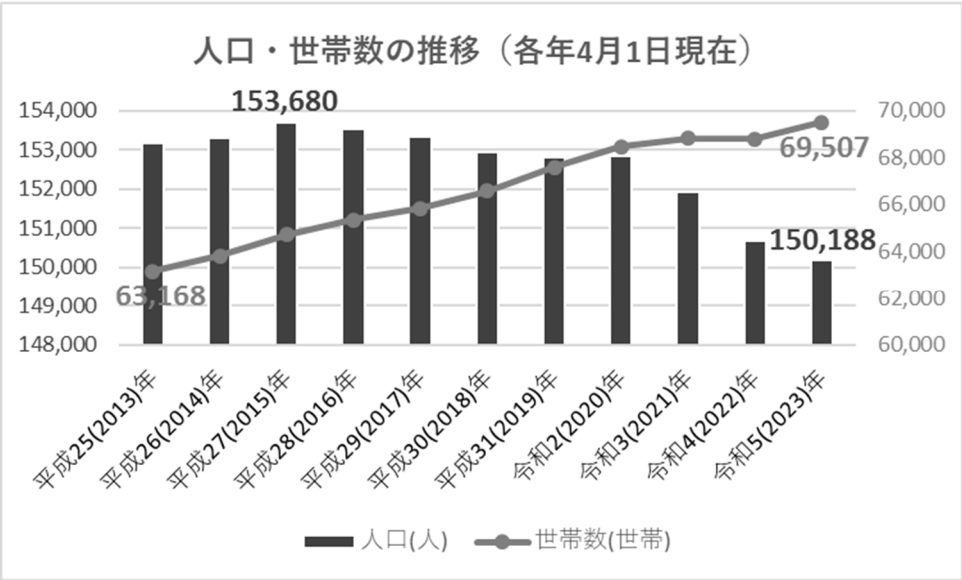


(2) 人口動態

①人口及び世帯数の推移

本市の人口は、平成27(2015)年の153,680人をピークに減少傾向が続いており、令和5(2023)年には150,188人まで減少しています。

一方、世帯数は、概ね増加傾向が続いており、令和5(2023)年には69,507世帯まで増加しています。



②自然増減、社会増減

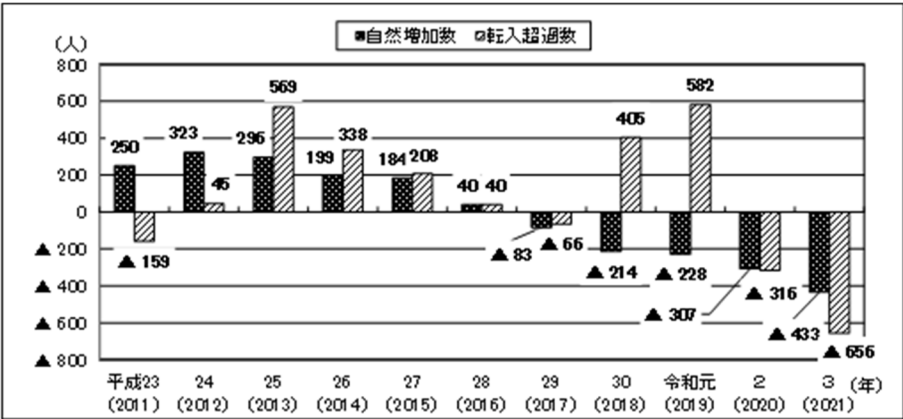
自然増減数（出生数と死亡数の差）は、平成24（2012）年の323人をピークに減少傾向となっており、平成29（2017）年以降はマイナスで推移しています。

一方、社会増減数（転入数と転出数の差）は、平成24（2012）年から令和元（2019）年までは概ねプラス（転入超過）で推移していたものの、令和2（2020）年からはマイナス（転出超過）となっています。

＜自然増減数・社会増減数の推移＞

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口動態」

注）平成23・24年は4月1日～翌年3月31日、それ以降は1月1日～同年12月31日の合計。



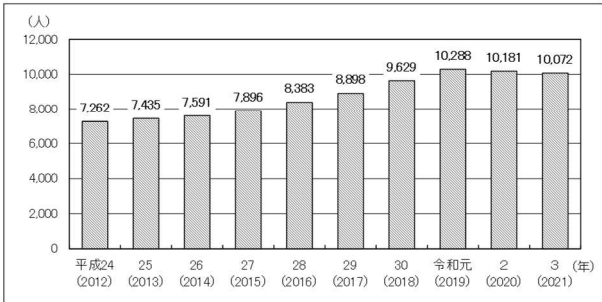
③外国人人口

外国人人口は、令和2（2020）・3（2021）年は、コロナ禍の影響で対前年比マイナスとなっているものの、いずれも小幅な減少にとどまっており、外国人の市内での定住が進んでいることが見て取れます。

県全体の令和3（2021）年12月31日の外国人人口は26万5,199人、このうち本市が占める割合（全体比）は3.80%であり、県内38市の中では高い方から6番目の上位に位置しています。

＜外国人人口の推移＞

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（各年12月31日現在）」



＜令和3（2021）年12月31日現在の外国人人口の上位10市（県全体に占める割合）＞

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

順位	市名	外国人人口（人）	全体比（％）
1	名古屋市	80,555	30.38
2	豊橋市	18,929	7.14
3	豊田市	17,941	6.77
4	岡崎市	12,282	4.63
5	西尾市	10,220	3.85
6	小牧市	10,072	3.80
7	安城市	7,648	2.884
8	春日井市	7,647	2.883
9	豊川市	7,161	2.70
10	一宮市	6,842	2.58
県全体		265,199	—

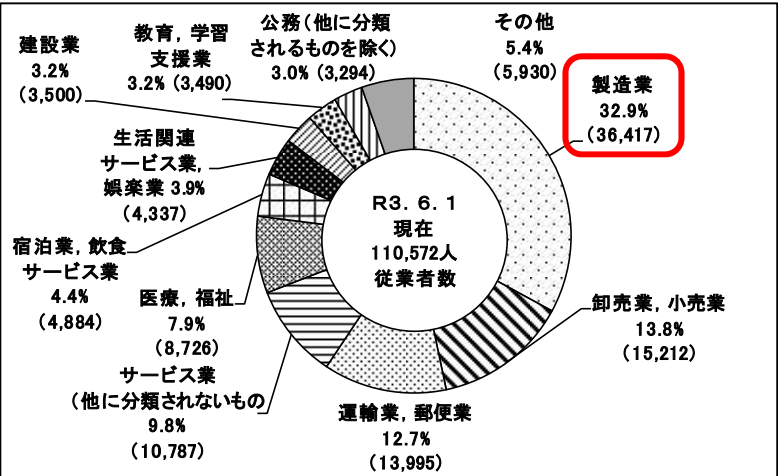
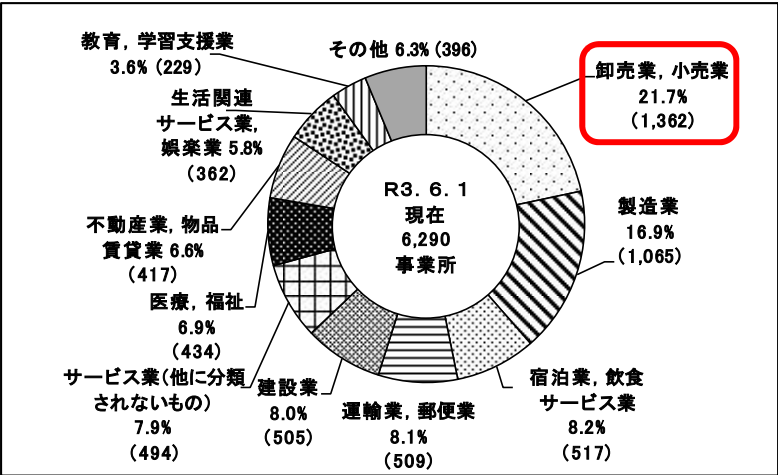
(3) 産業

令和3（2021）年6月1日現在、事業所数では「卸売業、小売業」が最も多く、「製造業」がこれに次いでいます。また、従業者数では、「製造業」が32.9%で突出しています。

＜産業大分類別の事業所数及び従業者数の構成比（上位10業種）＞

（令和3（2021）年6月1日現在）

出典：総務省「経済センサス-活動調査（速報集計）」

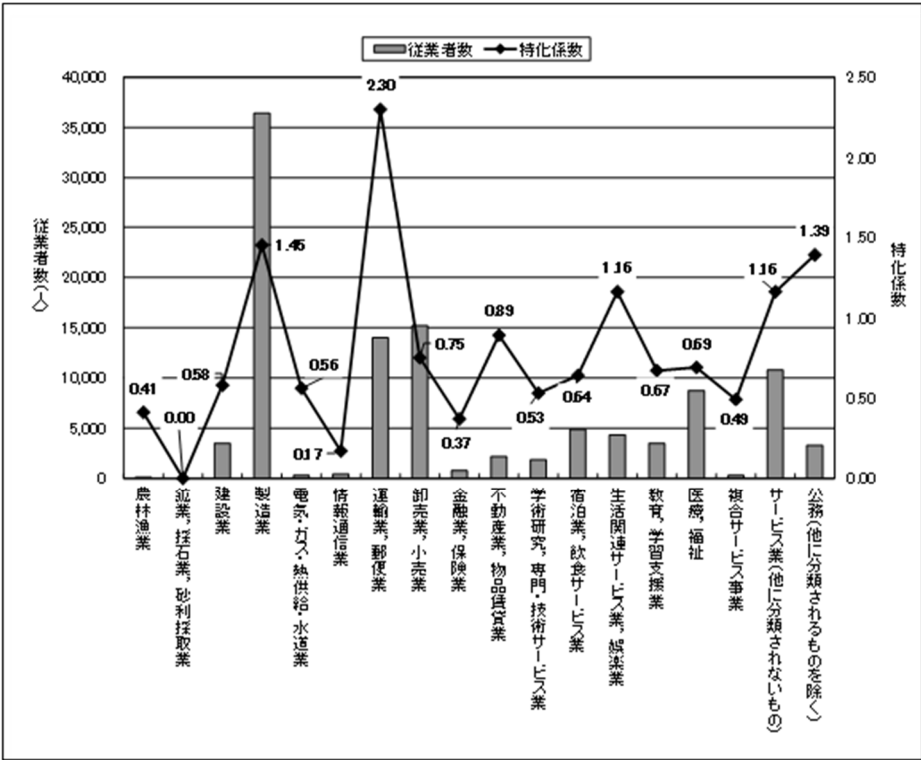


本市が県内54市町村（38市14町2村）の中で、どのような産業を雇用の場として多く提供しているのかを、産業別特化係数（本市のX産業の従業人口構成比÷県内54市町村のX産業の従業人口構成比）で見ると、「運輸業、郵便業」が2.30で突出しています。つまり、本市の「運輸業、郵便業」の従業者の構成比は、愛知県と比較して2.3倍も高いことから、産業構造上の大きな特徴の1つと考えられます。

＜産業大分類別の従業者数及び産業特化係数＞

（令和3（2021）年6月1日現在）

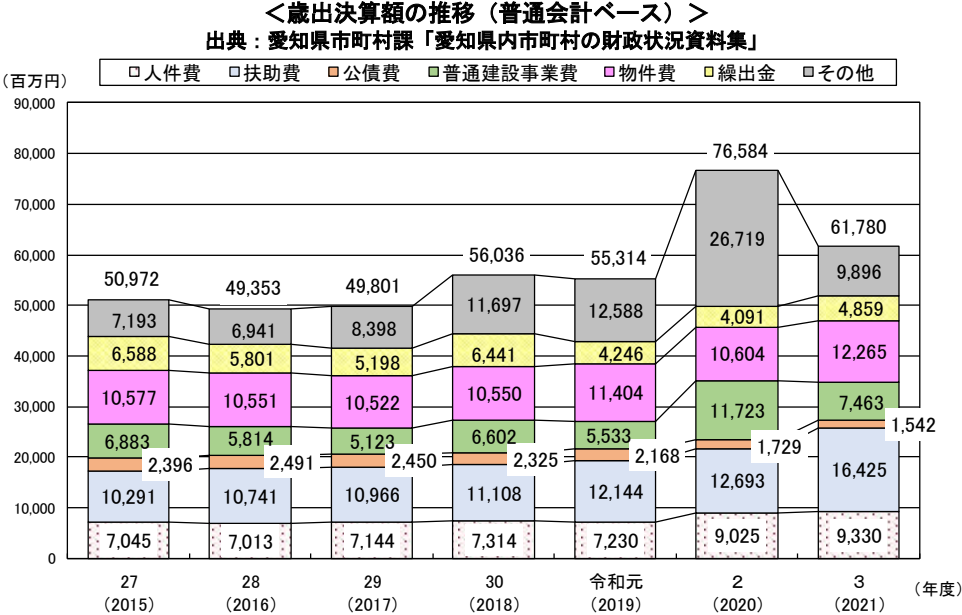
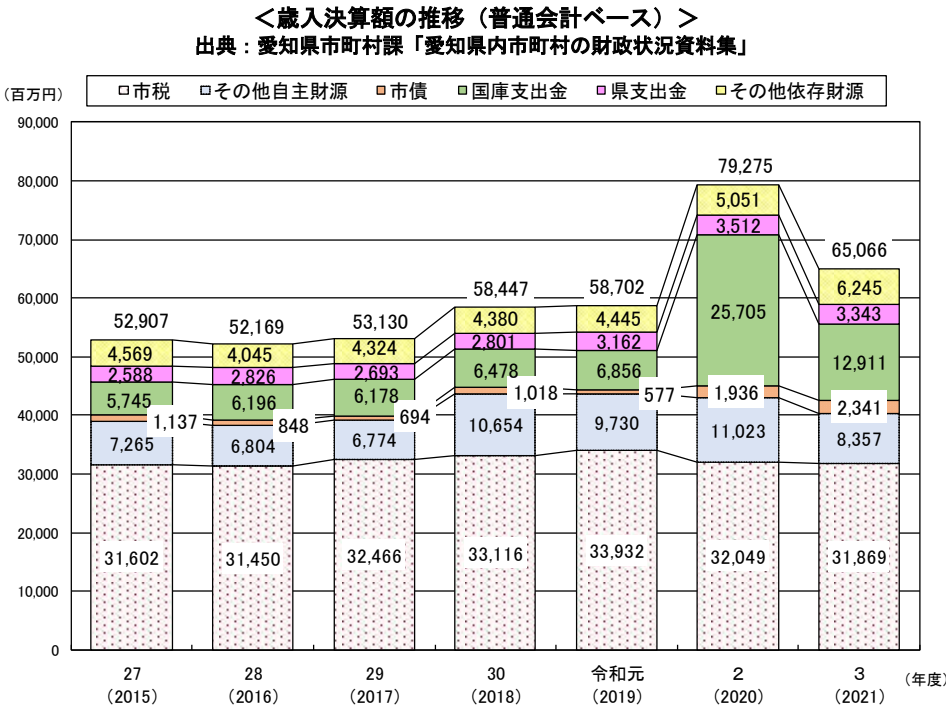
出典：総務省「経済センサス-活動調査（速報集計）」



(4) 行財政

①歳入・歳出

決算総額は歳入・歳出ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に増加した令和2（2020）年度以降を除くと、令和元（2019）年度までは増減を繰り返しながらも、小幅な増加傾向で推移していました。

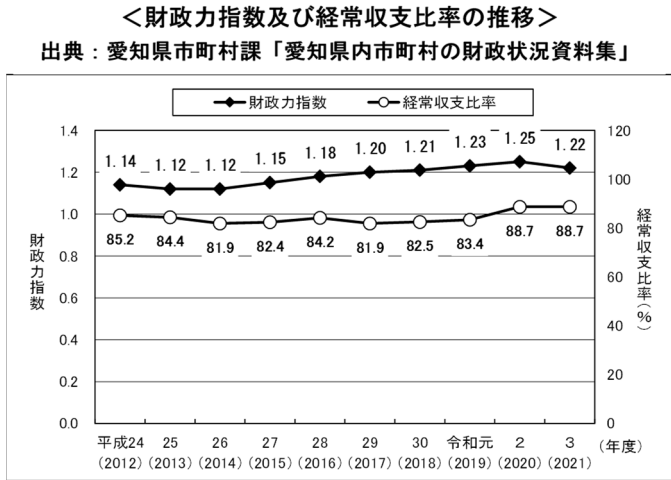


②主要財政指標

財政基盤の強弱を判断する指標の1つである財政力指数は、平成27（2015）年度以降、概ね対前年度比プラスで推移しており、令和3（2021）年度は1.22となりました。

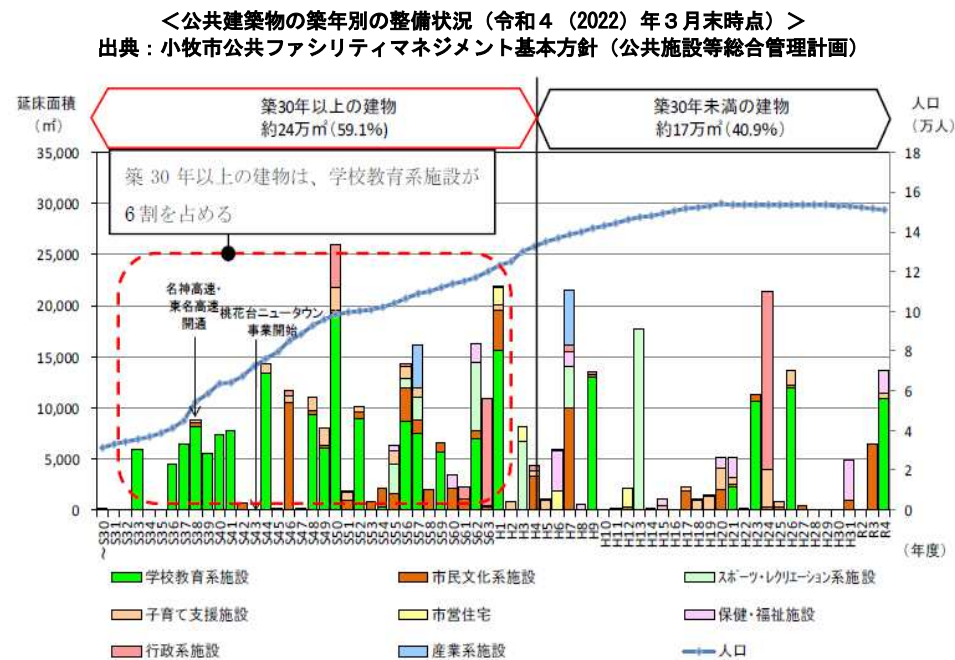
人件費、扶助費及び公債費など、毎年度経常的に支出される

経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この比率が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている経常収支比率は、令和2（2020）・3（2021）年度はいずれも88.7%と高い水準で推移しています。



③公共施設

本市が所管する公共施設のうち、築30年以上の建物は、令和4（2022）年3月末時点で総延床面積の59.1%を占めています。また、これらの6割を占める学校教育系施設は老朽化が進んでおり、今後、建替え、大規模改修等の必要性が高まることが予測されています。



3. まちづくりの主要課題

限りある経営資源を効果的・効率的に活用するためには、時代の潮流や本市の現状を踏まえ、本市における主要課題を的確に把握することが重要です。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

- ・全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、本市の人口も平成27（2015）年以降減少傾向が続いており、あわせて少子高齢化も進んでいます。
- ・これからのまちづくりは、人口減少や少子高齢化によりもたらされる様々な問題を念頭に、市全体若しくはそれぞれの地域ごとの特性に応じて社会環境を整えていく必要があります。

(2) 健康寿命の延伸と生きがいづくり

- ・本市においても、今後、高齢者、認知症高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が見込まれています。
- ・生涯を通じて生きがいを持ち、活力ある人生を過ごすためにも、生きがいづくりやフレイル予防等に注力することで、健康寿命を延伸していく必要があります。

(3) 外国人市民との共生

- ・本市の外国人市民は、コロナ禍で一時的に1万人を下回る時期もありましたが、令和4（2022）年以降は1万人以上を維持しています。
- ・国籍に関わらず、小牧市民としてお互いを尊重し、交流を深め、支え合うことで、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

(4) 誰もが恩恵を享受できるデジタル化の推進

- ・本市では、近年、スマート窓口の実施や窓口でのキャッシュレス決済の導入等、デジタルを活用した市民サービスの向上に取り組んでいます。
- ・今後も、デジタルデバイド（情報格差）を解消しつつ、デジタルを活用することで利用者にとってわかりやすく、使いやすいサービスを提供していく必要があります。

(5) 環境に配慮した取組の推進

- ・令和3年6月、本市は、令和32（2050）年を目途に二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- ・その実現に向けては、行政はもとより、市民や事業者とともにあらゆる取組を進めていく必要があります。

(6) コロナ禍で傷ついた地域のコミュニティ活動の再活性化

- ・コロナ禍により、地域のコミュニティ活動は、3年以上にわたり中止や延期を余儀なくされてきました。
- ・地域のつながり、コミュニティ活動などがコロナ禍によってこのまま失われることがないよう、地域の交流や支え合い活動等の再開を支援していく必要があります。

(7) 強みを活かした産業振興

- ・本市は、広域交通の結節点という強みを活かして、内陸工業都市として発展してきました。
- ・今後も、バランスの良い産業集積を持続的に高めるためには、成長産業の参入や新事業の展開の促進、最先端技術を活用した生産性向上等の支援に取り組んでいく必要があります。

(8) 効果的・効率的な自治体経営

- ・歳出に占める義務的経費の割合は、令和4（2022）年度決算で42.6%となり、10年前に比べて3.1%増加していることから、財政の硬直化が進んでいます。
- ・これまで以上に、限られた経営資源を適切に配分し、効果的・効率的な自治体経営を行っていく必要があります。

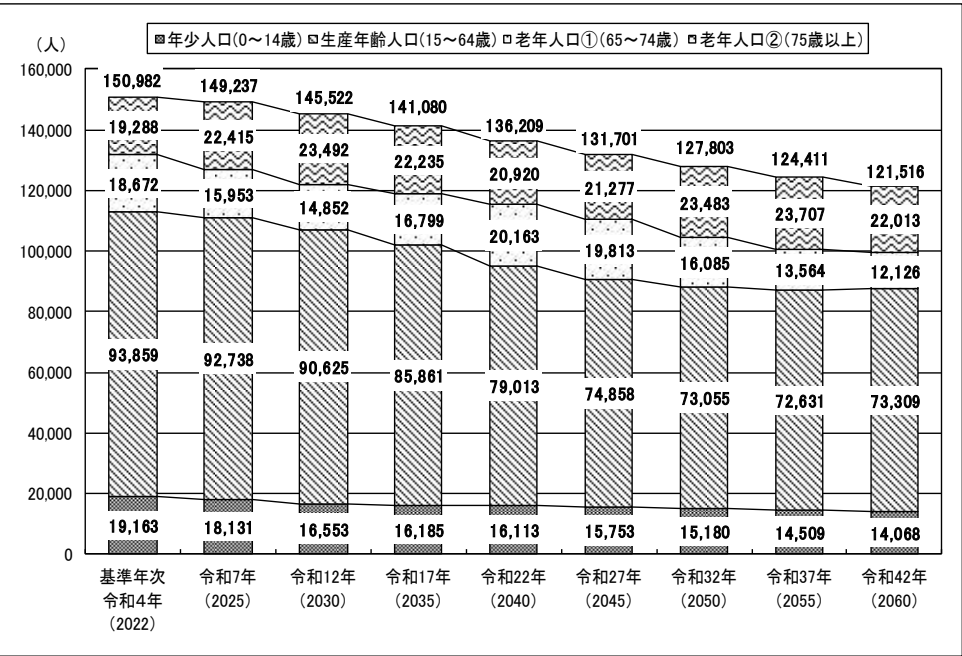
4. 計画策定にあたっての前提

(1) 将来人口推計

本市が統計的な手法を用いて推計を行った結果、将来人口（日本人と外国人の合計）は、今後、一貫して減少傾向で推移し、その減少幅は年を経るごとに拡大すると予測しています。

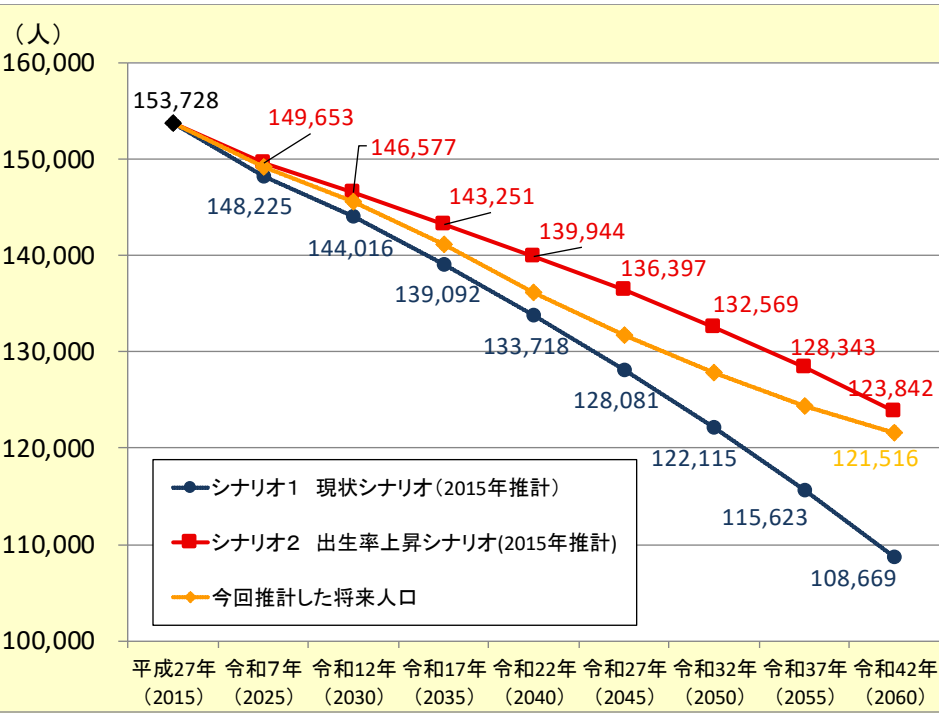
年齢階層別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）は、一貫して減り続ける一方、老年人口（65歳以上）は、概ね増え続けますが、令和27（2045）年頃をピークに減少傾向に転じるなど、将来的には高齢者の人口も減少局面に入ると予測しています。

＜将来人口の推計結果＞



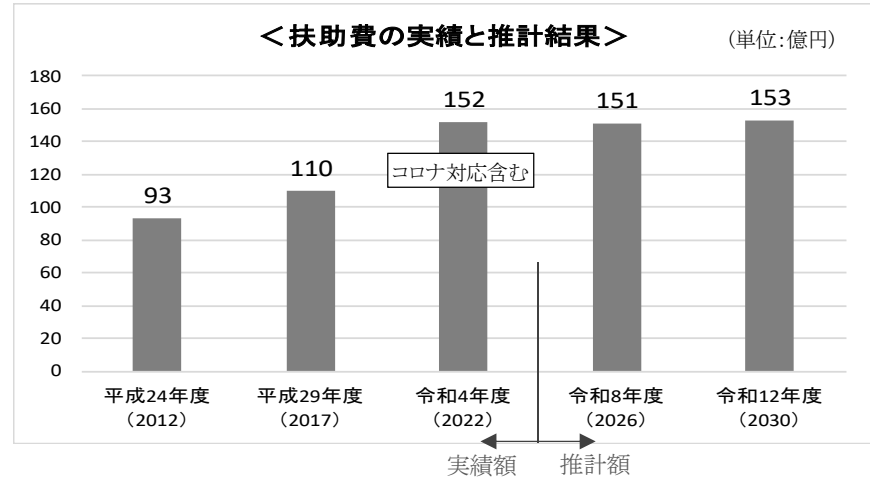
平成27（2015）年度に推計した人口ビジョンによる人口の将来展望と今回推計した将来人口を比較すると、シナリオ1（人口減少克服に向けた施策を実施しなかった場合）よりは上回っていますが、シナリオ2（目指すべき将来の方向に沿った今後の施策の効果が現れた場合）と比較すると、令和42（2060）年時点では2,326人少ない推計となっています。

＜人口ビジョンと今回の将来人口の推計＞

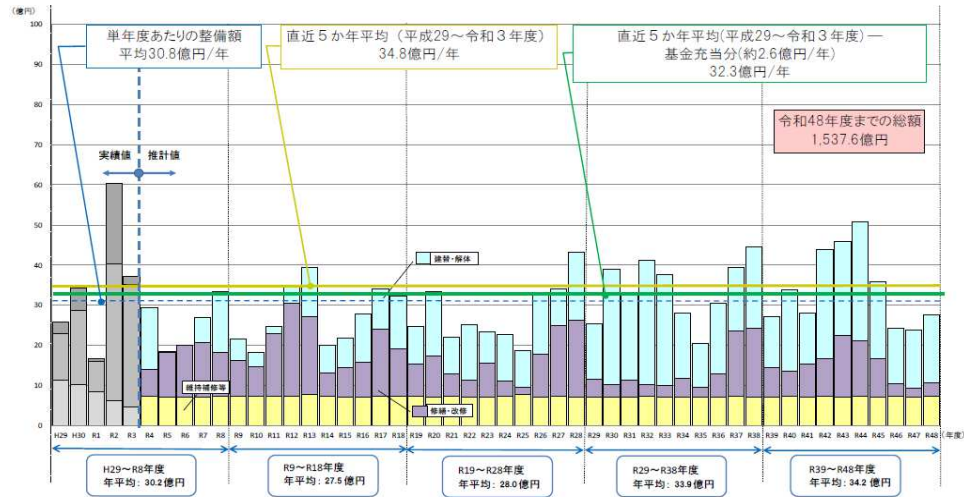


(2) 扶助費の推計と公共施設の長寿命化計画

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数年間を除くと、全体の傾向としては、扶助費の実績額は一貫して増加傾向で推移しています。今後も高齢化の進展に伴い、この傾向は変わらないと予測しています。



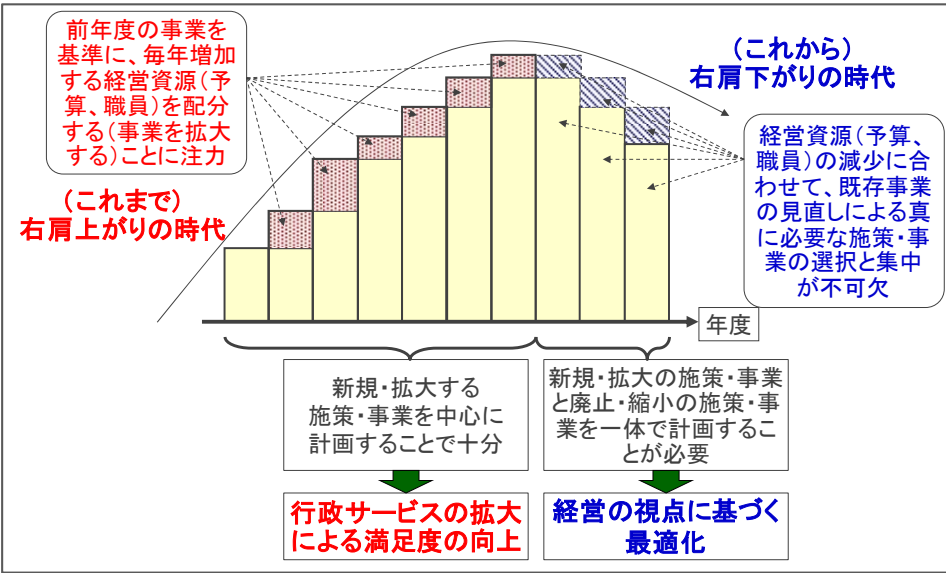
公共施設の老朽化等に伴い、適切に維持管理していくための修繕や改築等が必要になっていくことから、計画的に施設の長寿命化に取り組む必要があります。※建築物の長寿命化を図り築80年で建替え、さらに、適正配置計画の取組を反映し、費用の平準化を行った場合



(3) 推計を踏まえた自治体経営

人口が年々増加し、経営資源(予算、職員)も「右肩上がり」であった時代は、毎年増加する経営資源をどのように配分し事業を拡大していくかに注力していましたが、人口が減少し、経営資源も「右肩下がり」に突入していくこれからの時代は、限られた経営資源をどのように配分し、全体の最適化を図るかに注力していく必要があります。

本市においても、人口が減少し経営資源が「右肩下がり」に突入しています。先行き不透明な時代においては、その時々々の経営資源において、どのように行政サービスの「全体最適化」と「効率の最大化」を図るかが重要であることから、策定時点の状況で記載した内容に固執することなく、事業の実施にあたっては柔軟に対応してまいります。



第I章 計画の概要

1. 計画の位置づけと目的

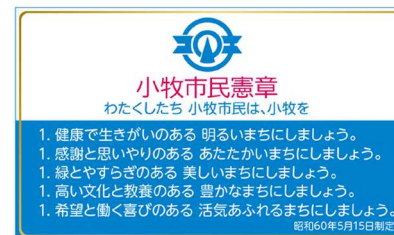
本市では、小牧市自治基本条例の第19条第1項において、小牧市民憲章（昭和60（1985）年5月15日制定）に掲げる理想のまちを実現するため、その基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされており、「まちづくり推進計画」はこの基本計画に該当するものです。

同条例では、「市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製する」ことが規定されており、「まちづくり推進計画」は、予算の編成・議決・執行等の行政運営の基礎をなす、本市の最上位計画として位置づけられています。

これまで本市では、「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画（計画期間：令和元（2019）年度～8（2026）年度）」において、3つの都市ヴィジョン『こども夢・チャレンジNo.1都市』、『健康・支え合い循環都市』、『魅力・活力創造都市』をまちづくりの機軸として掲げるとともに、“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsや、性別・人種・国籍・年齢・障がいの有無などの多様性を活かすダイバーシティの考えも包含しつつ、多様な市民と行政の協働により、小牧市の強みを活かしたまちづくりを進めてきました。

一方で、策定から4年が経過し、DX（デジタルトランスフォーメーション）やカーボンニュートラル、大規模災害への備え、厳しさを増す自治体経営など、市政を取り巻く時代の潮流は刻々と変化しています。変化の激しい時代において本市のまちづくりは、人口減少・少子高齢化への対応、デジタル化の推進、環境に配慮した取組の推進、効果的・効率的な自治体経営などを主要課題と捉え、今後、これらの主要課題にどのように対応していくのかが問われています。

このような中、現に直面している地域課題の解決はもとより、変化を続ける社会情勢や市民ニーズに的確に対応したまちづくりを計画的に推進し、将来にわたり夢と希望に満ちあふれた小牧を確立するための新たな指針として、「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」を策定します。



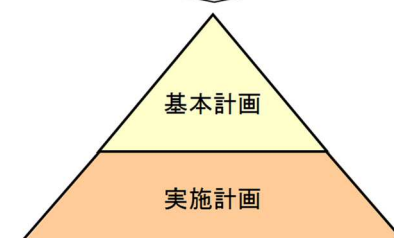
【小牧市民憲章】

- 市民のみちしるべとして、健康で明るい生活を送るため、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう 豊かな社会を形成するために制定されたもの。



【小牧市自治基本条例】

- 小牧市の自治に関する基本的なことをルールとしてまとめ、「市民」「議会」「行政」が目指すべきまちの姿を共有するとともに、それぞれの役割と責任を明確にし、市民主体の自治の推進を図るためのもの。



【小牧市まちづくり推進計画】

- 小牧市の最上位計画であり、市政運営の基礎となるもの。
- 施策の実施手段である主な事務事業を位置つけた基本計画の実行手段にあたるもの。
- 3か年を計画期間としてローリング方式により毎年度策定する。

2. 計画期間

「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とし、市長任期にあわせて見直し、新たな基本計画を策定することとします。なお、市長任期に関わらず、予期せぬ社会情勢の変化があった場合等は、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

3. 計画推進における横断的な視点

時代の潮流や今後、更に多様化・複雑化していくと見込まれる様々な地域課題に的確に対応していくためには、本計画をより効果的・効率的に推進していく必要があります。そのためには、各施策の推進に加え、施策全般にわたる横断的な視点を明確にすることで、施策や分野を横断した連携が深まり、計画全体の推進効果を更に高めることができます。このことから、本計画の推進における横断的な視点を次のとおり掲げます。

(1) SDG s の推進

SDG s は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するために 17 の目標を掲げ、その達成に向けて経済・社会・環境の広範な課題の解決に統合的に取り組むことをうたった、令和 12 (2030) 年までを目標年限とする世界共通の目標です。

17 の目標は、いずれも「住民福祉の向上」という地方自治体が果たし得る役割と密接に関連しており、地方自治体の取組そのものが SDG s の達成に直結すると考えられます。

本市は、これまでに「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」の推進を通じ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組み、令和 3 (2021) 年 5 月には尾張地域で初となる「SDG s 未来都市」に選定されました。

本市が将来にわたって真に豊かな地域社会を確立するため、SDG s に掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現をすべての政策分野を貫く共通言語として位置づけ、組織横断的に 17 の目標の達成に取り組みます。



(2) 都市ブランド戦略の推進

本市では、市民からいつまでも住みたい、住み続けたいと思われるまちを目指し、小牧に対する市民の愛着や誇りを醸成するため、「子育てしやすいまち」と「史跡小牧山」をブランドの柱と定めた都市ブランド戦略を推進しています。

平成 27 (2015) 年 5 月には、市全体で「こどもを中心に世代を越えて、市民がつながり、支え合う、住みよいまち」を目指し、「こども夢・チャレンジ No. 1 都市宣言」を制定しました。

今後も引き続き、この都市宣言が掲げる理念のもと、全庁一丸となって、こどもの夢への挑戦を応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい、魅力あるまちの実現に取り組みます。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢化が進むと、まち全体の活力が衰退していくことから、人口減少を克服していく必要があります。

雇用の確保・創出、結婚・出産・子育て環境の整備、都市の活性化、魅力の向上・発信等により、地方創生のより一層の充実・強化に取り組みます。

(4) ダイバーシティの実現

性別や国籍、年齢、障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、それぞれの個性や能力を活かしながら地域社会で活躍できる環境を整える必要があります。

多様性を活かすダイバーシティの考えに基づき、すべての市民が共生できるまちの実現に取り組みます。

(5) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

多様化する市民ニーズや社会の変化に対応するためには、施策全般を通じてデジタルを活用する必要があります。

これにより、誰もがデジタル化の恩恵や利便性を享受できる状態を創出し、市民が「豊かさ」を実感できるまちの実現に取り組みます。

(6) カーボンニュートラルの実現

カーボンニュートラルを実現するためには、行政、市民、事業者等が当事者意識を持ち、具体的な取組を実行する必要があります。

市民、事業者等の取組を促進するとともに、市としても施策全般による取組を通じて、持続可能なまちの実現に取り組みます。

4. 計画の構成と体系

(1) 計画の構成

都市ヴィジョン【第Ⅱ章】

小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりを進めていく上での機軸となる考え方を、「都市ヴィジョン」として示しています。

市政戦略編【第Ⅲ章】

都市ヴィジョンを機軸としてまちづくりを進める上で、限りある行政の経営資源を最適に配分すると同時に、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を推進していくため、市長の強いリーダーシップと責任のもと、優先的に経営資源を投入し、強力に押し進めていく事業群を「市政戦略編」として示しています。

この「市政戦略編」は、市長選挙時に掲げた政策を着実に推進していくために策定しているものであり、今後まちづくりを推進していく中で、市長が必要と認めた場合は、適宜見直しを行います。

分野別計画編【第Ⅳ章】

6つの行政分野及びその配下に位置づけられる29の基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段等を体系的に示しています。

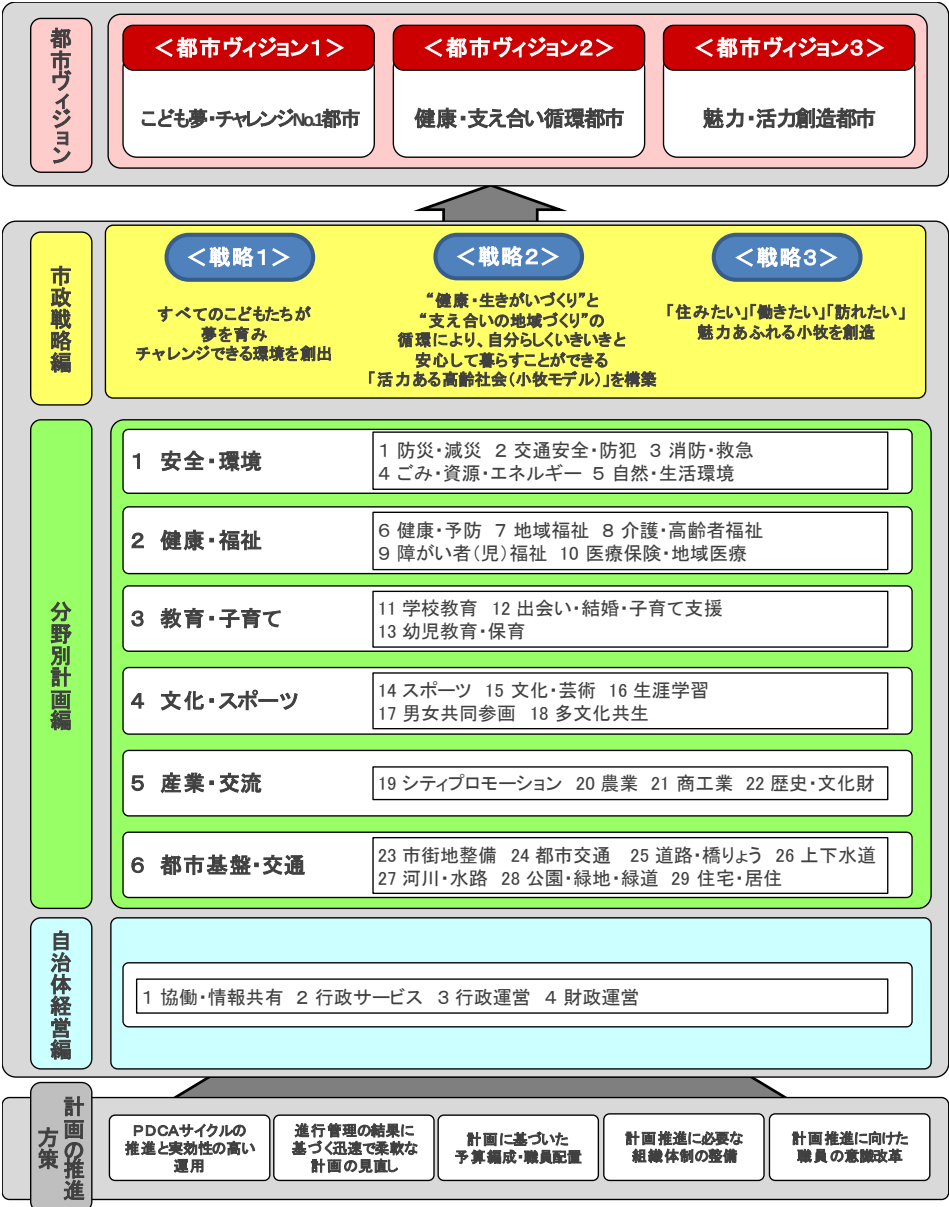
自治体経営編【第Ⅴ章】

効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点の整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進するため、4つの基本施策ごとに、今後、施策の推進によって実現を目指す目的やその達成に向けた手段等を体系的に示しています。

計画の推進方策【第Ⅵ章】

「まちづくり推進計画」を起点とするPDCAサイクル（Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（分析・評価）⇒Act（改革・改善））による計画の推進にあたって、現状と目標との乖離状況を定期的に把握し、その要因を分析することで、計画の進行管理と必要な改革・改善を継続的に実施するための方策を示しています。

(2) 体系



第Ⅱ章 都市ヴィジョン

小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、次の3つの都市ヴィジョンを機軸として掲げ、「活力ある高齢社会（小牧モデル）」の創造と「若年世代の定住促進」を図ります。

都市ヴィジョン1 「こども夢・チャレンジNo.1 都市」

こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい魅力あふれるまちをつくっていくことをイメージした都市概念です。

夢やチャレンジの象徴であり、次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援することで、すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくりへとつなげる『こども夢・チャレンジNo.1 都市』を目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
将来の夢や目標を持っているこどもの割合	78.9% (令和4年度)	↑
安心して子育てができるまちだと思える保護者の割合	89.6% (令和3年度)	↑

都市ヴィジョン2 「健康・支え合い循環都市」

幸せな高齢社会を実現するために、市民の健康づくりを支援し、支え合いの地域づくりに力を注ぎ、「健康」と「支え合い」の地域内循環を目指す小牧市独自の取組をイメージした都市概念です。

市は、スポーツを通じた健康増進を図り、様々な学びを通じて、より豊かな自分らしい人生を送ることができるようにするとともに、市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくりを進めます。

そして、市民活動や地域自治の充実拡大を通じて「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進することにより、高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる『健康・支え合い循環都市』を目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
生きがいを持って暮らしている65歳以上の市民の割合	79.5% (令和3年度)	↑
地域に貢献する活動をしている市民の割合	18.5% (令和3年度)	↑

都市ヴィジョン3 「魅力・活力創造都市」

若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力ある都市と、経済・雇用・財政の基盤が確立された活力ある都市の創造をイメージした都市概念です。

本格的な人口減少時代に突入し、このまま若い世代が減り続ければ、まちの活力が失われてしまいます。そこで、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより地域活性化を図っていきます。

そして、地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高めることにより、経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける『魅力・活力創造都市』を目指します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市に愛着や誇りを感じている市民の割合	79.9% (令和3年度)	↑
名鉄小牧線沿線居住人口	88,975人 (令和4年度)	↑

第Ⅲ章 市政戦略編

小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「こども夢・チャレンジNo.1 都市」、「健康・支え合い循環都市」、「魅力・活力創造都市」の3つの都市ヴィジョンをまちづくりの機軸に掲げました。

市政戦略編は、この都市ヴィジョンを機軸としてまちづくりを進める上で、限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分しながら、効果的・効率的で持続性が高い自治体経営を推進していくため、市長の強いリーダーシップと責任のもと、優先的に経営資源を投入し、強力に推し進めていくための事業群であり、どのような考え方あるいは方策に基づき実現していくのかを示した「戦略」と、戦略の具体的な実行手段の核となる「重点事業」を示します。

都市ヴィジョン1 「こども夢・チャレンジNo.1 都市」

これまで、「こども夢・チャレンジNo.1 都市宣言」や「小牧市地域こども子育て条例」の制定、「こども夢・チャレンジ基金」、「こども夢サポーター制度」、「夢にチャレンジ助成金」などの創設のほか、「学習支援事業『駒来塾』」、「ひとり親家庭等支援事業」、「こまきこども未来館の開館」などに取り組んできました。

また、子育て家庭への支援としては、「子育て世代包括支援センター」による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援体制の充実、「児童クラブの開所時間の延長」、「18歳到達年度末までの子ども医療費助成拡大」などに取り組んできました。

今後も、家庭環境や境遇に関わらず、すべてのこどもたちが夢を育み、未来を描いて挑戦することができるまち、そして、来るべき未来社会を見据えて、充実した教育・子育て環境を実現するため、次の戦略により、「こども夢・チャレンジNo.1 都市」を目指します。

戦略1 すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出

本市の誇る「子育て支援が充実している」姿を一層高めるため、家庭環境や境遇に関わらず、すべてのこどもたちが夢を育み、夢へのチャレンジをまち全体で応援できる環境を構築するとともに、来るべき未来社会を見据え、こどもたちが社会の変化とともに自らを成長させ続け、生き抜いていける確かな力を身につけるための環境を整備します。

<重点事業1-1 こどもたちの夢への挑戦を応援>

こどもたちの夢への挑戦をまち全体で応援するため、企業、市民活動団体、地域、行政等、様々なサポーターと連携した講座等を開催することで、こどもたちが夢に挑戦するきっかけとなるような機会を創出するとともに、各種助成金等により、夢への挑戦の第一歩を後押しします。また、家庭環境や境遇によって、こどもたちが夢や希望をあきらめることがないよう、「駒来塾」による学習支援活動やこども夢・チャレンジ事業を推進し、高等学校及び大学等への進学支援として、育英資金の対象者拡大や生活困窮世帯等を対象とした新たな進学支援制度を創設します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
こまきこども未来大学の受講者数		
駒来塾の参加者数		

＜重点事業1－2 子育て家庭への支援を強化＞

安全・安心な妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関する様々な相談に応じることができる体制を強化し、それぞれの家庭環境に応じて必要な支援につなげます。また、本市独自の少子化対策の拡充として所得や出生順位に関わらず、保育園・認定こども園・小規模保育事業所に通う0歳児から2歳児までの保育料を無償化するとともに、学校給食費についても恒久的無償化の対象を更に拡大します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
子育て世代包括支援センターや各児童館(子育て支援室)での相談件数		
子育てについて相談できる人がいる保護者の割合		

＜重点事業1－3 未来を見据えた教育環境の整備＞

既に配備が完了している1人1台タブレットの更新や高速で安定した通信環境を整備することで、より快適なICT教育環境を整えます。また、老朽化及び狭あい化の進む米野小学校の建て替えを進めるとともに、市全体で児童生徒が減少していく中でも、こどもたちに充実した学びの場を確保するため、学校施設の適正規模・適正配置などの基本的な考え方を整理した計画を策定します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
タブレットを活用した授業はわかりやすいと感じている児童生徒の割合		
新たな学校づくり推進計画の策定		

都市ヴィジョン2 「健康・支え合い循環都市」

これまで、市民の健康づくりに向けて、本市独自の人間ドック制度や健康いきいきポイント制度の創設、各種検診・予防接種の充実、ウォーキングアプリ「alko」の開発、フレイル予防の実施、高齢者外出支援のためのこまき巡回バス「こまくる」の拡充、口腔ケアの充実などに取り組み、市民の元気づくりを応援してきました。

そして、地域協議会の設立・運営支援、支え合いいきいきポイント制度の創設、ふれあい・いきいきサロンの設立・運営支援、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の開設など、支え合いの地域づくりに取り組んできました。

高齢者の割合が増え続ける中、地域で支え合って自分らしくいきいきと安心して暮らし続けることができる「幸せな高齢社会」を実現するため、今後も、健康・生きがいづくり支援と支え合いの地域づくりを両輪とした次の戦略により、「活力ある高齢社会（小牧モデル）」＝「健康・支え合い循環都市」を目指します。

戦略2 “健康・生きがいづくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」を構築

すべての市民が健康で生きがいのある人生を生きつつ、市民同士が地域で互いに支え合い助け合う、「健康」と「支え合い」が循環する仕組みを構築します。健康づくりでは、人生100年時代の到来に備え、生涯にわたって元気に活躍できるよう、心身ともに「健康」な状態を保つとともに、支え合い活動では、個人の学びを地域に還元できる支え合いの担い手を育成します。

＜重点事業2－1 人生100年時代の健康づくり＞

人生100年時代の到来に備え、世代に関わらず心身ともに健康を維持するためには、「食事・運動・睡眠」のバランスが重要であることから、栄養バランスが学べる料理教室の開催や配食サービス、アプリを活用した運動のきっかけづくり、個人でも気軽にスポーツ施設を利用できるよう構築した予約システムの活用を促すことで、市民の健康づくりを強力に後押しします。また、企業や大学等とも連携しながら、新たなフレイル予防の拠点整備をはじめ、高齢者の買い物・外出支援とあわせて、フレイル予防事業の充実に取り組みます。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
週1回以上適度な運動をしている成人市民の割合		
フレイルチェック測定会参加者数		

＜重点事業2－2 生涯学習を通じた生きがいづくりと地域を支える人材育成＞

生涯学習を通じた個人の学びや趣味を自身の中にとどめるだけでなく、学びや趣味を通じて培った知識や技術を地域の人たちにも還元できるような人材を育成するため、「こまなびサロン」とこまき市民交流テラス「ワクティブこまき」等との連携を強化し、生涯学習の環境を充実します。また、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」を拠点に、一人ひとりのライフスタイルに応じて気軽にボランティア活動に参加できるよう、活動内容や活動時間を自由に選べたり、一時的な活動も可能とするなどのマッチングの仕組みを構築します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
生涯学習に関する講座の受講者数		
ボランティア登録者数		

＜重点事業2－3 健康づくり・地域の支え合い活動の循環＞

コロナ禍により停滞したコミュニティ活動を活性化し、地域の絆力を向上させるため、小学校区単位で設立が進んでいる地域協議会の活動を支援することで、地域住民の主体的な活動の場づくりを推進します。

また、健康づくり・支え合い活動の活性化のため、こまきいきいきポイント制度をより一層使いやすい制度に見直すとともに、これらの活動の地域内循環を生み出すための経済的トリガーとして、「市内限定商品券（プレミアム商品券）」を有効に活用します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
こまきいきいきポイント還元者数		
福祉分野の活動をしている地域協議会の割合		
市内限定商品券が使える店舗数		

都市ヴィジョン3 「魅力・活力創造都市」

これまで、本市の将来を見据えて、市内企業の操業支援、企業誘致・産業集積の推進や、市内の消費循環を高めるこまきプレミアム商品券発行助成事業、史跡小牧山を会場とするこまき信長夢夜会や小牧発祥の名古屋コーチンなどを核とした観光振興などに取り組み、本市の魅力と活力を高めてきました。

地域ごとの取組としては、小牧市中央図書館の開館や小牧市中心市街地グランドデザインに基づく取組等による中心市街地のにぎわいの創出、人口減少が進む東部地域における魅力の向上等に取り組んできました。

今後も、持続可能な魅力と活力あふれる小牧市を実現するため、次の戦略により地域活性化を図り、将来にわたって輝き続ける「魅力・活力創造都市」を目指します。

戦略3 「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造

市民の愛着や誇りを醸成し、市内外から支持される魅力あるまちづくりを進めるとともに、本市の強みであるバランスの良い産業集積を持続的に高め、企業の新事業展開や生産性の向上を支援し、将来にわたって経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを構築します。

「小牧市中心市街地グランドデザイン」による中心市街地の魅力とにぎわいを創出するとともに、「東部振興構想」に基づく新たな魅力の創出や魅力の再発見を通じて、誰もが暮らしたくなる東部のまちづくりを進めます。また、北西部地区についても、道路や北西部地区公園などの基盤整備を計画的に進めます。

<重点事業3-1 関係人口の拡大・深化>

市外に向けて、本市の特色や魅力を効果的に発信することで、小牧市へ興味・関心を持つ人を増やすとともに、ふるさと納税を通じた寄附などへの行動変容につなげます。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
市政情報に関する動画の閲覧数（累計）		
ふるさと納税の寄附者数		

<重点事業3-2 魅力と活力ある中心市街地の創出>

「小牧市中心市街地グランドデザイン」で掲げるまちの将来像の実現に向け、小牧駅と史跡小牧山、それらを結ぶシンボルロードを含む中心市街地の魅力と活力を高めるため、市民や商店、関係団体等と連携して、にぎわいと交流の創出に取り組むとともに、駅の東西空間と名鉄小牧駅ビルを一体的に捉えた整備について検討を進めます。また、民間活力を導入して小牧山東公園を整備するとともに、史跡小牧山の整備を進め、その魅力を効果的に発信します。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
中心市街地まちづくりプラットフォーム登録者数		
中心市街地に立地している主な公共施設の来館者数		
史跡小牧山を訪れた人の数		

＜重点事業3－3 夢と希望あふれる東部地域の振興＞

「東部振興構想」の実現に向け、地域住民をはじめ、東部地域に関係する人たちと、まちの課題やまちづくりの方向性を共有し、夢と希望を持って連携・協力した取組を進めます。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
東部まちづくりプラットフォーム登録者数		

＜重点事業3－4 市内産業力の強化と地域経済の活性化＞

アフターコロナの持続可能な社会を支える産業・経済の確立を図るため、「小牧市企業新展開支援プログラム」を通じた支援を強化するとともに、ふるさと納税制度における魅力ある返礼品の開発を通じて、地場産品を創出して地域経済の活性化に取り組みます。

【事業の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目標値(R8年度)
企業新展開支援プログラムを通じた支援件数		
魅力あるふるさと納税返礼品の種類		

第Ⅳ章 分野別計画編

1 安全・環境

基本施策 1 防災・減災

◆現況と課題

- 近年、南海トラフ地震が今後30年以内に7割から8割の確率で発生すると言われており、平成27（2015）年に行った地震災害の被害想定調査結果によると、本市が想定する最大規模の地震では最大震度6強、建物の全半壊11,291棟、死者174名に上るなど、地震の発生が危惧されています。しかし、災害用備蓄品の備蓄や家具の転倒防止など、災害に対する備えをしている市民の割合は年々増えているものの、近年、本市に大規模災害が発生していないことから、その割合は半数程度にとどまっています。
- 平成12（2000）年の東海豪雨では、市内全域が浸水被害に見舞われ、東部地区では土砂崩れにより2名が犠牲となる土砂災害が発生しました。また、風水害の被害想定では、水防法に基づく国や県の調査結果によると、外水氾濫は五条川流域や大山川流域で、内水氾濫は市内全域で浸水被害が想定されているため、風水害や地震に対して市民一人ひとりが災害への備えの重要性を認識し、主体的な防災対策を講じるよう促す必要があります。
- 特に、転入後間もない市民の避難所に対する認知度は低く、また、気象情報や避難情報などの防災情報を入手することができる防災情報メールの登録者数が伸び悩んでいることから、市主催のイベントをはじめ、広報こまきやSNSなど、あらゆる機会を捉えての普及、啓発が必要です。
- 大規模災害時には多くの市民が避難所に避難することが想定されるため、避難所における環境を整備することが必要です。
- 特に、外国人市民に対しては、自然災害の多い我が国の現状を伝え、防災意識の高揚と災害への備えを促すとともに、災害時には共助が重要となることから、防災訓練への参加を促す必要があります。
- 129ある自主防災会ごとに実施していた防災訓練は、地域協議会を中心とした小学校区ごとの防災訓練に開催方法を変更し、地域の連携を図っています。今後も継続してより多くの市民が訓練に参加することで、自助・共助の認識を高め、地域で支え合う風土を醸成する必要があります。
- 大規模な災害が発生した際には、迅速な復旧・復興を進める必要があります。そのため、平時から愛知県をはじめ、他自治体や民間団体、事業所などとの連携を強化する必要があります。

◆基本施策の目的及び状態指標

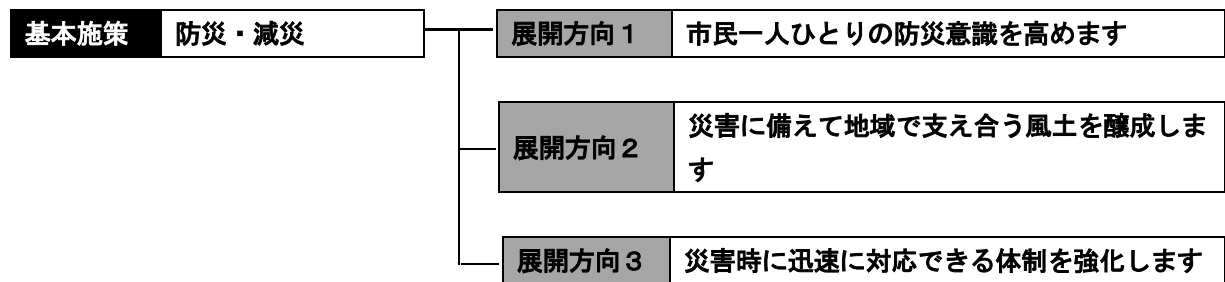
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然災害による死傷者数	0人 (令和4年度)	→

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

【目標】

○災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動ができるよう、日頃から防災・減災の意識を高めます。

【手段】

○防災訓練時や広報こまき、市ホームページ、SNS などの機会を通じて、日頃から災害に備えておく重要性を普及、啓発するとともに、避難所情報を周知します。

○防災ガイドブックや SNS などの活用を通じて災害情報を分かりやすく迅速に伝達します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	54.3% (令和3年度)	↑
家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合	40.0% (令和3年度)	↑
避難所を知っている市民の割合	76.0% (令和3年度)	↑
市公式 LINE で災害情報のセグメントを登録している市民の数	—	↑

◆展開方向 2：災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します

【目標】

○災害時に地域住民が支え合い、助け合う風土を醸成します。

【手段】

○女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人市民など、多様な視点を踏まえた内容に見直した防災訓練を推進します。

○実践的な地区防災訓練などを通して、地域協議会・自主防災会への指導を行います。

○自主防災会活動支援補助金を活用することで、地区住民が主体となった防災対策を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
防災訓練への参加者数	2,187 人 (令和4年度)	↑
災害時外国人支援ボランティアが防災訓練に参加した学校数	6 校 (令和4年度)	↑
自主防災会活動支援補助金の活用団体数	94 団体 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：災害時に迅速に対応できる体制を強化します

【目標】

○災害時に被害を最小限にとどめ、適切な復旧・復興対策を講じることができる体制を構築します。

【手段】

○市職員向けの研修や訓練を実施します。

○避難所の環境を整備します。

○他自治体や民間企業との相互連携や協定締結を推進します。

○企業に対し、業務継続計画（BCP）を作成するよう周知の作成支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市職員向けの研修・訓練回数	7回 (令和4年度)	↑
災害時に備えた関係団体との研修回数	7回 (令和4年度)	↑

基本施策2 交通安全・防犯

◆現況と課題

- 全国の交通事故発生件数は平成16（2004）年以降、交通事故死者数は平成4（1992）年以降、減少傾向が続いています。今後も自動車の安全性能の向上などにより、交通事故発生件数及び交通事故死者数の減少が見込まれる一方、高齢化の進展により、高齢者が被害者や加害者となる事故の増加が危惧されます。
- 幼児期からの交通安全教育を実施するとともに、事故に遭いやすい高齢者の交通安全意識の向上と交通ルールを遵守するよう啓発することが必要です。また、自転車による交通事故の増加が危惧されることから、被害者にも加害者にもならないための交通ルール遵守と、ヘルメット着用を促進する必要があります。
- 全国の刑法犯認知件数は平成14（2002）年をピークに減少傾向が続いています。本市でも同様に減少傾向が続いていましたが、令和4（2022）年の刑法犯認知件数は前年比で49件増加しています。刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が全体の約7割を占めており、自転車盗や車上ねらいなど身近な犯罪が多発していることから、市民の防犯意識の向上と犯罪が起こりにくい環境の整備が必要です。
- 近年、消費者トラブルに関する相談件数は、減少傾向にありますが、年齢階層では、70歳以上の高齢者が上位を占めています。また、令和4（2022）年4月からの成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者トラブルを未然に防止できるよう、ICTを活用した情報発信や早い段階からの消費者教育を行うなど、効果的・効率的に幅広い年齢層を対象とした消費者教育の充実が必要です。

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

交通事故や犯罪、消費者トラブルの被害者や加害者になることがないよう、すべての市民が安全・安心に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人身事故件数	541件 (令和4年度)	↓
刑法犯認知件数	874件 (令和4年度)	↓
消費生活センターで把握した消費者トラブルの件数	921件 (令和4年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：交通安全意識と交通マナーを高めます

【目標】

○自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識と交通マナーを高めます。

【手段】

- 幼児・児童を対象に、自転車乗車時や歩行時に交通ルールを守った行動ができるよう、保育園、幼稚園、小学校で交通安全教室を開催します。
- 運転能力の確認や歩行時の交通ルールに対する認識を深め、被害者にも加害者にもならないよう、高齢者を対象とした出前講座を開催します。
- 地元企業と協力し、交通量の多い道路などで、走行中のドライバーに交通安全や安全運転を啓発する活動を実施します。
- 自転車利用の多い高校生を中心に、警察や学校と協力して自転車利用に関する交通マナーを啓発する活動や、交通ルールへの理解を深める自転車交通安全教室を開催します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
交通安全教育への参加者数	3,171 人 (令和4年度)	↑
啓発活動などへの参加企業数	4 社 (令和4年度)	↑
交通安全対策事業への高齢者の参加者数	251 人 (令和4年度)	↑
自転車に乗る時にヘルメットを着用している割合	7.1% (令和3年度)	↑

◆展開方向2：犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

【目標】

○防犯意識の向上と地域による防犯体制を強化します。

【手段】

- 市民の年代に応じた防犯教育や防犯訓練を実施します。
- 市内で発生した犯罪に関する情報を迅速に周知徹底するとともに、各防犯パトロール団体への支援などを通して地域が主体となった具体的な防犯対策の実施を促します。
- 犯罪を他人事ではなく自分事として認識してもらうため、出前講座や街頭での啓発活動、広報こまきや市ホームページ、SNS等を通じた情報発信を行います。
- 地域と連携して、通学路や住宅街の暗がりなどの必要な場所に防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- 高齢者を対象に特殊詐欺の最新手口や有効な対策を、出前講座や広報こまき、SNS等で周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き巣、忍び込み防止対策をしている市民の割合	51.0% (令和3年度)	↑
自動車盗、部品ねらい、車上ねらいの防止対策をしている自動車の所有者の割合	39.0% (令和3年度)	↑
防犯カメラ設置数	749 台 (令和4年度)	↑
防犯教育や防犯訓練への参加者数	313 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：消費生活に関し、安心して相談できる環境を整えます

【目標】

○すべての市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、正しい知識を広め、習得を促し、消費生活に関連する多様化するトラブルについて、あらゆる年代の人が相談しやすい体制を整えます。

【手段】

○広報こまきや市ホームページ、SNS、チラシの活用など多くの媒体を通じて注意喚起や必要な情報を提供するとともに、消費生活センターの存在を周知することで、トラブル事例とその解決策への道順を示し、センターの認知度を向上させ活用を促します。

○高齢者などの消費者被害の未然防止又は早期発見につなげるため、見守りを担う関係機関への情報提供と知識の習得に取り組みます。

○市内の小中学校に対し、消費者教育の出前講座などを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消費生活センターを知っている市民の割合	58.5% (令和3年度)	↑
高齢者の見守り支援関連団体への啓発実施回数	2回 (令和4年度)	↑
小中学校を中心とした若年層への啓発実施回数	—	↑

基本施策3

消防・救急

◆現況と課題

- 全国的に住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者です。高齢者人口は当分の間、増加することが予想されており、本市においても住宅火災による死者の増加が想定されることから、高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。
- 本市の救急出動件数は、今後、高齢化の進展等により増加していくと予想される中、救急車の適正利用を促すため、救急車を安易に利用しないよう求めていくとともに、心筋梗塞や脳卒中など命に関わる傷病は躊躇せず救急要請するよう働きかけを行うなど、この両面をバランスよく啓発する必要があります。
- 救急車の現場到着所要時間は年々延伸傾向にあり、救命率向上を目指すために現場到着所要時間の短縮に努める必要があります。
- 救急車への救急救命士搭乗率100%を維持するため、一定の救急救命士を確保する必要があります。
- 消防団の活動拠点となる消防団車庫を整備するなどの環境改善を図っています。しかしながら、近年は団員の確保が難しい状況となっていることから、新規入団者を確保するための取組を強化する必要があります。

【関連計画等】

- ・救急業務高度化推進計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

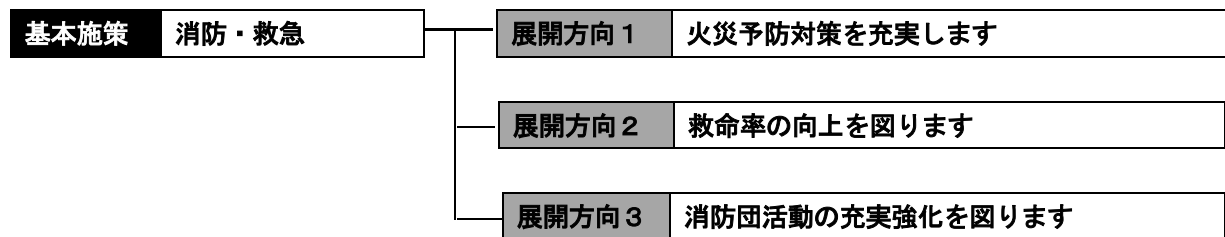
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

消防・救急体制及び防火安全対策を強化し、災害や事故から市民の生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
建物火災による死者数（放火自殺者を除く）（累計）	4人 （令和元～4年の累計）	↓
建物火災による負傷者数（放火自殺者を除く）（累計）	27人 （令和元～4年の累計）	↓
建物火災の発生件数（累計）	84件 （令和元～4年の累計）	↓
救命率	5.1% （令和4年）	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：火災予防対策を充実します

【目標】

○住宅や事業所の火災を未然に防止するとともに、いざという時に火災の延焼を最小限にとどめます。

【手段】

○住宅用火災警報器の必要性について啓発することで、設置率を高めます。

○消防職員が一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器が適正に設置されているかを確認します。

○特定防火対象物における重大な消防法令違反に対する是正指導を進めます。

○防火管理や防災管理、定期点検など、消防法に基づく必要な届出がされていない事業所に対する手続きを促し、必要に応じて立入検査を実施します。

○新設公園に耐震性の防火水槽を設置するとともに、老朽化した防火水槽の耐震改修を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
住宅用火災警報器の条例適合設置率	72.0% (令和4年度)	↑
重大な消防法令違反の特定防火対象物数	0棟 (令和4年度)	→
耐震性防火水槽の割合	39.3% (令和4年度)	↑

◆展開方向 2：救命率の向上を図ります

【目標】

○救急車の適正利用や適切な応急手当ができる市民を増やすこと等で救命率を高めます。

【手段】

○市内小中学校の教員に応急手当普及員の資格を取得してもらい、授業の一環として救命入門コースを開催できるようにします。あわせて、資器材の貸出し等のサポートをします。

○救急車の適正利用を促すため、緊急性が高い症状の動画などを作成し、様々な機会を捉えて周知します。

○救急救命士搭乗率 100%を維持するとともに、救急救命士の育成・教育を継続します。

○現場到着所要時間の短縮に向けた取組として、指令時間の短縮や救急車増台に伴う運用方法の見直しを行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
救命講習及び救命入門コースの受講者数	2,427人 (令和4年)	↑
心肺停止傷病者に対する市民の応急手当実施率	64.6% (令和4年)	↑
救急車への救急救命士の搭乗率	100% (令和4年)	→
救急車の現場到着所要時間	8.3分 (令和4年)	↓

◆展開方向3：消防団活動の充実強化を図ります

【目標】

○地域防災体制の中核である消防団の活動及び体制を強化します。

【手段】

○消防団への加入を呼びかけます。

○消防団訓練会、救命講習、署団合同訓練をはじめ、様々な教育訓練への参加を促し、消防団員の資質向上を目指すとともに、自主防災組織との連携を強化します。

○活動拠点となる消防団車庫を整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消防団員の定員に対する充足率	100% (令和4年度)	→
消防団員が訓練に参加した延べ人数	2,439人 (令和4年度)	↑

基本施策4

ごみ・資源・エネルギー

◆現況と課題

- 不適正排出者の指導件数は、統計を開始した平成20（2008）年度から現在に至るまで増減はあるものの減少傾向には至っていません。また、不適正排出の状況を調査したところ、約3割が外国人市民であることがわかりました。外国人市民を含め、ごみ出しルールを知らないことが要因であるため、啓発を強化する必要があります。
- ごみを出さない、再利用するといった3Rから、Refuse（断る）とRepair（修理）の2つを加えた5R（Refuse=断る、Reduce=発生抑制、Reuse=再使用、Repair=修理、Recycle=再生利用）を市民や事業者との連携・協力のもと実践し、環境への負荷が少ない「資源循環型社会」の実現を目指す必要があります。
- プラスチックごみによる海洋汚染などの新たな環境問題を踏まえ、社会経済情勢に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取組を検討し、「脱プラスチック」の推進を図る必要があります。
- 資源を含む家庭系ごみと事業系一般廃棄物のごみ量は、令和4（2022）年度は約42,600tで、ピークである平成12（2000）年度の約64,000tから7割弱にまで減少しました。ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は36.5%となり、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度まで県内1位になるなど、県内他市に比べてリサイクル率は高水準で推移しています。しかし、燃やすごみの内訳調査（乾ベース）では、紙・布類が約53%、木・草類が約14%を占め、いまだリサイクルできるものが多量に排出されています。
- 令和2（2020）年度時点で、市内における温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が57%、運輸部門が16%、業務その他部門が15%、家庭部門が12%となっています。
- 今後も行政が率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むのはもちろんのこと、市民や事業者による自主的な省エネ・再エネ・蓄エネの取組を促進し、市全体でカーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
- 近年、世界規模で甚大化・激甚化している自然災害など、気候変動の影響を少なくするためには、温室効果ガス排出量の削減を行う「緩和策」と、気候変動の影響に備えた暮らしや社会の仕組みづくりを行う「適応策」の両輪で取り組んでいく必要があります。
- 本市は令和3（2021）年6月に、令和32（2050）年を目途に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、その実現に向けて市民や事業者などと一体となって取り組んでいます。

【関連計画等】

- ・小牧市生活排水処理基本計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市ごみ処理基本計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・第三次小牧市環境基本計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市災害廃棄物処理計画（令和4（2022）年度改定）
- ・小牧市一般廃棄物処理実施計画（令和5（2023）年度策定）
- ・小牧市分別収集計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

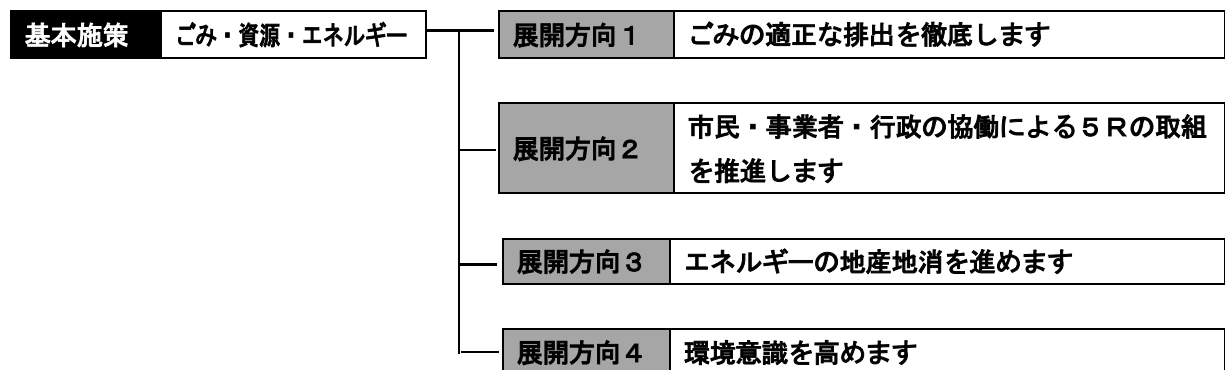
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・市が自ら積極的に取り組むとともに、協働による5Rを通じた資源循環型社会を構築します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
1人1日当たりのごみの排出量（家庭系ごみ）	439.2g （令和4年度）	↓
事業系ごみの年間排出量	10,531t （令和4年度）	↓
市内温室効果ガス排出量	1,865千t-CO ₂ （令和2年度）	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：ごみの適正な排出を徹底します

【目標】

○ごみ集積場における期日外排出や分別不良ごみをなくします。

【手段】

- ごみの出し方についてのパンフレットの配布、広報こまき、出前講座、SNS、アプリ（さんあ〜る）など、あらゆる媒体を活用してごみ出しルールを周知徹底します。
- ごみ集積場を清潔に保ちつつ、ごみが不適正に排出された時には迅速に収集・指導を行います。
- 身近な人の協力を得ることができず、ごみ排出が困難な世帯に、適正な排出のためのごみ出しルールの指導と個別収集により排出を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ごみ分別アプリサービス（さんあ〜る）の登録件数	5,486 件 (令和4年度)	↑
廃棄物適正処理指導員が対応した不適正排出の件数	707 件 (令和4年度)	↓
特別収集の受付件数	907 件 (令和4年度)	↓
こまやか収集実施世帯数	358 世帯 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：市民・事業者・行政の協働による5Rの取組を推進します

【目標】

○資源循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政との協働による5Rの取組を推進し、再資源化率を高めるとともにごみの減量化を進めます。

【手段】

- 生ごみの減量の啓発、古紙類や剪定枝類などの再資源化を推進します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、家庭から排出される生ごみを民間のバイオマス発電施設に利用するなど、調査・研究していきます。
- 地域住民や団体による自主的な資源回収活動を支援します。
- 事業系ごみの減量化や再資源化を促進するため、市内事業者に対し必要な指導を行います。
- 家庭から排出されるプラスチックごみを削減・再資源化するための調査・研究を行い、市民の利便性に配慮した脱プラスチックを推進する仕組みを構築します。
- 出前講座や小学校副読本などを活用し、ごみ減量の推進のみならず、不法投棄やプラスチックごみ削減などの環境教育を行い、意識改革につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
再資源化率	36.6% (令和3年度)	↑
再資源化施設で処理された事業系ごみの量	4,283 t (令和4年度)	↑

◆展開方向3：エネルギーの地産地消を進めます

【目標】

○家庭をはじめ、産業、運輸、行政を含む業務その他の各部門における、省エネルギー型機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図り、エネルギーの地産地消を進めます。

【手段】

○家庭の効率的なエネルギー利用を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とした住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金など、市補助制度の見直しを定期的に行います。

○国・県など公的機関による補助制度をとりまとめて、市内事業者等が活用できるよう周知します。

○公共施設の省エネルギー型機器、太陽光発電設備等の導入を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地球温暖化対策設備の設置補助件数（累計）	854 件 (令和4年度)	↑
事業者に対する省エネルギーの支援件数（累計）	9 件 (令和4年度)	↑
公共施設のエネルギー消費量（原油換算）	12,054kl (令和3年度)	↓
太陽光発電設備導入施設数	49 施設 (令和4年度末)	↑

◆展開方向4：環境意識を高めます

【目標】

○市民の環境意識を高め、実践につなげます。

【手段】

○子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会を充実させることで、環境にやさしい持続可能なライフスタイルの普及、啓発を進めます。

○広報こまき、市ホームページなどで、適切な情報を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小中学生の環境にやさしい生活の達成基準（エコライフチェックシート）	71.9% (令和4年度)	↑
日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合	69.9% (令和3年度)	↑

基本施策5

自然・生活環境

◆現況と課題

- 本市の東部地区には、愛知県の天然記念物に指定されているマメナシの自生地やふれあいの森など、将来の世代に継承すべき貴重な自然環境が存在しています。しかし、近年は地球温暖化による気候変動や樹木の伐採、外来生物の侵入などの要因により、古くから存続してきた自然環境の悪化や、在来生物の減少などの問題が発生しています。
- 人と自然が共生するまちの実現に向け、本市固有の貴重な自然を保全し、かつ日本古来の在来生物を守り生態系を維持する、生物多様性の取組の強化を図ることは今後の重要な課題となっています。
- 本市は、工業の発展により、豊かな地域経済社会が形成されている一方、日々の経済活動が要因となり、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁など様々な公害が発生しています。市民から寄せられた公害苦情件数は、令和4（2022）年度で170件を超えており、種類別に見ると大気汚染が最も多く、以下、騒音、悪臭、水質汚濁の順となっています。市民がより快適に日常生活を送ることができるよう、これらの公害防止に努める必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄は、市民の排出の利便性を高めてきたことや監視カメラの設置、夜間パトロールの実施などの地道な防止・啓発活動の成果により、ピーク時である平成20（2008）年度の3分の1程度まで減少しています。今後も防止対策を徹底していくとともに、地域住民や事業者と連携し、環境美化活動を進めていく必要があります。

【関連計画等】

- ・第三次小牧市環境基本計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

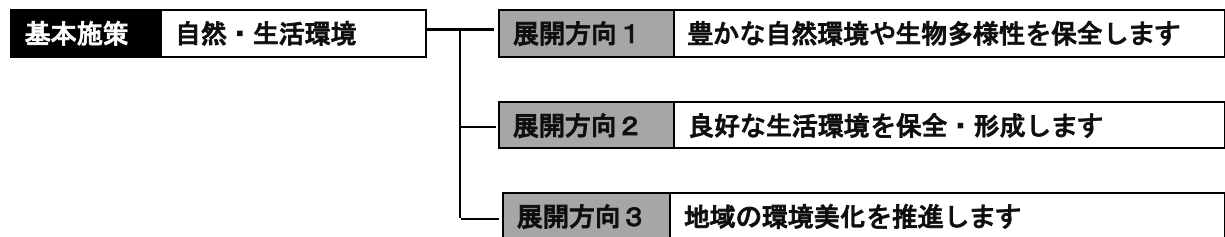
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

自然との共生及び大気や水などの身近な地域環境の良好な状態を保持し、ごみのポイ捨てなどがない快適で住みやすいまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
大気汚染に係る環境基準達成項目数（全4項目）	3項目 （令和3年度）	↑
水質汚濁に係る環境基準達成項目数（全5項目）	4項目 （令和3年度）	↑
公害苦情発生件数	179件 （令和4年度）	↓
回収した不法投棄のごみの量	24t （令和4年度）	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：豊かな自然環境や生物多様性を保全します

【目標】

○本市に古くから存在する豊かな自然や在来種を守り、次世代に継承します。

【手段】

- 市民、とりわけ将来を担う若年層への環境意識の高揚につながる啓発事業を実施します。
- 特定外来生物を駆除し、在来生物を守ることの大切さをPRするため、特定外来生物であるオオキンケイギクの駆除事業を継続します。
- 環境フェアなどで外来生物の問題を啓発するコーナーを設けることで市民への周知に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然環境学習（水生生物調査など）の実施回数	7回 (令和4年度)	↑
特定外来生物の駆除活動実施回数	3回 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：良好な生活環境を保全・形成します

【目標】

○市民や事業所と協力し、より住みやすい生活環境を整えます。

【手段】

- 市内の企業に対し、環境保全協定の締結を促します。
- 単独処理浄化槽から、より環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換する市民への補助の更なる充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
環境保全協定締結事業所数（累計）	26件 (令和4年度)	↑
合併処理浄化槽への転換補助基数	9基 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：地域の環境美化を推進します

【目標】

○ポイ捨てや不法投棄のない快適で清潔な生活環境を保持します。

【手段】

○不法投棄等の多い地区に、ナイトポリスや監視カメラを設置するとともに、廃棄物適正処理指導員等による巡回を強化するなど、不法投棄の防止対策を講じます。

○市民や事業者などから構成される団体等と連携して、地域の活動者が監視役となることで、不法投棄等を防ぎます。

○地区の大掃除、アダプトプログラムやクリーンアップ事業など、市民や事業者などの自主的な環境美化活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
アダプトプログラム活動者数	15,186 人 (令和4年度)	↑
クリーンアップ事業活動者数	43,430 人 (令和4年度)	↑

2 健康・福祉

基本施策6

健康・予防

◆現況と課題

- 市民一人ひとりの健康の維持・増進を図るためには、食生活に注意する、意識的に体を動かすなど、様々な取組や心がけが必要となります。特に、働き世代や子育て世代は、健康づくりのための時間が取りづらい、若しくは、健康づくりの優先度が低い傾向にあることから、日常生活の中で自然に健康になれる環境づくりが必要といえます。
- 令和元（2019）年における本市の健康寿命は、男性 80.34 歳、女性 84.19 歳となっており、全国、愛知県の数値との比較では、男性は全国よりも高く、愛知県と同水準であり、女性は全国と同水準、愛知県より低い水準となっています。近年は、元気でアクティブな高齢者が増えており、生きがいがづくりや社会参加、就労など、健康寿命の延伸に向けて多様なニーズが顕在化している状況です。
- 本市の死因の中で「悪性新生物（がん）」が第1位となっており、全国、愛知県と比較しても高い割合で推移しています。また、生活習慣病は、フレイルの要因となり、疾病や障がいなどをきっかけに、日常生活に影響が生じ、要支援・要介護に陥ることが高くなる傾向にあります。
- 「悪性新生物（がん）」をはじめとする疾病の早期発見・早期治療につなげるため、大腸がん、乳がん検診等の各種がん検診や健康診査の受診率の向上に向け、様々な媒体や手法による受診勧奨を実施する必要があります。
- 感染症の罹患や重症化を防ぐためには、適切な時期に予防接種が受けられるよう、正確な情報提供や接種の助成拡充などを図るとともに、接種勧奨を実施する必要があります。
- 本市の令和2（2020）年の自殺死亡率は、人口10万人比率で14.5、過去5年間の平均は14.4となっています。また、厚生労働省の統計によると、全国で10～39歳の死因の第1位は自殺となっています。引き続き、官民が連携を図り、包括的な自殺対策に取り組んでいく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市自殺対策計画（令和元（2019）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市健康づくり推進プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

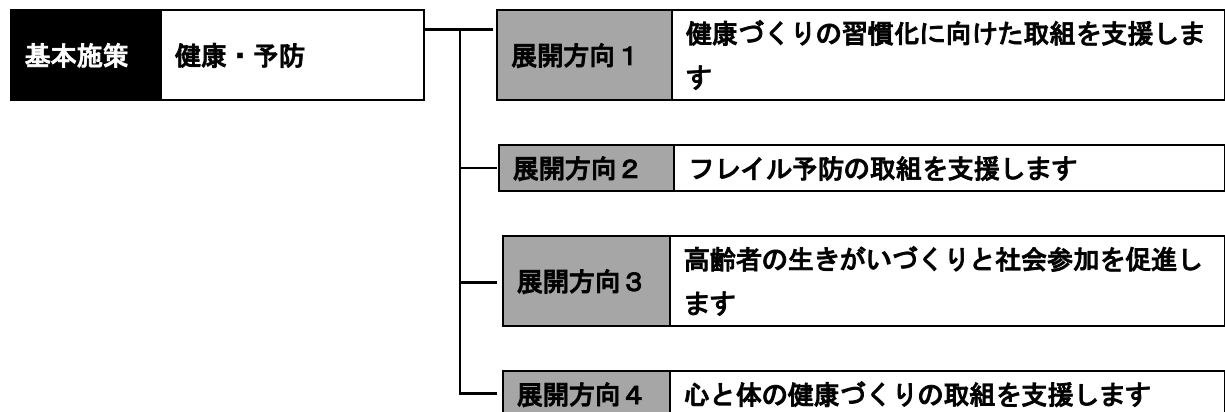
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民一人ひとりが、社会とのつながりを持つとともに、自ら積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
健康寿命（男性）	80.34 年 (令和元年)	↑
健康寿命（女性）	84.19 年 (令和元年)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：健康づくりの習慣化に向けた取組を支援します

【目標】

○市民一人ひとりのライフステージに応じ、健康で生きがいを持って暮らせる環境を整えます。

【手段】

- 若い世代から気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康いきいきポイント事業を推進します。
- 自身の健康状態を知り、健康づくりへの“気づき”や“きっかけ”を提供するため、健康づくりの拠点を整備するとともに、その拠点を中心とした地域での健康づくりを推進します。
- 市民の健康づくりへの意識や関心を高めるため、保健指導の充実やライフステージに応じた情報発信を行います。
- 健康経営に関する情報発信を行うとともに、官民連携による企業の健康経営を支援します。
- 幼少期からの健康づくりの習慣化に向け、食を通じた健康づくりのための食育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ウォーキングアプリ alko のダウンロード件数	21,261 件 (令和4年度)	↑
健康いきいきポイントの利用者数	478 人 (令和4年度)	↑
健康経営に取り組んでいる企業数	227 社 (令和4年度)	↑
毎日、朝食を食べている児童の割合	82.0% (令和4年度)	↑
毎日、朝食を食べている生徒の割合	73.2% (令和4年度)	↑

◆展開方向2：フレイル予防の取組を支援します

【目標】

○健康・福祉の関係機関が連携して、フレイルを未然に防止します。

【手段】

○保健事業と介護予防の一体的な実施体制の充実に向けた環境を整備します。

○フレイル予防の拠点を整備するとともに、地域の身近な居場所である“ふれあい・いきいきサロン”などにおけるフレイル予防事業を実施します。

○健診・医療などの未受診者の状態を把握し、情報を提供するとともに、必要なサービスにつなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
サロンなど地域におけるフレイル予防事業参加者数	597 人 (令和4年度)	↑
健康状態不明者数（健診・医療未受診者数）	1,232 人 (令和4年度)	↓

◆展開方向3：高齢者の生きがいがづくりと社会参加を促進します

【目標】

○多様な分野で高齢者が活躍する機会を拡充することで、生きがい・やりがいを創出します。

【手段】

○高齢者の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携により、ボランティア、地域活動、就労などの社会参加を支援します。

○企業、団体などとの連携により「アクティブシニア教室」を開催し、生きがいがづくりや社会参加を支援します。

○地域における高齢者の活躍の場を拡充するため、既存の活動支援だけでなく、新たな地域参加の仕組みを構築します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
アクティブシニアの総合相談窓口の相談件数	40 件 (令和4年度)	↑
こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」を拠点とした取組への参加者数	391 人 (令和4年度)	↑
総合相談窓口を通じた関係機関、団体へのマッチング数	—	↑

◆展開方向4：心と体の健康づくりの取組を支援します

【目標】

○疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、市民が自発的に心身の健康づくりに取り組みやすい環境をつくります。

【手段】

- がんを代表とする疾病を早期発見するため、~~大腸がん、乳がん検診をはじめとする~~各種がん検診及び歯科健診の受診率の向上に向け周知、啓発に取り組むとともに、有効ながん治療法の1つである骨髄移植を推進するため骨髄バンクへの登録勧奨を行います。
- 市民の健康維持のため、各種予防接種における助成を拡充するとともに、接種の利便性向上のための手法について検討します。
- 生活習慣病の予防を目的に、各種健康づくりに関する講座などを開催します。また、小中学生への歯みがきの励行など、こどもの頃から正しい生活習慣を身につけることができるよう啓発活動に取り組みます。
- 自殺の未然防止に結びつくよう、周囲の人の心の悩みを示すサインに気づき、早期発見・早期対応するため、「ゲートキーパー」を養成します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
<u>胃がん検診受診率</u>	<u>7.7%</u> (令和4年度)	↑
大腸がん検診受診率	11.8% (令和4年度)	↑
<u>肺がん検診受診率</u>	<u>12.7%</u> (令和4年度)	↑
乳がん検診受診率	4.2% (令和4年度)	↑
<u>子宮頸がん検診受診率</u>	<u>5.3%</u> (令和4年度)	↑
健康づくり出前講座の受講者数	590人 (令和4年度)	↑
いきいき世代個別歯科健診受診率	9.4% (令和4年度)	↑
ゲートキーパー養成講座受講者数	279人 (令和4年度)	↑

基本施策7

地域福祉

◆現況と課題

- 人と人とのつながりや人間関係を築くことが容易ではない社会になりつつある中で、雇用環境やコロナ禍による生活スタイルの変化などもあり、生きづらさや「孤独・孤立」を感じる状況を生みだしやすい環境となっています。
- 本市における地域福祉活動に参加している市民の割合、ボランティア登録者数は減少しています。その要因としては、年金受給年齢の引き上げなどにより高齢になっても働き続ける人が増加していることや、社会の変化に伴い個人主義が進み、自分自身の時間や利益を優先する傾向が進んでいることなどに加え、長期化した新型コロナウイルス感染症に起因する様々な社会活動の制限による影響があると考えられます。
- 過去3年間の市民意識調査によると、「この1年間にボランティア活動などに参加したことのある人」の割合が最も高かったのは70～74歳（令和3（2021）年度実績：34%）、次いで75歳以上（令和元（2019）年度実績のみ60～64歳）であり、高齢化が進展する中、ボランティア活動などへの参加も高齢者が多くなっています。
- 地域で生じた問題の中には公的な支援だけでは解決できない事例も見受けられることから、こうした問題を地域住民が自分事として捉え、地域での支え合いによる問題の解決を促進するため、地域福祉や地域福祉活動に対する市民の関心を喚起する必要があります。また、今後、健康寿命の延伸が見込まれる中、特に元気な高齢者に対して地域福祉活動への参加や活躍の場を提供し、地域における困り事を自分事として捉え、お互いさまの気持ちで支え合う環境を整える必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市地域包括ケア推進計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

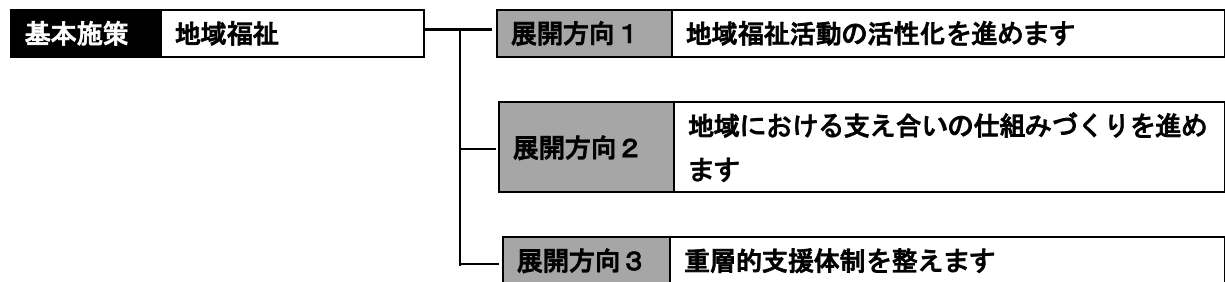
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

住民がお互いさまの気持ちで協力し支え合うことで、安心して暮らし続けることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域福祉活動に参加している市民の割合	28.3% (令和3年度)	↑
ボランティア登録者数	3,174人 -(令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：地域福祉活動の活性化を進めます

【目標】

○地域福祉活動に自発的・主体的に参加する市民を増やすことで、活動の活性化を促進します。

【手段】

○勉強会や連絡会などを開催し、ボランティア団体、ボランティア活動への支援を充実します。

○ボランティアに対する理解を深めるため、地域住民や学校などでの教育・啓発活動を展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
福祉体験学習への参加者数	34 人 (令和4年度)	↑
ココボラへの参加者数	55 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：地域における支え合いの仕組みづくりを進めます

【目標】

○災害時に支援を必要とする人たちへの支援体制や、困りごとを抱えた市民が身近な場所で気軽に相談できる体制を整備します。

【手段】

○災害時に備えて、避難行動要支援者台帳を活用した見守り活動を支援します。

○地域で相談や支援を行う民生委員・児童委員の確保、研修や情報提供などを通じた活動支援に取り組むとともに、民生委員・児童委員の活動を市民に周知します。

○元気な高齢者や働き世代を含めた幅広い世代の地域の人たちをつなぎ、地域における課題について話し合う「ふくし座談会」の開催を支援します。

○ふれあい・いきいきサロンに専門職が訪問することで、相談機会を拡充します。

○支え合い活動への参加のきっかけ・気軽な体験のツールとなるよう、支え合いいきいきポイント制度の対象者の拡充やスポット的な活動参加の仕組みを充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
避難行動要支援者台帳の登録割合	57.2% (令和4年度)	↑
民生委員・児童委員の相談件数	6,159 件 (令和4年度)	↑
ふくし座談会への参加者数	66 人 (令和4年度)	↑
専門職によるふれあい・いきいきサロンにおける相談巡回件数	256 件 (令和4年度)	↑
お互いさまサポーター登録者数	1,312 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：重層的支援体制を整えます

【目標】

○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。

【手段】

○複雑で多様な課題を持つ生活困窮者からの相談に対して、生活困窮者支援プランを作成し、課題の解決に取り組みます。

○複雑化・複合化した問題を抱える世帯への相談支援が円滑に進むよう、多機関協働による支援を進め、必要に応じて「重層的支援会議」を開催します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
相談に対して生活困窮者支援プランを作成し課題解決につながった割合	52.3% (令和4年度)	↑
多機関協働による相談支援件数	—	↑

基本施策8

介護・高齢者福祉

◆現況と課題

- 近年、高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）認定者が増加しています。特に、1人当たりの介護給付費が高い傾向にある85歳以上の要介護（要支援）認定者は、今後更に増加することが見込まれるため、介護保険サービスの基盤整備、介護給付費の適正化などにより、より質が高く安定した介護保険事業の運営を図る必要があります。
- 介護を受けながら、在宅などでの生活を希望している高齢者が多く見受けられます。これらの高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを提供する体制を整備する必要があります。
- 介護人材の不足が慢性化している中、介護資格の取得支援や介護・介護職の理解促進を目的とするイベントなどを通じ、介護人材の確保・育成や定着化に資する支援を推進する必要があります。
- 平成29（2017）年4月から開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民をはじめとする多様な主体が参画し、地域の実情に応じた多様な福祉サービスを充実させることで、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、支援が必要な方に効果的かつ効率的にサービスを提供することを目指すものです。同事業を通じた高齢者の社会参加の促進及び介護予防事業の充実により、高齢者の健康寿命を延ばすことも期待されることから、今後も事業の充実を図っていく必要があります。
- 認知症は加齢に伴い有症率が高くなることから、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も増加することが見込まれます。そのため、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する取組が必要です。

【関連計画等】

- ・小牧市地域包括ケア推進計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）
- ・第9次小牧市介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

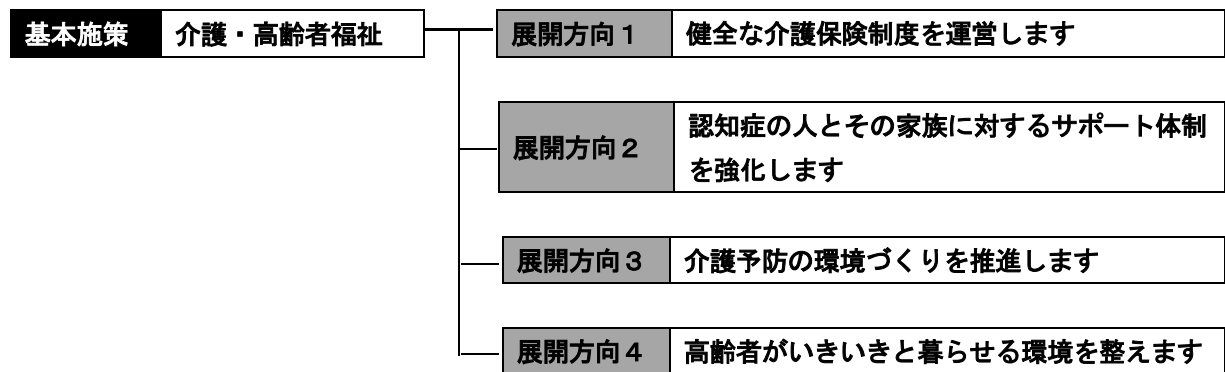
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

住み慣れた地域での支え合いにより、高齢者が社会との関係を持ちながら自分らしく自立し、安心して暮らし続けることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
介護保険第1号被保険者の要介護（要支援）認定率	14.0% (令和4年度)	計画推計値より↓
要介護（要支援）認定者のうち在宅などで暮らしている市民の割合	79.9% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：健全な介護保険制度を運営します

【目標】

○住み慣れた地域の中で質の高い介護サービスが受けられるようにするとともに、介護給付費の適正化を図ることで、制度の健全運営に努めます。

【手段】

- 利用実績や施設入所の待機状況などの実情に応じた地域密着型サービス施設の整備を推進します。
- 介護職員に対する研修を通じて、介護保険サービス事業者の資質の向上に取り組みます。
- 介護未経験者に対し、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護分野で働くきっかけづくりとして、介護に関する入門的研修を実施します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実に取り組みます。
- 介護給付費の適正化に結びつくよう、ケアプランの点検、介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検などを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域密着型サービス施設の定員数	511 人 (令和 4 年度)	↑
介護職員研修受講者数	34 人 (令和 4 年度)	↑
介護予防・日常生活支援総合事業開始とともに始まった多様なサービス（住民主体等）の利用者数	91 人 (令和 4 年度)	↑
ケアプラン点検の実施件数	141 件 (令和 4 年度)	↑

◆展開方向2：認知症の人とその家族に対するサポート体制を強化します

【目標】

○認知症になるのを遅らせる、又は認知症になっても進行が緩やかになるよう、認知症の予防活動を推進するとともに、認知症になったとしても、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域で見守り、支援する環境を整えます。

【手段】

- 認知症初期集中支援チームによる包括的・集中的な支援を行います。
- 認知症カフェの開設、運営を支援するとともに、認知症サポーター養成講座を開催します。
- 成年後見制度の利用など、権利擁護に関する相談先である尾張北部権利擁護支援センターを周知します。
- 認知症を予防するための活動に取り組む人材を養成するとともに、予防活動に取り組みます。
- 認知症の人が行方不明になった場合でも早期発見・保護できるよう、支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
認知症初期集中支援チームが支援した人数	13人 (令和4年度)	↑
認知症カフェやチームオレンジ（認知症の人やその家族を支援する取組や団体）の数	16か所 (令和4年度)	↑
尾張北部権利擁護支援センターへの高齢者の権利擁護に関する相談人数	98人 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：介護予防の環境づくりを推進します

【目標】

○元気なうちから介護予防に取り組めるよう、介護予防に取り組む人材を養成するとともに、地域における介護予防の取組を支援します。

【手段】

- 本市独自の介護予防体操「こまき山体操」の普及を通じ、市民主体の介護予防の取組を促進します。
- 介護予防の推進役として「こまき介護予防推進リーダー」を養成します。
- 老人福祉センターなどで実施する介護予防教室の充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
週1回以上こまき山体操を実施している団体数	7団体 (令和4年度)	↑
こまき介護予防推進リーダーの人数	117人 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：高齢者がいきいきと暮らせる環境を整えます

【目標】

○高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援することで、いきいきと暮らせる環境を整えます。

【手段】

- 老人福祉センターやふれあい・いきいきサロンなど高齢者が気軽に立ち寄れる憩いの場の機能充実に取り組みます。
- 高齢者の能力を活用した就業を進めていくため、「シルバー人材センター」の活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
老人福祉センターの利用者数	124,799人 (令和4年度)	↑
シルバー人材センター会員就業率	86.3% (令和4年度)	↑

基本施策9

障がい者（児）福祉

◆現況と課題

- 障がい者（児）が身近にいない人は、障がいに対する関心が希薄な傾向にあります。令和5（2023）年2月のまちづくり（市民アンケート）調査報告書によると、「障がい者（児）福祉」に対する満足度について、全体では「どちらともいえない」が54.3%で最も高く「わからない・そもそも関心がない」と答えた割合が18.6%でした。また、年代別にみると20歳代～40歳代における割合が高く、若年層の関心の無さが目立つ結果となっており、障がいに対して正しく理解できる機会を創出することが必要です。
- 障がい者の数は、身体障がい者は横ばいですが、知的障がい者、精神障がい者の数は増加が続いており、今後も増加が続く見込みです。
- 住み慣れた地域での生活や、積極的に社会参加できる環境を整えるためには、障害福祉サービスの有効な活用、就労機会の確保及び就労定着を支援する必要があります。
- 尾張北部権利擁護支援センターは、平成30（2018）年の設立以降、認知症高齢者や知的障がい者等の権利を守り、自分らしい暮らしを支える活動を継続しています。今後も支援が必要な方の増加が見込まれることから、引き続き支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 障がい者本人だけでなく、その家族も高齢化が進んでいます。親亡き後も障がい者が安心して地域で生活できる環境を整えるため、相談支援体制、自立支援体制を充実させることが必要です。

【関連計画等】

- ・第3期小牧市障がい児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）
- ・第4次小牧市障がい者計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）
- ・第7期小牧市障がい福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

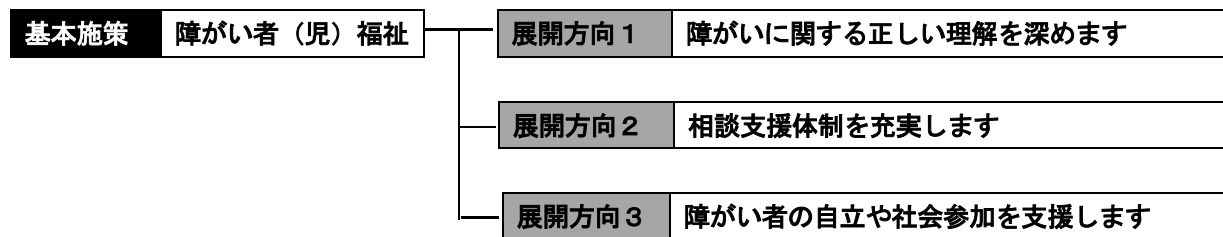
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重することで、支え合い、ともに暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをした経験がある障がい者（児）の割合	18.1% (令和4年度)	↓
福祉施設から地域へ移行した人数（累計）	11人 (令和3年度)	↑
ハローワーク春日井管内における企業の障害者雇用率	2.21% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：障がいに関する正しい理解を深めます

【目標】

○障がいへの関心を高めるとともに、障がいに対して正しく理解できる機会を創出します。

【手段】

○周囲の配慮が必要な障がい者を対象としている人が援助を得やすくなるようヘルプマークの配布を周知します。

○市民を対象とした障がいに関する研修会を開催します。

○障がい者のスポーツレクリエーション大会に関わる人を増やすため、事業所・ボランティア団体への周知、啓発を行います。

○障がい者が芸術作品などの成果を発表できる機会を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ヘルプマークを知っている市民の割合	64.3% (令和3年度)	↑
障がいに関する研修会への参加者数	159人 (令和4年度)	↑
「障がい者（児）スポーツレクリエーションのつどい」への参加者数と参加ボランティア人数	193人 (令和4年度)	↑
市が主催又は後援する芸術作品などを発表する機会に出展した障がい者の人数	127人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：相談支援体制を充実します

【目標】

○障がいに関して、当事者や家族、支援者等が気軽に相談し、必要な支援を受けることができる環境を整えます。

【手段】

○いつでも気軽に相談できるように、相談員の配置の充実に取り組みます。

○成年後見制度の利用など権利擁護に関する相談先である尾張北部権利擁護支援センターを周知します。

○相談機関や民生委員などと連携しながら虐待を未然に防ぐとともに、虐待に関する相談や通報・届出に対応します。

○身近な市民による権利擁護支援を受けられる環境を整えるため、市民後見人養成事業を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
障害者相談支援事業相談件数	15,133件 (令和4年度)	↑
尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数	85人 (令和4年度)	↑
市民後見人候補者名簿登録人数（累計）	—	↑

◆展開方向3：障がい者の自立や社会参加を支援します

【目標】

○障がい者が自立して生活できるよう、生活の拠点や社会参加の機会、働く場を確保します。

【手段】

○障害福祉サービス等を有効に活用することで、本人が望む生活ができるよう支援します。

○障がい者の就労機会の確保と就労定着を支援します。

○社会参加の機会を確保するため、意思疎通支援活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
相談員などによるサービス利用計画の作成割合	56.4% (令和4年度)	↑
障害者優先調達推進法に基づく市の物品などの調達実績額	19,966,531円 (令和4年度)	↑
市の意思疎通支援事業を利用した実人数	13人 (令和4年度)	↑

基本施策 10**医療保険・地域医療****◆現況と課題**

- 国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みであり、平成30（2018）年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となっています。また、国が求める一般会計からの赤字補填繰入金の解消について、本市は、保険税賦課額及び収納額の水準が低く、一般会計からの繰入金などで歳入の不足分を補っている状況です。
- このような実態を踏まえ、国民健康保険事業の収支状況を改善し、財政を健全化するため、医療費の適正化に取り組むとともに、収納率向上や税率改正により適正な収入を確保する必要があります。
- 市内に地域包括ケア病床が整備され、往診や訪問診療実施件数、訪問看護ステーションの事業所数なども増加し、在宅で療養できる環境の整備が進んでいるものの、今後も引き続き、必要な医療・介護サービスを受けながら、住み慣れた地域でより安心して生活できるようにするためには、サービスを提供する事業所との連携強化を図る必要があります。
- 人生の最終段階（終末期）について家族等と話し合う機会がない市民が多く、人生の最終段階における医療・ケアの方針や生き方を家族等と日頃から話し合い、共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」を普及、啓発し、安心して最期を迎えられるような環境を整備する必要があります。
- 小牧市民病院は、尾張北部医療圏の中核病院として、救急医療やがん診療とそれらを支える高次医療を提供し、地域における急性期病院としての重要な役割を果たしています。人口減少や少子高齢化が進展する中、持続可能な地域医療提供体制を確保し続けるためには、医師・看護師などの不足や医療需要の変化に対応しながら、経営基盤の強化に取り組む必要があります。
- あわせて、地域の他の医療機関との役割分担と連携を深めることで、市民の多様な医療ニーズに対応できる医療体制の構築と地域医療の資質向上に努める必要があります。
- 小牧市医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、休日急病診療所の適正運営に努めた結果、休日における市民病院救急外来との適切な機能分担を実践することができましたが、外科及び歯科の患者は著しく少ない状況です。市民にとって、休日に安心して受診できる場所を確保することが求められる中、休日に診療を受け付けている医療機関が増えている点を踏まえ、より費用対効果の高い休日急病診療所の運営の在り方について、検討する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市地域包括ケア推進計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）
- ・第3期データヘルス計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

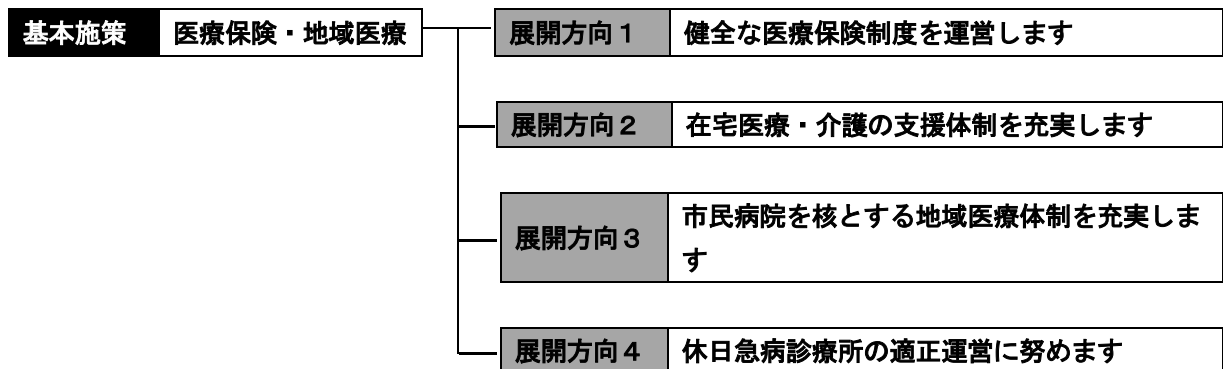
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

健全かつ安定的に医療保険制度を運営するとともに、市民が住み慣れた地域でいつでも安心して必要な医療が受けられるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
往診や訪問診療を行う医療機関数	81 か所 (令和3年度)	↑
市内の医療機関が看取りを行った人数	365 人 (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：健全な医療保険制度を運営します

【目標】

○国民健康保険税等の収納率や特定健診受診率などの向上、医療費の適正化を図ることで、医療保険制度の健全運営に努めます。

【手段】

- 新規加入世帯には口座振替登録を求めるとともに、未登録となっている方に継続的に口座登録勧奨を実施します。
- 時期、対象の絞り込み、手法を工夫して特定健診の受診勧奨、生活習慣病重症化予防事業を実施します。
- 特定保健指導の医療機関での早期実施と委託事業者による訪問型指導を実施します。
- ジェネリック医薬品使用による医療費自己負担差額通知を送付するなど、ジェネリック医薬品使用の周知、啓発を実施します。
- 重複・頻回受診者への適正受診の啓発、指導を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
国民健康保険税現年収納率	94.4% (令和3年度)	↑
特定健診受診率	40.5% (令和3年度)	↑
国民健康保険1人当たり保険給付費	288,810 円 (令和3年度)	↓

◆展開方向2：在宅医療・介護の支援体制を充実します

【目標】

○医療や介護を受けても安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

【手段】

○在宅医療などの推進に向け、市民向け講座を開催します。

○医療や介護従事者同士の情報共有の場づくりやサービスの質の向上に向けた研修会の開催などを支援します。

○医療・介護連携の効率化に結びつくよう、ICT基盤（電子連絡帳）の活用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
多職種による研修会やカンファレンスの参加者数	484人 (令和4年度)	↑
電子連絡帳への登録患者数	303人 (令和4年度)	↑
在宅医療やACPに関する講演会・出前講座の参加者数	77人 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：市民病院を核とする地域医療体制を充実します

【目標】

○地域における基幹病院として、市民病院の安全で質の高い医療提供体制の維持・充実を図るとともに、他の医療機関と連携して市民の多様なニーズに対応できる医療を提供します。

【手段】

○救急患者の受入ベッドを速やかにコントロールすることで空床を確保し、救急搬送患者の応需率を向上させます。

○地域の医療機関とのスムーズな連携を実現するため、地域医療ネットワークシステムの登録医療機関数を増やします。

○地域医療提供体制を持続するため、市民病院の健全な経営を維持します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
救急搬送患者の応需率	90.6% (令和4年度)	↑
市民病院が提供する地域医療ネットワークシステムの登録医療機関数	71か所 (令和4年度)	↑
経常収支比率	91.8% (令和元年度)	100%以上

◆展開方向4：休日急病診療所の適正運営に努めます

【目標】

○休日に急病になっても、安心して医療を受けられる体制を維持します。

【手段】

○休日に休日急病診療所を利用する人に対して、重症度に応じた適切な受診行動を促します。

○市内及び近隣自治体の休日診療医療機関について、各種媒体を通じた市民への情報周知を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
休日急病診療所受診者のうち適正受診者割合	71.7% (令和4年度)	↑
休日に急病で医療機関を受診できずに困ったことがある市民の割合	10.4% (令和3年度)	↓

3 教育・子育て

基本施策 11 学校教育

◆現況と課題

- 令和2（2020）年度から小学校で、また、令和3（2021）年度から中学校で全面实施された新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育む教育が求められています。
- 本市では児童生徒同士、児童生徒と教員の関わりを重視した「学び合う学び」を更に推進します。
- 児童生徒の部活動環境の充実の観点から、学校部活動の地域連携・地域移行を進める必要があります。
- 児童生徒の健やかな成長を支援する上で、不登校、いじめ、非行等に対する取組の充実や日本語指導が必要な児童生徒に対する体制の強化が必要です。
- 学校給食では、アレルギー対応の確実な実施や基本的な衛生管理を徹底するとともに、食育によりこどもの頃から望ましい食生活を確立する必要があります。
- 学校教育では ICT を最大限活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められており、操作性に優れた端末や高速通信ネットワークなど、ICT 教育環境を充実する必要があります。また、こどもたちが主体的・自律的に ICT を活用して、学びを充実できるように、教員の ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。
- 老朽化が進む学校施設は、規模が大きく、更新や維持管理に多額の費用を要することから、施設の適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や改築を進める必要があります。
- 本市におけるこどもの数が減少傾向である中、学校の適正規模・適正配置や、こどもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を整理した上で、計画的に教育環境の整備を進める必要があります。
- 米野小学校は、施設の老朽化と児童数の増加による教室数の不足に対応するため、改築を進めています。
- 体育館の空調機の設置については、学校活動におけるこどもたちの熱中症予防や、災害時の避難所活用の観点からも、整備手法を検討する必要があります。
- 本市は自動車の交通量が多く、より一層の安全対策が必要なことから、関係機関との連携を密にとりながら、通学路の危険箇所の把握と安全対策を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）
- ・小牧市教育大綱（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）
- ・小牧市学校施設長寿命化計画（令和 2（2020）年度～令和 28（2046）年度）
- ・第 2 次小牧市学校教育 ICT 推進計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

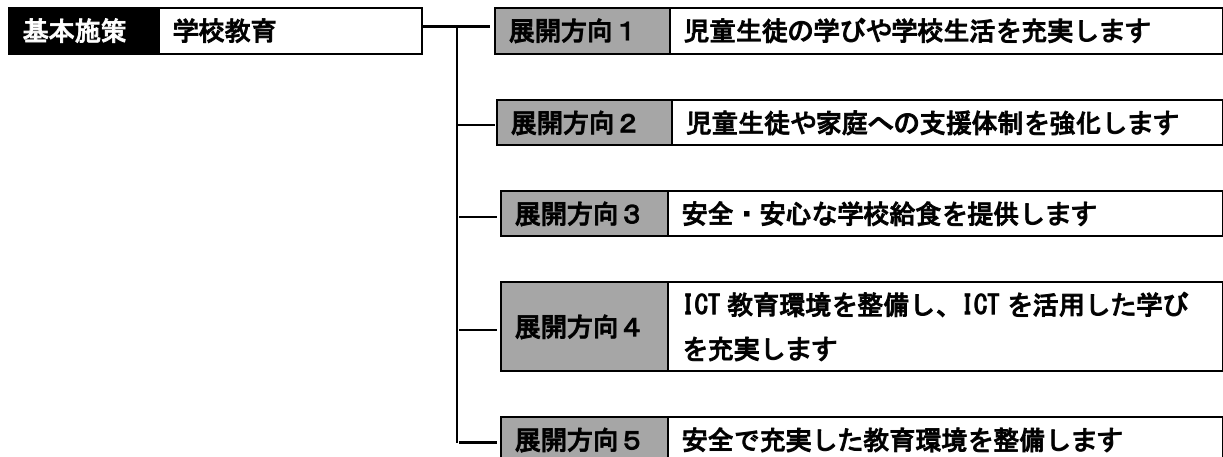
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

小牧市の未来を担うこどもたちが、夢を育み、安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を整えるとともに、こどもたちの温かな心の源となる「愛」と、自らを高める意志の源となる「夢」、社会をたくましく生き抜くことができる「生きる力」を育てるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
学校が楽しいと思うこどもの割合	91.0% (令和4年度)	↑
不登校児童生徒数	631人 (令和4年度)	↓
児童生徒の登下校中の交通事故件数	6件 (令和4年度)	↓
タブレットを使って学級の友達や先生とやりとりすることで、授業がわかりやすいと感じている児童生徒の割合	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：児童生徒の学びや学校生活を充実します

【目標】

- 自他を愛する心を大切にできる人、“知・徳・体”をバランスよく育て、自ら成長と発達を続けることで、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成します。

【手段】

- すべてのこどもたちに、次代に必要な「知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力等」の資質・能力を育む教育を進めるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実に取り組みます。
- 新たな時代に対応できるよう、教職員の研修を幅広く行います。
- 新たな時代の対応をスムーズに取り入れられるよう、ゲストティーチャーの活動を検討します。
- 教職員が心身ともに健康な状態で、誇りや情熱を失うことなく、児童生徒と向き合えるよう、働き方改革を推進し多忙化を解消します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自分の考えを伝えようとしている児童生徒の割合	—	↑
授業において友達の考えを聴こうとしている児童生徒の割合	—	↑
夏季教職員研修で「大変ためになった」と答えた教職員の割合	66.8% (令和4年度)	↑
ゲストティーチャーによる活動回数	183回 (令和4年度)	↑
勤務時間外の在校時間が月80時間を超過している教職員の割合	10.2% (令和4年度)	↓

◆展開方向2：児童生徒や家庭への支援体制を強化します

【目標】

- 児童生徒一人ひとりに寄り添い、様々な困難を抱える児童生徒やその保護者への支援体制を強化します。

【手段】

- 不登校や特別な支援が必要な児童生徒に対して、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、学校生活サポーターなどによる支援を強化します。
- 各校での各支援員に対する理解度を深め、連携して早期にケースに対応できるよう、学校と関係機関（警察・児童相談所・福祉事務所・市役所関係部署など）の連携を密にします。
- 日本語指導が必要な児童生徒を支援するため、語学相談員などによる支援を強化するとともに、市民活動団体との協働に取り組みます。
- 新たな日本語初期教室の整備検討を行います。
- 経済的理由で就学・進学が困難な児童生徒やその保護者に対する支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
スクールソーシャルワーカーの支援により、状況が改善した件数	170件 (令和4年度)	↑
いじめの解消率（小学校）	67.8% (令和4年度)	↑
いじめの解消率（中学校）	52.5% (令和4年度)	↑
不登校児童生徒のうち、登校できるようになった者及び良い変化があった者の割合	25.5% (令和4年度)	↑
語学相談員1人当たりの児童生徒数	46.9人 (令和4年度)	↓

◆展開方向3：安全・安心な学校給食を提供します

【目標】

○すべての児童生徒に安全な学校給食を提供するとともに、学校給食を通じた食育を推進します。

【手段】

- 衛生管理を徹底し、安全でおいしい学校給食を提供します。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に取り組みます。
- 地産地消の品目や回数の増加に取り組みます。
- 食物アレルギーに対し、適切に対応します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
残食率	9.3% (令和4年度)	↓
食育の一環として学校給食に地元食材を使用した回数	221回 (令和4年度)	↑
学校で行った食育の回数	94回 (令和4年度)	↑
食物アレルギーによる事故件数	2件 (令和4年度)	↓

◆展開方向4：ICT教育環境を整備し、ICTを活用した学びを充実します

【目標】

○安全で快適なICT教育環境を整備し、学校と保護者の共通理解のもと、ICTを活用することでこどもたちの学ぶ力を育てます。

【手段】

- モバイル性に優れ、使い勝手の良い児童生徒用端末を整備するとともに、学習者用デジタル教科書及びAI型ドリル教材など、教育効果が高い教育ソフトウェア・デジタル教材を導入します。
- ICT活用に関する教育活動や情報が自身や他人に与える影響等を学ぶ情報モラル教育の推進について、保護者連絡アプリなどを通じて啓発します。
- デジタル社会において、インターネットやSNS等のメリット、デメリットを理解し、様々なリスクに対応する力を身につけるために、こどもたちの発達段階に応じて、体系的にデジタル・シティズンシップ教育を充実します。
- ICT支援員を配置し、ICT活用の各種支援や授業実践事例等の蓄積・情報共有を行います。
- ICT活用に関する教員研修を計画的・定期的を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ICTを効果的に活用して授業をしている教員の割合	80.0% (令和4年度)	↑
1日1回以上タブレットを活用しているクラスの割合	60.4% (令和4年度)	↑
学習者用デジタル教科書を活用している児童生徒の割合	—	↑

◆展開方向5：安全で充実した教育環境を整備します

【目標】

○こどもたちがのびのびと成長していく学校生活を送れるよう、安全で充実した教育環境を整備します。

【手段】

○老朽化した学校施設の整備を計画的に実施します。

○全小中学校のトイレの洋式化の早期完了を目指し、国庫補助金などの財源を確保しながら、小中学校のトイレ改修工事を計画的に行います。

○安全な通学路を通行できるよう、「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づく関係機関と連携した通学路の合同点検による危険箇所の把握と安全対策を毎年度実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数	0件 (令和4年度)	→
<u>トイレの洋式化率</u>	<u>76.8%</u> <u>(令和4年度)</u>	<u>↑</u>
通学路の安全対策実施件数	10件 (令和4年度)	↑

基本施策 12

出会い・結婚・子育て支援

◆現況と課題

- 令和5（2023）年4月1日施行の「こども基本法」において、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」など、こども施策の6つの基本理念が示されています。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、国はこの基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討し、市はこの方策の実施に向けて取り組む必要があります。
- 我が国における少子化の進行や人口減少は深刻さを増し、国として早急な対応が必要な状況です。少子化の主な原因は、若い世代での未婚率の上昇（未婚化）や初婚年齢の上昇（晩婚化）の影響が大きいと言われています。そのため、結婚や出産に対する個人の選択や価値観を尊重しつつ、出会いの場の創出から結婚に至り、新生活を始めるための支援、そして妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することで、市として実行可能な少子化対策を実施していく必要があります。
- 妊娠届出数に占める特定妊婦の割合は年々増加傾向にあります。
- 近年、本市でも少子化によりこどもの数は減少しているものの、核家族世帯や共働き世帯の増加、特に、子育て世代である20～49歳にかけての既婚女性の労働力率の上昇により、子育て支援に対する各家庭のニーズは多様化しています。多様なニーズを踏まえ、子育て世帯が働きながら安心してこどもを育てることができる支援体制を更に整え、それぞれの家庭の実情に応じ適切な支援を行っていくことが求められています。また、保護者の就労に関わらず、小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、全小学校において、小牧市版放課後子ども総合プランの実施を進めています。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的として各地域に設置された児童館には、近年、家庭や学校に居場所がないこどもたちの『第3の居場所』としての役割も求められています。また、地域における子ども会活動は、異年齢のこどもたちが様々な活動や遊びを通じて、自主性や社会性を育む場であり、活動継続への支援が必要です。
- 本市が令和4（2022）年度に実施した『「少年の生活意識と行動」の実態調査報告書』によると、「隣に住んでいる人をあまり知らない」、「隣に住んでいる人をほとんど知らない」と回答したこどもがいるなど、地域におけるつながりの希薄さが見受けられることから、地域で気持ちの良いあいさつを交わすなど、地域ぐるみでこどもの健やかな育ちを応援できる体制を整えていく必要があります。
- 児童虐待の認知件数は増加傾向にあり、今後も児童相談センター、警察、学校、保育所や幼稚園などの関係機関だけではなく、住民を含めた地域全体が協力・連携して児童虐待の早期発見に努めることが重要です。また、児童虐待のみならず、子育てに関する相談内容は年々複雑化・多問題化していますので、関係各所の連携が重要です。

【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市児童虐待対策基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

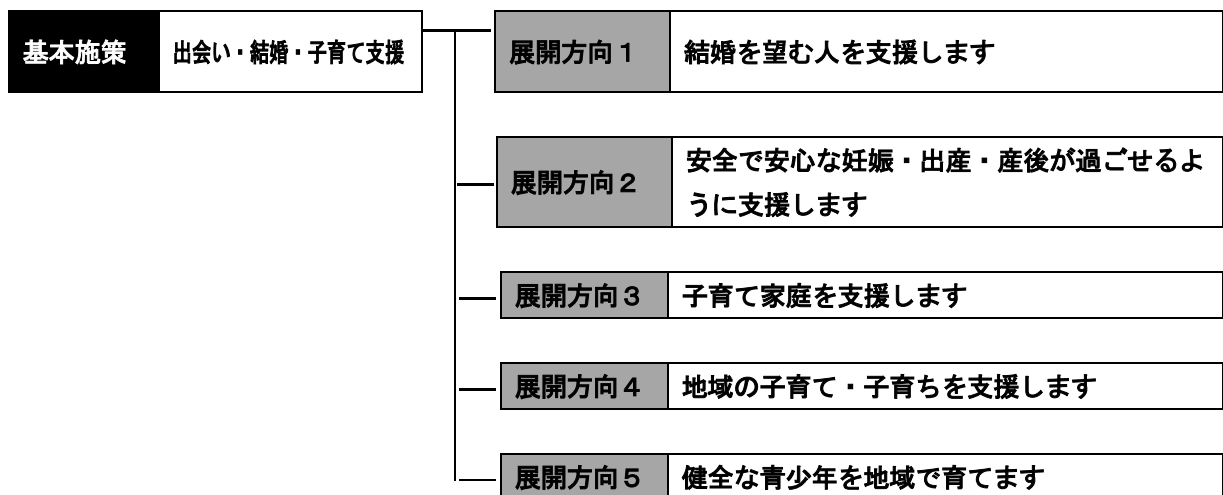
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージにおいて、必要な支援があることで、安心して家族を持ち、子育てできるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）	4.1% （令和3年）	↑
合計特殊出生率	1.17 （令和3年）	↑
児童館利用者数	543,459人 （令和4年度）	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：結婚を望む人を支援します

【目標】

○結婚を望む人への出会いの機会の提供及び経済的負担の軽減を図ることで、結婚を望む人への支援を強化します。

【手段】

○結婚を望む人が、結婚、出産、子育ての将来のライフデザインを、希望を持って描けるよう、ライフイベントについて考える機会となるセミナーなどを開催します。

○婚活イベントなど結婚に向けた出会いの機会・場を提供します。

○結婚に対する不安や悩みに対する相談支援などを行います。

○経済的不安から結婚を躊躇する人の不安を軽減するよう経済的支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
結婚支援事業への参加者数	—	↑
結婚新生活支援補助金の交付件数	—	↑

◆展開方向2：安全で安心な妊娠・出産・産後が過ごせるように支援します

【目標】

○安全で安心な妊娠・出産・産後を支援し、育児のより良いスタートをきることができる環境を整えます。

【手段】

○妊娠届出時から全妊婦にサポートプランを作成し、必要な支援につなげます。

○妊娠届出後も節目ごとに各家庭のニーズのきめ細かな把握に努め、必要な支援につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
妊娠11週以内の届出率	95.1% (令和4年度)	↑
産後ケア事業の利用者数（延べ日数）	249日 (令和4年度)	↑
1歳育児相談事業（アニバーサリー事業）の実施率	80.4% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：子育て家庭を支援します

【目標】

○家庭環境に応じて必要となる支援の強化と、児童にとって放課後を安全・安心に過ごすことができる環境を整えます。

【手段】

- 妊娠期から子育て期にわたる相談・支援体制を強化します。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として子育て支援室の運営に取り組みます。
- 家庭で保育している保護者も安心して子育てができるよう、一時預かりの利用を促進します。
- 児童虐待相談窓口を周知することで、未然防止及び早期発見・早期対応します。
- 放課後児童クラブ支援員が、運営に必要な知識を継続的に習得できるよう、各種研修の機会を設けることなどにより、児童が安全に過ごすことができる受入れ体制を整えます。
- 放課後児童クラブの入退室管理や利用申請等の各種手続きの ICT 化を進め、保護者の利便性を高めます。
- すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の場として、地域ボランティア等の協力を得ながら、市として実現可能な放課後子ども総合プランを全小学校で実施します。
- ひとり親家庭等入学支援金給付制度を活用して、希望者が大学などに進学しやすい環境を整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
子育て世代包括支援センターでの相談件数	3,888件 (令和4年度)	↑
一時預かり利用者数	1,324人 (令和4年度)	↑
児童虐待の解消率	92.9% (令和4年度)	↑
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (令和4年度)	→
放課後子ども総合プラン実施回数	32回 (令和4年度)	↑
ひとり親家庭のうち市の入学支援金により大学などに進学した割合	18.4% (令和4年度)	↑

◆展開方向4：地域の子育て・子育てを支援します

【目標】

○こどもの居場所である児童館や子ども会、こども食堂の活動など、地域の子育て・子育てを支援します。

【手段】

○夜間に中高生利用 day を設け、実際に利用した中高生の口コミ等を通じた利用の拡充につなげるなど、児童館を利用しやすい環境にします。

○子ども会に対し、活動補助金や講師派遣、バスの借上げ、こまきこども未来館の優先利用等の支援策の活用を働きかけます。

○地域、NPOなどで運営するこどもの居場所づくりを目的としたこども食堂などの活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
中高生利用者数（市内の8児童館）	37,055 人 (令和4年度)	↑
市の支援策を活用している子ども会の割合	78.6% (令和4年度)	↑

◆展開方向5：健全な青少年を地域で育てます

【目標】

○地域ぐるみであいさつ運動等を推進し、あいさつのできるこどもやこどもの社会性を育みます。

【手段】

○青少年健全育成市民会議や校区健全育成会と連携し、あいさつ運動を中心とした取組を推進します。

○同世代のこどもや地域の大人と交流できるような地域活動の場を提供します。

○いろいろな体験ができる学校外活動の場の提供など、こどもの成長に関わる機会を充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域の大人とあいさつをしている中学生の割合	90.7% (令和4年度)	↑
地域活動に参加している児童生徒の割合	36.5% (令和4年度)	↑
学校外活動（ジュニアセミナー、自然体験活動）、放課後子ども教室への参加者数	826 人 (令和4年度)	↑

基本施策 13 幼児教育・保育

◆現況と課題

- 平成30（2018）年度に改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、幼児期の特性を踏まえ幼児期に育成したい「資質・能力」を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱として整理され、明確化が図られました。近年、自尊心や自己制御、忍耐力といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力の育成が、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果などから、幼児教育の重要性が高まっており、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図っていくことが求められています。
- 本市においては、平成27（2015）年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降、公立保育園の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業所の新設を推進するなど、待機児童の解消に向けた様々な取組を行い、令和元（2019）年度以降、4月時点での待機児童数はゼロとなりました。
- しかしながら、育児休業からの復帰等により年度途中でも随時入園を希望する申請者は増加傾向にあることや、近年では女性の労働力率や共働き世帯の増加などライフスタイルの変化により、幼児教育・保育ニーズの多様化や低年齢児の保育需要が増加しています。
- 本市独自の少子化対策の拡充策として、令和5（2023）年4月に0歳児から2歳児までの保育料を保護者の所得や児童の出生順位に関わらず無償化することで、今後、更に多様化すると見込まれる保育ニーズや低年齢児の保育需要への対応について、待機児童を発生させることがないように計画的にを強化する必要があります。
- 幼児教育・保育分野の人材が全国的に不足している現状において、保育士等の確保が大きな課題となっています。また、本市の児童に、より質の高い保育を提供できるよう、施設の種別や公立・私立を問わず、市内全体の保育士等の専門性の向上を図る必要があります。
- 小規模保育事業所や民間保育所の誘致、老朽化した公立保育園の計画的な維持管理と、将来の保育需要を見込んだ計画的な建替えや統廃合を行うことで、安全・安心な保育環境を確保する必要があります。

【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

多様化・低年齢化している幼児教育・保育ニーズに対応し、保護者が安心して子どもを預けることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
希望する幼児教育・保育サービスを受けることができる保護者の割合	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：保育需要と多様化するニーズに対応します

【目標】

○多様化する保育ニーズや増加する低年齢児の保育需要に対応できる保育環境を計画的に整備するとともに、待機児童数ゼロを継続します。

【手段】

○保育所等への入園希望に対応できるよう、適切な保育スペースを確保するとともに、民間事業者への運営支援を行います。

○小規模保育事業所や民間保育所の誘致などにより、延長保育や休日保育をはじめとする多様な保育需要に対応します。

○発達障害など特別な支援が必要な保育ニーズに適切に対応します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
待機児童数	0人 (令和4年4月1日時点)	→
延長保育を行っている保育所等の施設数	23施設 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：保育士の確保、育成に取り組みます

【目標】

○幼児教育・保育の質を確保します。

【手段】

○保育所等の職場環境の向上及び就職支援等により、公立保育園の正規職員の保育士を確保します。

○保育士・幼稚園教諭に対して各種研修を実施するとともに、知識習得を目的とした外部研修だけでなく、こどもの心を育む環境構成やこどもの内面を読みとるための事例検討などの園内研修も継続的に実施します。

○動画配信等を活用した研修により、参加しやすく、研修内容を共有しやすい環境づくりに取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公立保育園の保育士に占める正規職員（保育士）の割合	49.0% (令和4年度)	↑
研修参加者数	1,149人 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：幼児教育・保育施設の整備を進めます

【目標】

○老朽化した公立保育園の建替えや適切な維持管理により良好な幼児教育・保育環境を確保します。

【手段】

○老朽化が進行する公立保育園の計画的な建替えや統廃合により、安全・安心な保育環境の提供と園児が楽しく過ごせる保育を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
築30年以上となる市が所有する公立保育園の割合	72.7% (令和4年度)	↓

4 文化・スポーツ

基本施策 14 スポーツ

◆現況と課題

- 国が令和4（2022）年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という新たな「3つの視点」がうたわれています。
- 愛知県は、平成30（2018）年3月に改訂した「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」において、アジア・アジアパラ競技大会を活かし、すべての人がともにスポーツを楽しみ、スポーツの力により、豊かで活力ある愛知の実現を目指すこととしています。
- 近年、人口減少・少子高齢化の進行を背景に、スポーツ活動においても指導者を含めた担い手不足や後継者不足が課題となっています。また、SDGsを通して、持続可能な社会を目指していくことが求められており、誰もがスポーツ活動に参加することができる環境を整備する必要があります。
- 健康寿命の延伸にも結びつくよう、より多くの市民が気軽にスポーツ活動に取り組める環境を整えるとともに、市民がスポーツ施設を安全・安心に利用することができるよう、既存施設・設備の計画的な改修等を推進する必要があります。
- 児童生徒の部活動の機会を適切に確保する観点から、学校部活動の地域連携・地域移行を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市教育大綱（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

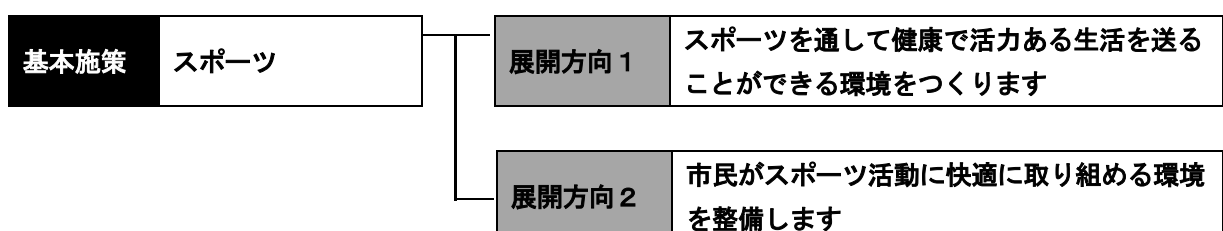
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民の誰もが気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境を整備することにより、心身ともに健康で文化的な生活が送れるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
健康づくりのためにスポーツに取り組む必要があると考えている成人市民の割合	86.7% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：スポーツを通して健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくり ます

【目標】

○スポーツを通して、心身ともに健康な暮らしを送ることができる環境を整えます。

【手段】

○様々な人がスポーツに関わる機会を創出するため、スポーツ大会やスポーツ教室を開催します。

○民間スポーツ指導者を育成し、指導者バンクなどをつくることにより、地域スポーツの持続的な発展に取り組めます。

○市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけとするため、関連事業の実施などを通してアジア競技大会を周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
スポーツ教室などへの参加者数	2,838人 (令和4年度)	↑
スポーツ指導者登録者数	278人 (令和4年度)	↑
令和8（2026）年に愛知県でアジア競技大会が開催されることを知っている市民の割合	16.4% (令和3年度)	↑

◆展開方向2：市民がスポーツ活動に快適に取り組める環境を整備します

【目標】

○スポーツに対する市民の多様なニーズに対応した、安全・安心なスポーツ施設を整備します。

【手段】

○日常の保守点検や定期点検を適切に実施するとともに、小牧市公共施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化などに対応した修繕等を計画的に推進します。

○施設の利便性が向上するよう、機能の充実についても検討を行います。

○利用者にとって更に使いやすい施設予約システムとなるよう、施設予約システムの機能（オンライン予約、オンライン抽選、キャッシュレス決済）を改善し、スポーツ施設の利用者数の増加につなげます。

○抽選会後の空き枠については、個人で利用者登録をすることにより施設の利用が可能になったことを周知することで、個人利用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市が管理するスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	0件 (令和4年度)	→
市が管理するスポーツ施設の年間利用者数	469,015人 (令和4年度)	↑

基本施策 15 文化・芸術

◆現況と課題

- 国が令和5（2023）年3月に策定した「文化芸術推進基本計画（第2期）」では、文化芸術に係る中長期目標の1つとして、「文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す」ことが掲げられています。
- 近年、人口減少・少子高齢化の進行を背景に、文化芸術活動の面においても、指導者を含めた担い手不足や後継者不足が課題となっています。また、SDGsを通して、持続可能な社会を目指していくことが求められており、誰もが等しく文化芸術に親しむことのできる環境を整備する必要があります。
- 今後も引き続き、市民が文化芸術に係る活動の拠点である公共施設を安全・安心に利用することができるよう、既存施設・設備の計画的な改修等を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市教育大綱（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民の誰もが心豊かな人生を送ることができるよう、日頃から文化芸術に親しむことができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
日頃から文化・芸術に親しんでいる市民の割合	51.8% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：誰もが文化・芸術に親しみ心豊かな生活を送ることのできる環境をつくらします

【目標】

○誰もが等しく文化・芸術に親しむことができ、心豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

【手段】

- 幅広い分野を対象として、質の高い公演などを開催し、充実した鑑賞機会を提供します。
- 小牧の文化を担う次の世代を育成するため、(一財)こまき市民文化財団と連携し、伝統文化や生活文化などにふれる機会を提供します。
- こどもたちが文化・芸術に興味を持ち、ふれ、豊かな人間性を育むことができるように、こども向けの鑑賞事業を開催するとともに、小中学校のカリキュラム等も踏まえながら、本格的な鑑賞機会を提供し、生涯にわたって文化・芸術に親しめる環境をつくりします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民会館での公演などへの参加者数	31,711 人 (令和4年度)	↑
(一財)こまき市民文化財団などが主催するイベントへの来場者数	30,029 人 (令和4年度)	↑
こども又は親子で参加する文化体験教室などへの参加者数	1,006 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：文化・芸術の推進体制の充実を図ります

【目標】

○市民や文化・芸術団体と連携し、文化・芸術の推進体制を強化します。

【手段】

- 市及び教育委員会の後援などにより、文化・芸術団体の活動を支援します。
- 相談体制の充実により、文化・芸術団体の活動の活性化に取り組みます。
- 日常の保守点検及び定期点検に加え、小牧市公共施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化などに対応した修繕等を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市内を活動拠点とする文化・芸術団体数	273 団体 (令和4年度)	↑
支援を行った文化団体が実施する事業への参加者数	45,511 人 (令和4年度)	↑

基本施策 16 生涯学習

◆現況と課題

- 中央教育審議会（令和5（2023）年3月8日答申）では、人生100年時代を見据え、すべての人のウェルビーイングの実現のためにも、生涯学び、活躍できる環境を整備することの必要性がうたわれています。
- 近年、人口減少・少子高齢化の進行を背景に、生涯学習においても、指導者を含めた担い手不足や後継者不足が課題となっています。
- 今後も引き続き、市民が生涯学習に係る活動の拠点である公共施設を安全・安心に利用することができるよう、既存施設・設備の計画的な改修等を推進する必要があります。
- 居心地の良い空間（サードプレイス）として、あらゆる世代の市民が集う滞在型の小牧市中央図書館が令和3（2021）年3月に開館し、それに伴い図書館資料の貸出利用者数や貸出点数も増加しています、今後も引き続き、この傾向を維持できるよう、来館者や貸出利用者数を増やすための取組を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市教育大綱（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市図書館サービス計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

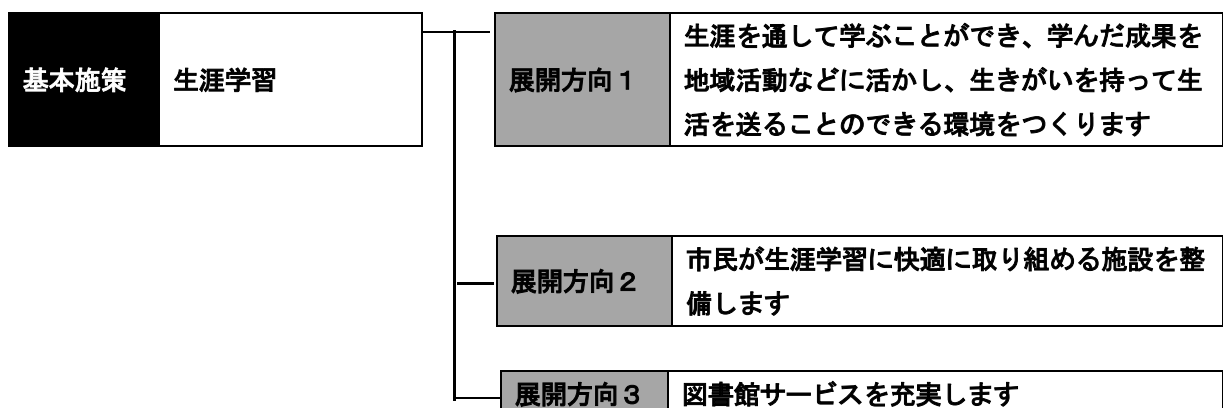
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

豊かな人生を支える、生涯を通じて学ぶことができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	28.2% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：生涯を通して学ぶことができ、学んだ成果を地域活動などに活かし、生きがいを持って生活を送ることのできる環境をつくります

【目標】

○生涯学習に取り組む市民を増やし、地域活動などへ還元しやすい環境をつくります。

【手段】

- 様々な媒体を活用して生涯学習に関する情報を提供するとともに、学習の目的などに応じてきめ細かな案内等ができるよう相談員等の資質向上に取り組みます。
- 市民のニーズに対応した多様な学習講座や社会的課題及び地域課題に対応した学びの機会を提供します。
- 生涯学習人材育成講座などを開催し、地域における生涯学習活動を支える人材を育成します。
- 地域協議会、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」と連携して、学びを通じた市民交流を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民講座受講者数	1,291 人 (令和4年度)	↑
生涯学習の支援や指導に関わった市民の割合	5.6% (令和3年度)	↑
生涯学習に関する相談件数	257 件 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：市民が生涯学習に快適に取り組める施設を整備します

【目標】

○施設機能の充実や市民ニーズに対応することで、施設利用率を高めます。

【手段】

- 日常の保守点検及び定期点検に加え、小牧市公共施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化などに対応した修繕等を計画的に推進します。
- 施設の利便性が向上するよう、機能の充実についても検討を行います。
- 利用者にとって更に使いやすい施設予約システムとなるよう、施設予約システムの機能（オンライン予約、オンライン抽選、キャッシュレス決済）を改善し、生涯学習施設の利用者数の増加につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公民館利用率	38.5% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：図書館サービスを充実します

【目標】

○あらゆる世代の市民の図書館利用を促進します。

【手段】

○小牧の歴史・文化・産業に関する郷土資料などを収集するとともに、市民ニーズやこどもの発達段階にあわせた選書により蔵書の充実に取り組みます。

○市民の日常生活や教養、時事に関するテーマの企画コーナーを設置し、関連本を紹介します。

○保育園や小中学校などへ希望する本を配送する「施設配本サービス」を継続的に実施します。

○市民の生涯学習や研究、地域の課題に対して資料や情報を提供するレファレンスサービスを充実させるとともに、利用者が自らレファレンス事例を検索できるようレファレンス事例の蓄積を進めます。

○図書館主催のイベントに加え、庁内各部署や市民活動団体などとの連携により、多くの市民が参加できるイベントの充実に取り組みます。

○図書館でのおはなし会などを行うボランティアを増員するための養成講座や、ボランティアのスキルアップを目的とした講座を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
貸出利用者数	325,559 人 (令和4年度)	↑
貸出点数	1,276,182 点 (令和4年度)	↑
レファレンス処理件数	14,474 件 (令和4年度)	↑

基本施策 17 男女共同参画

◆現況と課題

- 本市では、男女が性別に関わらず対等な立場で、自らの個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会を実現するために、平成15(2003)年4月に「小牧市男女共同参画条例」を施行した後、令和4(2022)年3月には「第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅣ」を策定し、同計画に基づく取組を全庁的に推進しています。
- 男女間の賃金格差や根強い男性中心型の労働慣行、男性の家事・育児・介護にかかる時間の少なさなどにより、女性は「結婚や出産を機に退職し、こどもがある程度大きくなったら家事・育児などを担いながら非正規雇用で働く」以外のキャリアプランを描きづらい現状です。多様な選択肢からそれぞれに合った生き方を選択できるよう、社会全体で働き方や家事などへの向き合い方の見直しが必要です。
- 仕事と育児・介護等の両立などワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けては、保育サービスや介護サービスなどの量的・質的な拡充を進め、安心して利用できる環境整備に努める必要があります。
- 本市の審議会等委員の女性比率は、2割台にとどまっていることから、様々な場で女性の登用を進めるとともに、女性の手を挙げづらくさせている要因を見極め、対応することが必要です。
- 小中学生における家事分担の理想は、「食事を作ること」は母親が担当、「お金を稼ぐこと」は父親が担当という回答がそれぞれ7割以上を占めています。また、中学生アンケートでは、性別を理由に言動を注意されたことのある女子の割合が4割を超えています。このような実態を踏まえ、学校において、人権やジェンダー平等に関する教育を推進するとともに、教員や保護者などに対して、固定的な性別役割分担意識の解消に結びつくような働きかけを検討する必要があります。
- 誰もが自らのSOGIを尊重され、異なる価値観を互いに認め合い、自分らしく生きることができるよう、多様な性を尊重する社会の推進に努める必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市女性活躍推進計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)
- ・第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅣ(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

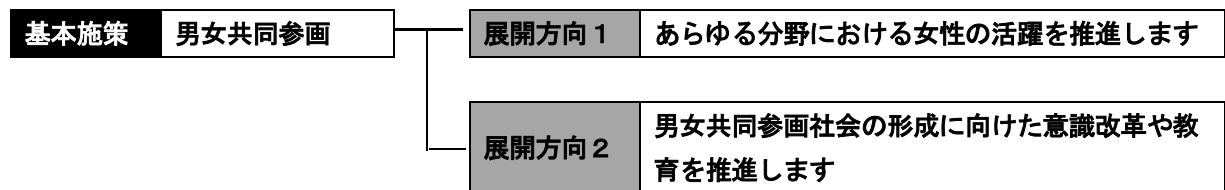
【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

固定的な性別役割分担意識や慣習を解消し、男女がともに対等な立場で、自らの個性や能力を発揮し、多様な生き方や考え方、価値観を認め合うまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
働いている女性(20～40歳代)の割合	74.0% (令和3年度)	↑
固定的な性別役割分担について見直すべきと思う男性の割合	80.2% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：あらゆる分野における女性の活躍を推進します

【目標】

○女性の社会進出を促進し、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ることで、女性が活躍できる環境を整えます。

【手段】

○政策・方針決定の場における男女平等参画を推進するため、本市審議会などへの女性の登用率を高めます。

○女性の活躍促進を実現するために積極的に取り組んでいる企業をPRし、制度を広く周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
審議会などへの女性委員の登用率	24.7% (令和4年度)	↑
あいち女性輝きカンパニーの認証数	73件 (令和4年度)	↑

◆展開方向 2：男女共同参画社会の形成に向けた意識改革や教育を推進します

【目標】

○男女共同参画社会の形成に向けて、固定的な性別役割分担意識を解消します。

【手段】

○多くの市民が参加することで男女共同参画の意識啓発につなげるため、幅広い世代が参加できる講座を企画します。

○こどもの頃から固定的な性別役割分担意識や慣習を解消できるよう、学校において人権やジェンダー平等に関する教育を推進するための講座を開催します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
男女共同参画に関する講座の受講後アンケートで「男女共同参画について理解が深まった」と回答した受講者の割合	—	↑
男女共同参画に関する講座を受講した中学生のうち、受講後に男女共同参画に関する意識が変わった生徒の割合	—	↑

基本施策 18

多文化共生

◆現況と課題

- 総務省の統計「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、令和4（2022）年1月1日現在、日本全体の外国人人口は約270万人で、全人口の約2.1%を占めています。また、国立社会保障・人口問題研究所は、令和52（2070）年の外国人人口が、全人口の約1割を占めるという推計を示しており、今後も人口減少による人材不足を背景に、全国的に外国人材の必要性が高まり、増加していくことが予測されています。
- 本市の外国人市民の住民登録者数は、令和5（2023）年4月1日現在、1万424人で、全市民の約6.9%を占めています。また、全年齢に対する50歳未満の人口割合は、日本人市民の約52.6%に対し、外国人市民は約82.1%となっており、若い世代の外国人市民が多く、現状は、外国人が地域経済を支える重要な担い手となっています。
- 近年、定住化傾向にある外国人市民について、今後は高齢化の進展が見込まれます。そのため、将来的には介護や福祉に対する備えの必要性が増していくと考えられます。
- 本市では、外国人市民の増加を踏まえ、外国人相談窓口の設置をはじめ、タブレットを利用した通訳サービス、多言語の情報誌や市ホームページ、庁内文書の翻訳など、様々な手段で相談や情報提供を行っています。今後は、増加傾向にある定住外国人を対象に、出産、子育て、教育、就労、保健、介護など、ライフサイクルに応じた生活支援の多言語対応（相談や情報提供）を充実させる必要があります。
- 小牧市国際交流協会では、日本人市民と外国人市民の相互理解や交流に関する事業を実施しています。一般のコロナ禍では、交流の機会が減少し、イベントの参加者数が伸び悩んでいますが、引き続き、市民参加の国際交流に取り組み、多文化共生を推進していく必要があります。
- 日本語教育の推進に関する法律の施行に伴い、国や県では、日本語教育の充実のため、体制づくりや人材の確保を進めています。本市では、小牧市国際交流協会や市民活動団体が実施する日本語教室を支援していますが、外国人市民の自立、地域社会への参画に向け、より学びやすい環境を整えていく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】（令和2（2020）年度～令和9（2027）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

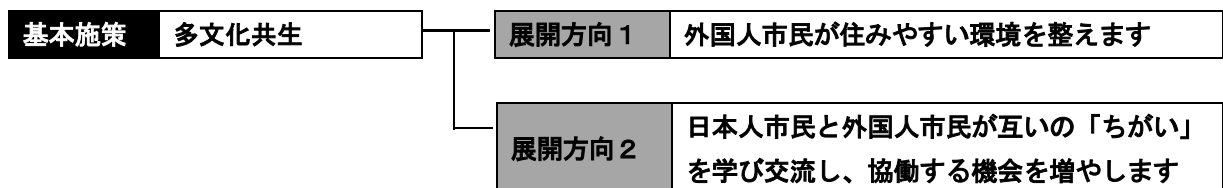
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

日本人市民と外国人市民が、お互いに理解し、差別なく支え合う、笑顔と活力に満ちた、多文化共生のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市多文化共生推進プランの達成率	64.9% (令和4年度)	↑
外国人市民との共生（仲良く暮らしていくこと）が必要と感じる市民の割合	—	↑
外国人市民の登録者数	10,424人 (令和5年4月現在)	—

◆基本施策の体系



◆展開方向1：外国人市民が住みやすい環境を整えます

【目標】

○外国人市民への適切な情報提供や日本語を学ぶ機会を創出することで、外国人市民が住みやすい環境を整えます。

【手段】

○ライフサイクルに応じて、出産・子育て・教育・就労・保健・介護の分野を中心に、外国人市民の生活に必要な情報を多言語で提供します。

○SNSやインターネット等のICTを活用した情報提供を推進します。

○ICTの活用も含めて、外国人市民の相談体制を強化します。

○小牧市国際交流協会、企業、NPOなどと連携し、日本語教育環境の整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
外国人市民向けホームページ等の年間アクセス数	7,267件 (令和4年度)	↑
外国人相談件数	12,840件 (令和4年度)	↑
小牧市国際交流協会が実施する大人向け日本語教室の年間受講者数	301人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：日本人市民と外国人市民が互いの「ちがい」を学び交流し、協働する機会を増やします

【目標】

○日本人市民と外国人市民の交流を促進し、お互いが地域で暮らしやすい環境を整えます。

【手段】

○小牧市国際交流協会、企業、NPO、地域コミュニティ組織などと連携し、日本人市民と外国人市民が交流する事業の充実に取り組みます。

○小牧市国際交流協会と連携し、多文化共生を理解する講座の開催や啓発活動の取組を推進します。

○市民、地域、企業、行政が連携・協力し、小牧市多文化共生推進プランを推進します。

○災害時外国人支援ボランティアを育成・確保するとともに、地域の防災訓練への外国人市民の参加を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市や小牧市国際交流協会が実施する日本人市民と外国人市民が交流する事業などへの参加者数	1,281 人 (令和4年度)	↑
災害時外国人支援ボランティアの登録者数	62 人 (令和4年度)	↑

5 産業・交流

基本施策 19

シティプロモーション

◆現況と課題

- 近年、多くの自治体が、定住人口及び交流人口の確保・増加に結びつけるため、地域の魅力やイメージを高め、これらの情報発信を通じたまちの知名度向上に取り組んでいます。我が国全体で人口減少が本格化し加速する中、地域の活力を維持・増進させるためには、定住人口の維持や交流人口の増加、急激な人口減少を極力緩やかにすることなどが必要です。
- 小牧市に「訪れたい人」、「住みたい人」、「住み続けたい人」を増やすため、様々な地域資源の魅力を効果的に市内外へ情報発信（プロモーション）することで、他都市との差別化を図り、小牧の認知度とイメージの向上を図る必要があります。
- 高い実効力を伴った都市間交流を実践するためには、都市間交流によって、参加市民の意識がどう変わるか、交流先の市民等が交流により小牧市に対する意識がどう変わるか、どのような認識を持つのかを把握する必要があります。
- 市民が主役となる都市間交流の推進が、小牧の魅力の発信や市民の愛着と誇りの醸成につながるよう取り組む必要があります。
- コロナ禍の影響もあり、近年、市内の主要な観光施設の入込客数は横ばい又は減少し、市全体の観光入込客数は減少傾向で推移しています。また、主要なイベントの参加者数も横ばい又は減少傾向です。市民意識調査の結果から、人に紹介したくなる「観光スポット」や「食」といった要素があると感じる市民の割合は微増傾向ではあるものの4割以下と低く、令和4年度に実施した来街者アンケート調査（ネット調査）によると、本市への来訪経験のない人の「観光スポット」や「食」に関する認知度は、名古屋コーチン以外は1割以下と低い結果でした。
- このような実態を踏まえ、本市が市内外のより多くの人々から「訪れたいまち」として選ばれるためには、市民の愛着と誇りを醸成しつつ、小牧ならではの名物・特産品の充実など多彩な地域資源を磨き上げることで、まちの魅力向上を図る必要があります。
- 本市が主催するイベントやまつりに対する市民の満足度は横ばい傾向です。今後は、参加型や10歳代・20歳代を取り込むための新たな企画を加えることでマンネリ化を防止し、魅力あるイベントやまつりに変革していく必要があります。
- 情報発信については、WebやSNS等を利用するなど、情報を届けたいターゲットを踏まえた発信手段・ツールの多様化に対応する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市観光振興基本計画（令和6（2024）年度～令和15（2033）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

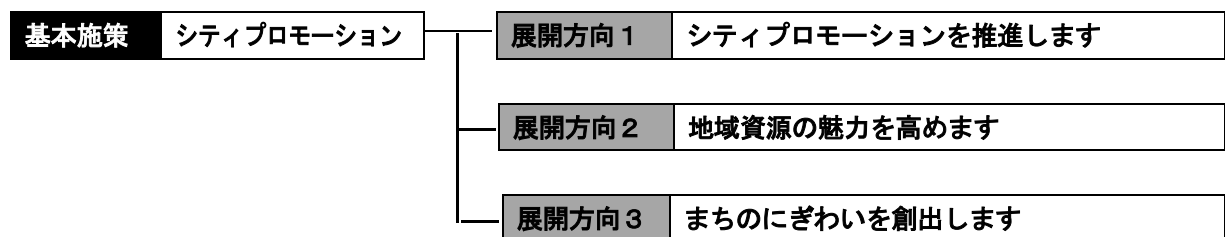
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

様々な地域資源の魅力向上とその活用によるシティプロモーションを推進するとともに、魅力を市内外に発信することにより、「訪れたいまち」、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」を形成します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
交流人口	1,016,317 人 (令和4年度)	↑
小牧市のイベント、施設に関する検索数	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：シティプロモーションを推進します

【目標】

○市の魅力を効果的に市内外へ情報発信（プロモーション）し、市外からの評価を高めることで小牧市民の愛着や誇りを醸成します。

【手段】

○様々な媒体を活用し、都市ブランドや市の魅力・取組などを市内外に広く発信します。

○中学生の相互交流など、市民を主体とした都市間交流を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ブランドロゴマークを知っている市民の割合	72.8% (令和3年度)	↑
市公式LINEの友だち数	61,391 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：地域資源の魅力を高めます

【目標】

○市民の愛着・誇りの醸成を促すとともに、地域資源の魅力を高めます。

【手段】

- 自然、歴史、文化、特産品などの多彩な資源の魅力の育成・向上に取り組みます。
- 本市の資源と似たテーマを有する他都市との連携を強化し、特色ある観光事業を展開します。
- 観光事業者、関係団体と連携し、ターゲティングに基づくプロモーションを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
人に紹介したくなる観光資源があると答えた市民の割合	38.4% (令和3年度)	↑

◆展開方向3：まちのにぎわいを創出します

【目標】

○地域経済の活力の維持・増進に結びつくよう、市内外から多くの人を引き込める求心力の高いイベントやまつりなどを開催することで、まちのにぎわいを創出します。

【手段】

- それぞれターゲットにあわせた催し・企画・デザインを心がけ、魅力あるイベントやまつりを開催します。
- にぎわい広場への出店は、開催回数の維持と駅周辺施設との相乗効果を検証し、効果的に運用されるようにします。
- SNSなどの情報発信媒体を効果的に活用し、にぎわい広場でのイベントの告知をします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧市民まつり、こまき令和夏まつり、こまき信長夢夜会に来場又は参加した市民の割合	35.7% (令和元年度)	↑
来年以降も市民まつりに来たいと答えた市民の割合	33.7% (令和3年度)	↑
こまき令和夏まつりに来場した10歳代・20歳代の割合	37.9% (令和元年度)	↑

基本施策 20

農業

◆現況と課題

- 本市の農家数（農業経営体）は、家族経営体が大半を占める農家の高齢化、後継者不足などの要因により、平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間で約34%減少し、耕地面積も約10%減少するなど、農業は急速に縮小傾向が進んでいます。
- 今後更に、家族経営体が大半を占める農家の高齢化や後継者不足により廃業する農家が増えた場合、耕作放棄地の増加が想定されます。このような状況下、耕作放棄地の解消及び優良農地を保全するためには、経営する農地の規模拡大を志向する農業経営体や、自給的農家が営農継続意欲を保持できる農業生産基盤の維持、鳥獣被害の軽減を図る必要があります。
- 安定した農業経営を目指した新規就農については、費用面などのハードルが高いことを踏まえ、耕作機械の購入や農業用倉庫などの取得のために活用可能な融資や補助制度の紹介等を通じ、営農を支援する必要があります。
- 現在、市民が農業にふれあえるきっかけづくりとして、市民菜園の貸出しや農業体験の機会の提供に取り組んでいるものの、これらの取組が必ずしも就農希望者の増加にはつながっておらず、新しい担い手づくりの有効な手段になっているとは言えない状況にあります。農業の持続的発展のためには、市民の農業に対する理解を深め、関心を高めることで、地域ぐるみで農業を支える環境を醸成する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市人・農地プラン（令和4（2022）年度改定）
- ・小牧市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（令和5（2023）年度改定）
- ・小牧市農業振興地域整備計画（令和5（2023）年度～令和6（2024）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

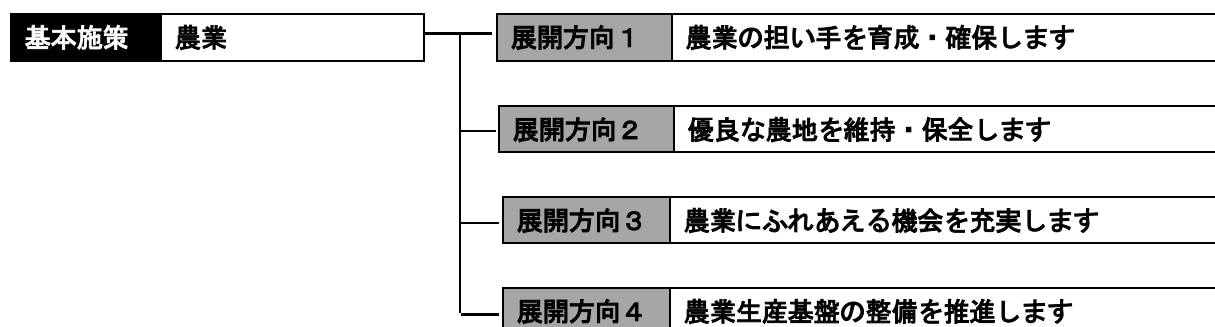
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民の農業への関心や理解を深めるとともに、安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、優良な農地が保全されたまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
耕作放棄地の面積	65ha (令和4年度)	↓
鳥獣による農作物被害額	1,925 千円 (令和3年度)	↓
農家1戸当たりの生産農業販売実績額	177 千円 (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：農業の担い手を育成・確保します

【目標】

○地域農業の担い手を新規に開拓し、育成し、確保します。

【手段】

○農業に関心のある市民を対象に、農産物の栽培技術を学ぶことができるよう、農業体験事業を実施します。

○認定新規就農者及び認定農業者を対象に、安定した農業経営ができるよう、補助金及び融資に係る情報を提供し、これらのうち、市が交付主体となる補助制度については補助金を支給します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
農業体験事業への参加者数	20人 (令和4年度)	↑
認定新規就農者数	4人 (令和4年度)	↑
認定農業者数	25人 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：優良な農地を維持・保全します

【目標】

○耕作放棄地の発生防止と減少により、優良な農地を維持・保全します。

【手段】

○農業委員、農地利用最適化推進委員及び農協と協力しながら、農地の貸出希望者の発掘を行います。

○農地の貸出希望者に対して、農地中間管理機構を介した貸出しを支援します。

○農地パトロールにより耕作放棄地を早期に発見することにより、耕作放棄地を解消するとともに、耕作再開や経営する農地の規模拡大を志向する農業経営体への農地の集積により農地の保全に取り組みます。

○鳥獣被害対策について、関係機関と連携して取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
農業の担い手へ集積した農地面積	75.8ha (令和4年度)	↑
農地中間管理機構を活用した貸付面積	20.2ha (令和4年度)	↑

◆展開方向3：農業にふれあえる機会を充実します

【目標】

○市民の農業への関心を高め、身近な農産物の栽培に親しみを感じ、更に地元の農産物にふれあえる場を充実します。

【手段】

○市内に住所を有し、農業又は園芸関係の職業に従事していない人を対象に、市民菜園の貸出しを実施します。

○こどもや高齢者を含めたすべての世代の市民を対象に、**市民菜園・農業体験等**の身近な農業を通じて食の大切さに対する理解を醸成するとともに、農業振興の発信の場となることを目指し、農業公園を整備します。

○いきいきこまき、市民まつりなどのイベントにおいて、地元で収穫された農産物の紹介を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民菜園の利用者数	175人 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：農業生産基盤の整備を推進します

【目標】

○農業経営の安定と市民の暮らしの安全確保を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

【手段】

○国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の計画に基づき、事業主体である国と連携しながら、排水量増加に伴う流下不足解消のため、新木津用水路の改修を進めます。

○県営土地改良事業たん水防除事業小牧小木二期地区の計画に基づき、地区内のたん水被害を防止するため、事業主体である愛知県と連携して事業を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
新木津用水路改修工事の進捗率	54.5% (令和4年度)	↑
小木排水機場改築事業の進捗率	20.1% (令和4年度)	↑

基本施策 21

商工業

◆現況と課題

- 本市の産業構造は、製造業の単位人口当たりの事業所数、従業者数、製造品出荷額等が愛知県平均及び近隣市と比較して高く、工業都市としての性格が極めて強い一方で、事業所及び従業者当たりの製造品出荷額等は愛知県平均より低く、既存の事業所の生産性向上が課題となっています。
- 本市が令和4（2022）年2月に市内企業を対象に実施した事業者アンケート調査では、コロナ前（令和元（2019）年）と比較して売上高や営業利益が減少した中小企業・小規模事業者は60%以上に上っています。さらに、同調査では、半数以上の事業者が人材不足を実感しているほか、既存事業・製品の改良、新商品・新サービスの開発が課題として挙げられています。
- 近年、製造業の事業所数は減少傾向にあり、卸売業、小売業、飲食業なども含めた廃業率が新設率に比べて高いことから、企業の新たなチャレンジや起業・創業、人材の確保・育成、求職活動への支援の充実を図るとともに、第三者承継も含めた早期の事業承継対策を推進する必要があります。
- 先の事業者アンケート調査によると、デジタル化に取り組んだ事業者の約50%以上が生産性・効率性が向上したと感じていますが、小規模な事業所ほど取り組む予定がない、又は取り組みたいができていない状況となっています。また、近年の政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）では、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション、ゼロカーボンに向けた取組）が挙げられており、市内事業者にとってもこれらの取組を推進する必要性が高まっていくと想定されます。
- 政府統計では、ネットワーク上のデータ通信量が年々拡大するとともに、電子商取引市場（BtoC-EC市場）も同様に拡大しています。
- 本市は、広域交通体系へのアクセス利便性に非常に優れていますが、現状では企業の立地需要に対して機動的に対応することが可能な産業用地は少ない状況にあります。そのため、本市の強みであるバランスの良い産業集積を持続的に高められるよう、企業の増設及び市内での移転などに対する支援の充実を図る必要があります。あわせて、多様な産業集積による高い技術力や人材などを活かし、次世代産業への参入や新事業展開を促進することで、市内産業の付加価値額を高めていく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市企業新展開支援プログラム（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

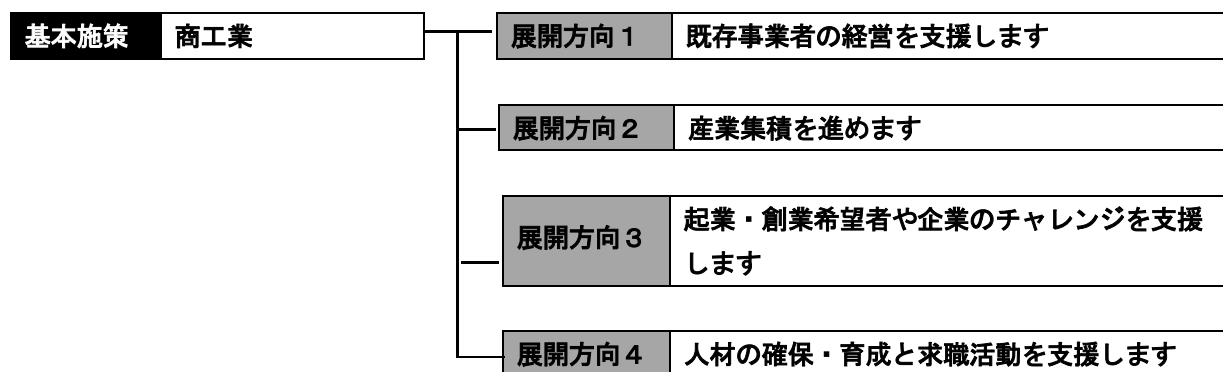
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

社会経済状況の変化を踏まえつつ、市の強みや特性を活かして産業力を高め、企業立地や次世代産業の推進を図ることにより、アフターコロナの持続可能な社会を支えるバランスの取れたより足腰の強い産業構造のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内総生産額	1,039,563 百万円 (令和2年度)	↑
製造品出荷額等	1,316,660 百万円 (令和2年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：既存事業者の経営を支援します

【目標】

○市内事業者の経営基盤の強化や事業の改革改善を促進します。

【手段】

○商工会議所などの関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、市内事業者の経営基盤の安定化のほか、事業のデジタル化や省エネルギーの取組など、生産性の向上につながる補助制度を整備し、その活用を促進します。

○こまき新産業振興センターを中心に、事業者への訪問による課題把握や改善提案、他事業者とのマッチング支援など、市の産業施策と密接に連動した支援に取り組みます。

○市内事業者が事業承継に関する課題解決を図れるよう、市役所内に事業承継相談窓口を設置し、きめ細かな相談対応を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内事業者に対する各種補助件数（累計）	718 件 (令和4年度)	↑
事業のデジタル化、省エネルギーの取組に対する補助件数	23 件 (令和4年度)	↑
こまき新産業振興センターにおける支援企業数	44 件 (令和4年度)	↑
事業承継相談窓口の相談件数	—	↑

◆展開方向2：産業集積を進めます

【目標】

○企業立地を推進するとともに、次世代産業の振興に向けた取組支援を行うことで、産業集積を進めます。

【手段】

○企業立地優遇制度による工場などの立地支援や新たな立地許可基準（都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例）を活用した民間開発による工場などの立地支援に取り組みます。

○工場立地法に係る緑地面積率などの規制緩和、市内企業と周辺地域の相隣環境の改善に向けた取組に対する支援などを通じ、既存の工場が引き続き市内で操業を継続できる環境づくりを推進します。

○航空宇宙産業をはじめ、次世代産業に取り組む企業や次世代産業人材の育成・確保の取組を支援するとともに、次世代産業への参入意欲や興味を持つ事業所が当該産業に関わるきっかけづくりを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市の補助制度を活用して進出した企業数（累計）	16 件 (令和4年度)	↑
新たな立地許可基準（都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例）を活用した立地件数（累計）	7 件 (令和4年度)	↑
次世代産業人材の育成・確保の取組のため市の補助制度が活用された件数（累計）	8 件 (令和4年度)	↑
次世代産業への参入に向けた販路開拓の取組のため市の補助制度が活用された件数（累計）	—	↑

◆展開方向3：起業・創業希望者や企業のチャレンジを支援します

【目標】

○新たに起業・創業する人を増やすとともに、市内事業者の新たな取組や販路開拓を促進します。

【手段】

○起業・創業希望者のニーズに対応したセミナーを開催します。

○商工会議所など関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、起業・創業や市内事業者の新たな取組及び販路開拓につながる補助制度を整備し、その活用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
セミナー参加者の起業・創業者数（累計）	31 人 (令和4年度)	↑
起業・創業者に対する補助件数（累計）	76 件 (令和4年度)	↑
市内事業者の新たな取組や販路開拓に対する補助件数（累計）	65 件 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：人材の確保・育成と求職活動を支援します

【目標】

○就職者数の増加や市内事業者の人材の確保及び育成を促進します。

【手段】

○商工会議所などと連携し、市内企業が参加する就職フェアの開催や採用活動に対する補助制度の活用を促進します。

○ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センターを運営します。

○商工会議所などが実施する各種研修制度の受講に対し、補助制度の活用を促進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
就職フェアにおける1出展事業者当たりの来場者の人数	1.03 人 (令和4年度)	↑
小牧市就労支援センターにおける新規相談者数に対する就職した人の割合	28.5% (令和4年度)	↑
人材確保・育成に対する補助件数	20 件 (令和4年度)	↑

基本施策 22

歴史・文化財

◆現況と課題

- 文化財は長い歴史と風土の中で培われ、伝えられてきた国民共有の財産です。地域固有の文化財を大切に守り、次世代へ継承していくことは、住んでいる地域に対する人々の愛着と誇りを醸成し、生きがいを持って心豊かな生活を送るために欠かせない重要な要素であるとともに、文化財をまちづくりに活かすことは、特色ある地域社会の形成にも大きく寄与することが期待できます。
- 本市には、織田信長や徳川家康など戦国時代の著名な武将たちとゆかりの深い国指定史跡「小牧山」をはじめ、豊かな歴史を背景に多くの文化財が市内各所に残されています。令和5（2023）年4月1日現在、市内には国・県・市により指定されている文化財が44件あります。
- 地域に根差した特色ある文化財の中には、市民がその価値に気づかず、文化財として認識されないままとなっているもの、また、社会環境の変化や価値観の多様化、少子高齢化などの影響により、次世代へ継承していくことが困難となっているものもあります。そのため、広く市民が文化財の価値を理解し、適切な保護・保存の必要性について、理解促進を図る必要があります。
- 令和2（2020）年3月には、史跡小牧山の保存管理・活用・整備・運営体制に関する最上位計画となる「史跡小牧山保存活用計画」を策定しました。今後は、同計画に基づき、貴重な歴史遺産である史跡小牧山の整備・活用を行うとともに、史跡小牧山に関わる既存の各計画を見直す必要があります。
- 近年、史跡小牧山の山頂主郭地区などで行った発掘調査の結果から、織田信長が築いた石垣の状況など、当時の小牧山城の姿が明らかになりつつあり、「近世城郭のルーツ」としてその歴史的な価値が更に高まっています。
- 発掘調査の結果は、報告書としてとりまとめ公開しているほか、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）での展示や、市ホームページ、SNS、現地説明会などを通じ、市内外に情報発信しています。

【関連計画等】

- ・小牧市教育振興基本計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市教育大綱（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）
- ・史跡小牧山保存活用計画（令和元（2019）年度～令和8（2026）年度）
- ・愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」保存活用計画（令和2（2020）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

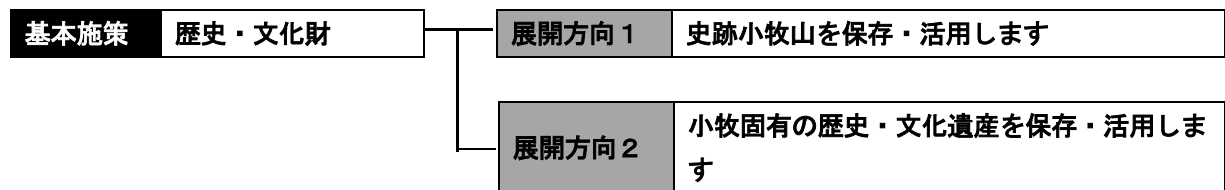
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民が郷土の歴史・文化に親しむことで、郷土への愛着を深め、誇りに満ちたまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合	61.0% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：史跡小牧山を保存・活用します

【目標】

○史跡小牧山の保存・活用を図り、小牧山の歴史的価値や魅力を広く周知します。

【手段】

○史跡小牧山の発掘調査を行うことにより歴史的な価値を明らかにし、その成果をもとに史跡整備を行います。

○小牧山の魅力や価値について、小牧山歴史館、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）及び小牧市創垂館の指定管理者である（一財）こまき市民文化財団と連携し、情報発信を行います。

○織田信長や徳川家康など、小牧山と深く関わった武将たちに関連する講座やイベントなどを開催し、市内外の人々が小牧山への理解を深める機会を創出します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小牧山歴史館、小牧山城史跡情報館、小牧市創垂館の入場者数	80,629 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向 2：小牧固有の歴史・文化遺産を保存・活用します

【目標】

○市内の歴史や文化財について広く周知を図り、文化財の保存・活用に対する理解を深めます。

【手段】

○市内の文化財や古文書等の調査を行い、市にとって重要なものについて、指定・保護を進めるとともに、市ホームページ等で広く周知します。

○埋蔵文化財の貴重な情報を得るため、適切な調査・記録保存を行います。

○市内で発掘された埋蔵文化財や歴史資料の展示施設を整備します。

○歴史文化の分野で活躍する各市民団体や大学、また、市内小中学校の教諭で構成する小牧市文化財資料研究員会などと連携して、歴史や文化財に関する講座や展示、ワークショップなどを開催することで、文化財の公開や活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
指定文化財の件数	44 件 (令和4年度)	↑
講座や展示、ワークショップ等への参加者数	37,137 人 (令和4年度)	↑

6 都市基盤・交通

基本施策 23

市街地整備

◆現況と課題

- 我が国全体において、人口減少・少子高齢化が進む中で、本市でも公共施設の集約化や維持管理・運営の合理化を図りながら、市民の日々の暮らしに欠かせない生活利便施設の適正な配置・誘導に努める必要があります。特に、子育て世代を対象に、より安心して子育てができる生活環境の向上に必要な施設の誘導を図る必要があります。
- 令和3（2021）年9月に一部改定した「小牧市立地適正化計画」では、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が必要不可欠であり、これらの機能に基づく各種生活サービスを効率的に提供し続けられるよう、一定の区域内において諸機能が維持・集積した集約型市街地（地域拠点）を形成することがうたわれています。
- 居住者のライフスタイルや居住選択を尊重しながら、住み替えなどの機会にあわせて地域拠点への居住が促されるような環境を整備し、地域特性に応じた都市機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・確保を図る必要があります。あわせて、都市機能へのアクセス向上のため、公共交通の利用環境の充実はもちろんのこと、鉄道駅への乗り継ぎを含めた交通利便性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅周辺は、「小牧市中央図書館」や「こまきこども未来館」が整備されたことにより、来街者が増加するなどの一定の効果が上がっていますが、今後はこの効果を駅周辺へ波及させるとともに、中心市街地全体の活性化につなげていく必要があります。このような中、住民や商店、関係団体等がつながる場として「中心市街地まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、各主体が連携・協力して施策を推進していく体制を構築するとともに、各主体によるまちづくり活動の企画を社会実験として推進しています。今後は、それらが主体的かつ継続的にまちづくりを担っていく組織へ発展していく必要があります。
- 東部地域は、桃花台ニュータウンに同時期に同世代が多く入居したため、市内の他地域に比べ人口減少・少子高齢化が急速に進んでいることから、近い将来、地域コミュニティの希薄化をはじめ、様々な課題が発現し深刻さを増していくことが懸念されています。東部地域が持続的に発展し続けるまちとなるよう、地域住民をはじめ、事業者、各種団体がつながり、情報共有できる「東部まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、様々な主体が連携・協力するまちづくりを推進しています。

【関連計画等】

- ・小牧市都市景観基本計画（平成26（2014）年度改定）
- ・小牧市立地適正化計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧駅前広場等整備基本構想（平成29（2017）年度策定）
- ・小牧市サイン計画（平成29（2017）年度改定）
- ・小牧市駐車場整備計画（平成29（2017）年度改定）
- ・小牧市都市計画マスタープラン（令和元（2019）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市中心市街地グランドデザイン（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）
- ・東部振興構想（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

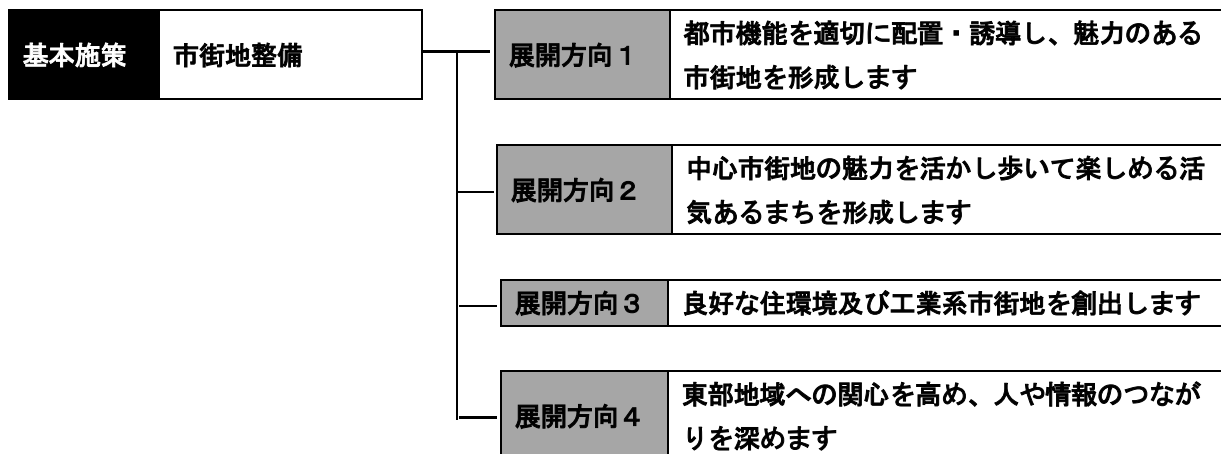
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民のライフスタイルや居住選択を尊重した上で、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成し、地域特性に応じた都市機能を誘導・集積し続けることでコンパクトな都市構造のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
居住誘導区域内居住率	71.5% (令和4年度)	↑
居住誘導区域内人口密度	53.9人/ha (令和4年度)	↑
都市機能誘導区域における誘導施設立地数	44施設 (令和4年度)	↑
東部地域の生産年齢（15歳～64歳）人口割合	58.3% (令和2年度)	→

◆基本施策の体系



◆展開方向1：都市機能を適切に配置・誘導し、魅力のある市街地を形成します

【目標】

○医療・福祉・子育て支援・商業など日常生活に必要な都市機能を維持・確保します。

【手段】

○市民や地域の意見を取り入れながら、各種まちづくり計画を策定します。

○小牧市立地適正化計画に基づき、居住機能については生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう居住誘導区域に、また、都市機能については日常生活に必要な都市機能を維持・確保できるよう、中心拠点や地域拠点に設定する都市機能誘導区域に誘導します。

○小牧駅周辺では、桃花台線のインフラ撤去工事の完了後に駅東駅前広場などの再整備を推進します。

○桃花台センターの乗り継ぎの利便性を高めるため、交通結節点機能を強化します。

○桃花台線の旧車両基地用地では、地元ニーズや民間需要などを踏まえた利活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
名鉄小牧駅の1日平均乗降者数	10,188人／日 (令和4年度)	↑
桃花台中心地区の歩行者・自転車通行量	170人／12h (令和4年度)	↑

◆展開方向2：中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを形成します

【目標】

○市民、商店、来訪者を対象に、人が集い、滞在し、交流できる空間や居心地の良いやすらぎのある空間を創出するとともに、多様な人が主役となり、にぎわいを生み出す環境を創出します。

【手段】

○「小牧市中心市街地グランドデザイン」の方針の1つである「民間活力を活かしたまちづくりの推進」に基づき、実施したサウンディング型市場調査の結果などを踏まえ、小牧駅周辺整備を進めます。

○「小牧市中心市街地グランドデザイン」に基づく当面の取組をまとめたアクションプランの各種事業の進捗に取り組むとともに、市民や商店、関係団体等がつながる場である「~~中心市街地まちづくりプラットフォーム~~」を活用し、各主体による自主活動を継続的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
<u>中心市街地の歩行者・自転車通行量</u>	<u>5,817人／12h</u> <u>(令和4年度)</u>	↑
中心市街地まちづくりプラットフォーム (LINE オープンチャット) 登録者数	96人 (令和4年度)	↑
中心市街地の自主活動の参加者数	—	↑

◆展開方向3：良好な住環境及び工業系市街地を創出します

【目標】

○土地区画整理事業による良好な市街地整備を推進します。

【手段】

○名鉄小牧線沿線の宅地需要が高い地区（文津、岩崎山前、小牧南）の住環境の改善に取り組みます。

○本庄地区において、計画的な工業系市街地の形成に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
土地区画整理事業の施行区域内の居住人口	9,553人 (令和4年度)	↑
土地区画整理事業の施行区域内の道路整備率	81.6% (令和4年度)	↑
土地区画整理事業の施行区域内の建築行為申請面積	59.85ha (令和4年度)	↑

◆展開方向4：東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めます

【目標】

○地域住民のまちづくりに対する意識の向上を図りながら、住民等によるまちづくりの活動を促進します。

【手段】

○東部地域で進められるまちづくりの活動の状況を市ホームページなどで情報発信します。

○ワークショップなどの開催や東部地域トライアル活動支援制度により、東部地域のまちづくり活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページ（東部まちづくりニュースのページ）の年間アクセス数	3,293件 (令和4年度)	↑
東部地域トライアル活動支援及び東部地域トライアル活動支援補助金の申請件数（累計）	6件 (令和4年度)	↑

基本施策 24

都市交通

◆現況と課題

- 近年、本市の公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、全国的にも感染症の拡大が沈静化しつつある現在は、徐々に回復傾向にあります。しかしながら、ライフスタイルの変化などにより、今後、感染症拡大前の利用者数まで回復するかは、不透明な状況にあり、燃料費や人件費の高騰などによる運行経費の増加や運転手不足といった様々な問題も抱えています。
- このような状況の中、高齢化の進展や地球環境問題に対する意識の高まりなどを背景に、公共交通が担うべき役割の重要性はむしろ高まっています。今後も引き続き、適切な運行水準を維持するためには、利用しやすい鉄道駅施設などの整備や鉄道駅までのアクセス性の向上などによる利用者の利便性向上や、利用を促進するための啓発活動などにより、利用者数の増加を促進するとともに取り組む必要があります。また、小牧市都市計画マスタープランに掲げた将来都市構造や小牧市立地適正化計画に掲げた都市機能の立地を誘導するためのまちづくりとの連携のもと、鉄道・バス・タクシーなど、地域の輸送資源を総動員し、自動運転やAI デマンド交通などの新たな交通サービスの導入検討を行うほか、タクシー・自家用有償旅客運送等について国の制度・運用の改善に向けた検討が進められていることを踏まえて、持続可能な交通体系の構築に努める必要があります。
- 名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。
- 路線バス（こまき巡回バス「こまくる」・名鉄バス・ピーチバスなど）は、令和6（2024）年度から、運転手の長時間労働抑制に向けた法改正が行われることによって、運転手の不足が更に顕著となる可能性があります。このため、法令を遵守した安全な運行が行えるダイヤやルートの設定などにより、運転手の労働環境の改善を図る必要があります。
- こまき巡回バス「こまくる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者をはじめとして、多くの市民がより快適に当該路線を利用できるよう、バス停の待合環境の整備や新たな交通手段の導入などにより、利便性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅、小牧原駅、上末駅などでは、既存の自転車等駐車場が桃花台線インフラ撤去工事に支障を来すおそれがあることから、バスや鉄道利用者の利便性が低下しないように配慮した再整備を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市立地適正化計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市地域公共交通網形成計画（平成30（2018）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市都市計画マスタープラン（令和元（2019）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市中心市街地グランドデザイン（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

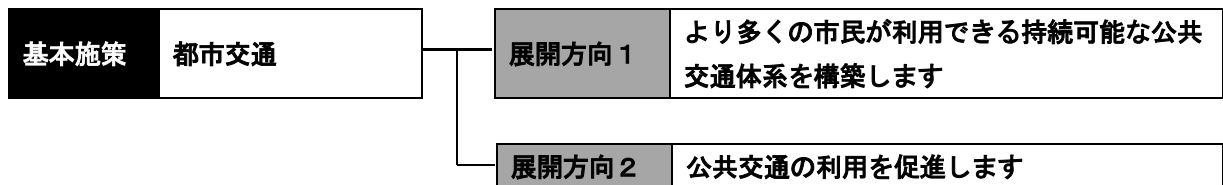
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

集約型市街地の形成を誘導しながら、過度に自動車に依存することのない暮らしを実現するため、利用しやすい交通手段のあるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共交通機関の1日平均利用者数	39,247人/日 (令和4年度)	↑
週1回以上公共交通機関を利用している市民の割合	14.5% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：より多くの市民が利用できる持続可能な公共交通体系を構築します

【目標】

○市民が快適かつ円滑に利用できる持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

【手段】

- 慢性的な運転手不足に対応するため、自動運転などに関する情報収集・分析・検討及び検証を実施します。
- こまき巡回バス「こまくる」を含めた、路線バスなどの効果的・効率的な路線の設定や、乗り継ぎを考慮したダイヤを設定します。
- こまき巡回バス「こまくる」について、支線系路線が運行している地域のより効果的な運行方法を検討します。
- 民間バス路線について、運行に要する経費を補助するとともに、新たな路線の設定を検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき巡回バス「こまくる」の1日平均利用者数	2,088人/日 (令和4年度)	↑
名鉄バス間内岩倉線の1日平均利用者数	84人/日 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：公共交通の利用を促進します

【目標】

○公共交通の利用促進を図り、利用者数の増加につなげます。

【手段】

○市ホームページやSNSなどを活用して公共交通利用の周知を行うとともに、公共交通利用促進協議会や民間交通事業者と連携・協力して、効果的な啓発活動やイベントなどを実施します。

○交通弱者などに配慮したバス停の待合環境とするための整備を推進します。

○利用者の利便性を向上させるため、地域版 MaaS を構築します。

○自転車等駐車場の適正な維持管理を行うとともに、桃花台線インフラ撤去工事に伴い支障となる自転車等駐車場等の再整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
過去1か月以内に公共交通機関を利用したことがある市民の割合	—	↑
啓発活動やイベントなどの実施回数	4回 (令和4年度)	↑
バス停の待合環境整備箇所数 <u>(累計)</u>	13か所 (令和4年度)	↑

基本施策 25

道路・橋りょう

◆現況と課題

- 道路は主要な交通施設として安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として健全な市街地の形成、魅力と活力ある土地の形成に寄与し、あわせて、防災上の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。工業・物流業が高度に集積する本市では、円滑な物流・通勤の確保のために産業・経済振興の面でも、道路・橋りょうは重要な施設です。
- 通勤・通学の快適な移動を阻害する道路渋滞は、物流分野における交通量の増加や幹線道路における交通の集中、右折帯の未整備などにより発生しています。これらの要因の解消に向け、幹線道路ネットワークの充実、右折帯の整備、交差点改良などの対策を中心に据えながら、ビッグデータを活用した交通集中の分散化を図るなど、ハード・ソフト両面から総合的な渋滞対策を講じる必要があります。
- 生活道路や通学路では、近年の自転車利用者の増加、狭い歩道、一部区間の通学路に歩道がないことなどにより、自転車利用者や歩行者に対する危険性が高まっているため、すべての人が安全に通行・移動できる道路空間を確保していく必要があります。
- 日常生活における福祉・清掃車両などの進入が困難な狭あいな生活道路では、市民サービスの低下や災害などの緊急時における避難路や緊急車両の通行の確保が困難となるため、快適性・安全性を高めることが求められています。安全で良好な生活環境の確保や災害に強いまちづくりを推進するためには、狭あいな道路を解消していく必要があります。
- 近年、高度経済成長期以降に整備された橋りょうなど道路施設の老朽化が急速に進んでいます。本市では、長寿命化により修繕・架替えにかかるコストの縮減を図りつつ、安全性・信頼性を確保することを目的に、市内に107橋ある重要橋りょうを対象とする「小牧市橋梁長寿命化修繕計画」や、市内に25橋ある横断歩道橋を対象とする「横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しています。
- 今後もこれらの計画に基づく定期点検と、特に災害時に重要となる道路施設を優先しつつ、点検・修繕への新技術導入などによるコスト縮減や道路施設の集約などの効率化を図りながら、計画的に修繕工事を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画（令和4（2022）年度改定）
- ・小牧市橋梁長寿命化修繕計画（令和4（2022）年度改定）

◆基本施策の目的及び状態指標

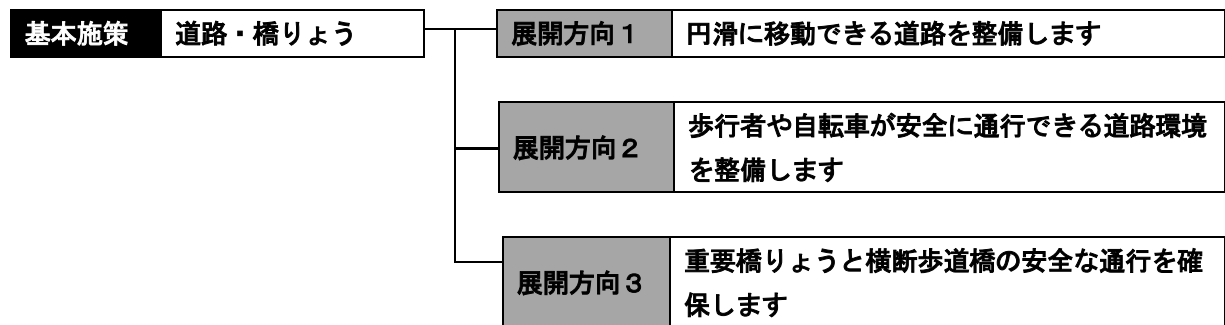
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

老朽化した橋りょうなどの道路施設が計画的に修繕され、渋滞や交通事故がなく円滑・安全・快適に移動できる道路交通環境が整ったまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
主要な渋滞発生箇所数	20 か所 (令和4年度)	↓
歩行者、自転車の交通事故件数	150 件 (令和4年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：円滑に移動できる道路を整備します

【目標】

○交通渋滞の緩和や狭あい道路を解消し、円滑に移動できる道路整備を進めます。

【手段】

- 幹線道路のネットワークの充実、交通容量の拡大を目的に国や県が実施する都市計画道路などの整備事業は、周辺道路を含めて渋滞に対して著しい整備効果が見込まれるため、これらの事業と連動して周辺道路の着実な整備を推進します。
- ビッグデータを活用して渋滞対策整備計画を策定し、右折帯設置や交差点改良などの渋滞対策を計画的に推進するとともに、交通集中の分散化を目的とした啓発活動を実施します。
- 後退用地の拡幅、生活道路の拡幅改良などにより、緊急車両などの通行が可能となるよう狭あい道路対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
都市計画道路の整備率	78.1% (令和4年度)	↑
狭あい道路の整備率	0% (令和4年度)	↑
渋滞対策の実施箇所数（累計）	5か所 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します

【目標】

○通学路の安全性を高めるとともに、歩行者や自転車の安全を確保するための整備を進めます。

【手段】

- 事故の繰り返しを防ぐため、事故多発箇所を中心に防護柵、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の整備、区画線などによる速度抑制対策を推進します。
- 通学路における児童生徒の通行の一層の安全性を確保するため、通学路の歩道整備を計画的に進めます。
- 自転車ネットワーク計画を策定し、同計画に基づき自転車が安全に通行できる空間整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
通学路歩道（歩車分離）整備率	50.4% (令和4年度)	↑
自転車通行帯の整備率	0% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します

【目標】

○老朽化する橋りょうなどの道路施設を計画的に維持補修することで、安全な通行を確保します。

【手段】

○橋りょう、横断歩道橋の定期点検を5年に1回実施し、施設の健全な状態を維持します。

○重要橋りょうと横断歩道橋について、長寿命化修繕計画に基づきコスト削減を図りながら、計画的な修繕を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
重要橋りょうの長寿命化修繕工事の進捗率	46.9% (令和4年度)	↑
横断歩道橋修繕工事の進捗率	68.8% (令和4年度)	↑

基本施策 26

上下水道

◆現況と課題

【水道事業】

- 今後、人口減少などを背景に長期的な水需要及び給水収益の低下が懸念される中、将来にわたって水道事業の安定的な経営を持続できるよう、収益の確保に努めるとともに、民間委託の活用などにより一層の経営の効率化に取り組む必要があります。
- 地方公営企業法施行規則に定める「法定耐用年数（40年）」を超えた管路延長の割合が、令和4（2022）年度末時点で31.4%と年々増加傾向にあるため、将来にわたって水道水の安全性を確保できるよう、引き続き、施設の修繕及び更新を計画的に推進する必要があります。
- 水道管路の耐震化について、基幹となるべき管路や重要給水施設への管路を優先的に耐震化した結果、基幹管路に占める耐震管の割合は、令和3（2021）年度末時点で51.4%と全国平均の27.4%を大きく上回っています。しかし、配水管全体でみると耐震管の占める割合は、24.6%にとどまっています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、震災時の被害を最小限にとどめるための対策が必要です。また、経営面への影響や災害時の水源確保などを考慮し、自己水源を最大限に活用する必要があります。

【下水道事業】

- 下水道普及率は、令和4（2022）年度末時点で77.9%となっています。衛生的で快適な生活環境を確保するため、今後も計画的かつ効率的な整備を推進する必要があります。
- 供用開始区域が拡大しているにも関わらず、今後、人口減少や世帯人員の減少の影響により下水道使用水量が減少し、使用料収入の伸びも鈍化・減少すると想定されます。令和4（2022）年度末時点で72.1%にとどまっている下水道接続率の向上を図るため、未接続世帯に対する接続促進対策を推進する必要があります。
- 污水管渠のうち、標準耐用年数の50年を超過した管渠は3%程度で、現状では老朽化の度合いは低いものの、20年を超過した管渠の割合が半数を超えている状況です。また、ポンプ場は、稼働後30年以上が経過し、標準耐用年数を超過して使用している設備が多い状況です。そのため、これらの下水道施設の計画的な維持管理及び長寿命化を推進する必要があります。
- 近年の経費回収率は60%程度と下水道使用料で污水处理費が賄えていない状況が続いており、毎年度10億円を超える経費を一般会計からの繰入金で補てんしています。
- 国は、使用料を低く抑え、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金により補てんしている地方自治体に対して、早急に使用料の適正化に取り組むことを求めています。
- 下水（有収水）以外の不明水（侵入水）の割合は、令和4（2022）年度末時点で21.6%となっています。不明水は、污水处理費用や維持管理費用の増加要因となることから、その削減に向けた取組を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和52（1977）年度～令和7（2025）年度）
- ・小牧市水安全計画（平成30（2018）年度策定）
- ・小牧市水道事業ビジョン・経営戦略（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）
- ・小牧市下水道事業長期経営計画（令和4（2022）年度～令和33（2051）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

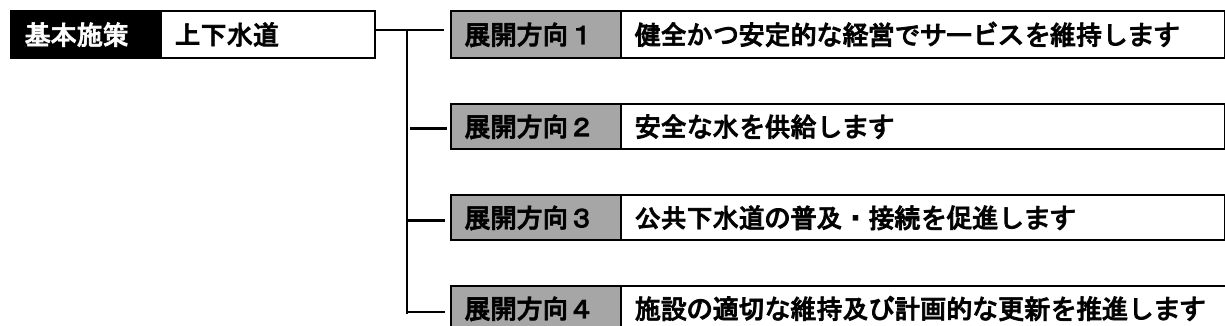
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

安全な水道水の安定的な供給や、下水道の整備・普及により、衛生的で快適に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
基幹管路の事故割合（水道事業）	0件/100km (令和4年度)	→
公共下水道普及率（下水道事業）	77.9% (令和4年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：健全かつ安定的な経営でサービスを維持します

【目標】

○将来の人口減少下においても、安定的な運営基盤を堅持し、健全で持続可能な経営に努めます。

【手段】

○上・下水道事業の業務効率化や経費節減などの経営努力を行うとともに、経営戦略の見直しなどにより中長期的な収支バランスを考慮しながら適正な料金の設定について検討を行います。

○財源確保と公平性の確保のため、今後も水道料金・下水道使用料等の未収金対策に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
経常収支比率（水道事業）	111.9% (令和4年度)	100%以上
経常収支比率（下水道事業）	99.7% (令和4年度)	100%以上
経費回収率（下水道事業）	58.8% (令和4年度)	↑

◆展開方向2：安全な水を供給します

【目標】

○国による水道の水質基準を満たした安全な水道水を持続的に供給します。

【手段】

○小牧市水安全計画に基づき、水質管理を徹底します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水質基準不適合率	0 % (令和4年度)	→

◆展開方向3：公共下水道の普及・接続を促進します

【目標】

○効率的な下水道整備を計画的に実施し、供用開始区域を拡大するとともに、公共下水道への接続を促進します。

【手段】

○将来的な人口動向を踏まえつつ、計画的に公共下水道の整備を推進します。

○事業説明会の開催や未接続世帯に対する啓発活動を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共下水道整備進捗率	72.0 % (令和4年度)	↑
公共下水道接続率	72.1 % (令和4年度)	↑

◆展開方向4：施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します

【目標】

○地震などの災害に強い水道施設・下水道施設を構築します。

【手段】

○既存施設の機能を適切に維持できるよう、費用の平準化に留意しながら、長寿命化や耐震化を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
管路の耐震管率（水道事業）	25.1 % (令和4年度)	↑
水道施設事故停止件数（水道事業）	0 件 (令和4年度)	→
下水道施設事故停止件数（下水道事業）	0 件 (令和4年度)	→
不明水率（下水道事業）	21.6 % (令和4年度)	↓

基本施策 27 河川・水路

◆現況と課題

- 愛知県をはじめとする新川流域関連自治体では、従来の河川整備のみでは浸水被害の防止に対応することが困難であるため、流域内の河川管理者、下水道管理者及び自治体等の関係機関が連携し、浸水被害軽減対策を推進することを目的として、平成 19（2007）年度に新川流域水害対策計画を策定しています。
- 本市においてもこの計画に基づき、小牧市水害対策計画及び特定都市河川下水道整備計画を策定し、市内の河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等を進めています。
- 近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動により、水害が頻発化・激甚化しています。特に、ゲリラ豪雨については、時間雨量 50mm を超える短時間強雨の発生件数が 30 年前の約 1.4 倍に増加していることから、今後更に、短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加すると予測されており、気象変動シナリオ（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会による提言）では、平均気温 2 度上昇で降雨量約 1.1 倍、流量約 1.2 倍、洪水発生頻度約 2 倍になるとされています。
- こうした状況の中で、自治体が行う河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等のハード事業のみで浸水被害を防止することは困難であることから、流域に関わるあらゆる関係者の連携・協働のもと、新川流域水害対策計画に基づく着実な水害対策を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和 52（1977）年度～令和 7（2025）年度）
- ・新川圏域河川整備計画（平成 19（2007）年度～令和 18（2036）年度）
- ・新川流域水害対策計画（平成 19（2007）年度～令和 18（2036）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

いつ起きるか分からない大雨による浸水被害を最小限に抑制することで、市民の貴重な生命と財産を守り、誰もが安全・安心に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
床上、床下浸水の被害戸数	3 戸 (令和 4 年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向 1：浸水区域を解消します

【目標】

○大雨による浸水被害を最小限に抑制します。

【手段】

○年超過確率 1 / 5 (52 mm/hr) に対する浸水被害の発生を防止するために、準用河川の整備や雨水下水道整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
準用河川の整備率	24.7% (令和4年度)	↑
雨水整備区域の整備率	9.5% (令和4年度)	↑

◆展開方向 2：河川への雨水流出を抑制します

【目標】

○雨水の流出を抑制し、河川や水路の氾濫を防ぎます。

【手段】

○年超過確率 1 / 5 (52 mm/hr) に対する浸水被害の発生を防止するために、雨水貯留施設の整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
雨水貯留施設整備の進捗率	72.2% (令和4年度)	↑

基本施策 28

公園・緑地・緑道

◆現況と課題

- 緑被面積は、平成 22（2010）年度から令和元（2019）年度にかけて、市街化区域で 2.2％減少、市街化調整区域で 0.6％増加しています。また、種目別では「樹林地」「草地」は増加していますが、「農地」が減少しており、緑被面積全体としては減少しています。
- 現状では、市街化区域内の緑被率は 2 割に満たず、特に、小牧市緑の基本計画において緑化重点地区に設定している名鉄小牧線沿線を中心とした市街地で低い状況にあります。オープンスペースに限りのある市街地では、民有地や公共施設の緑化による緑の創出に取り組む必要があります。
- 乳幼児を連れた親子が多く利用する公園、児童生徒が放課後や休日に利用する公園、高齢者が健康管理のために利用する公園、地元区のイベントなどの利用を想定している公園、インクルーシブ遊具の導入やバリアフリー化等によるユニバーサルデザインに配慮した公園など、近年、公園利用に対する市民ニーズは多様化しています。
- 本市の市民 1 人当たりの都市公園面積は 7.7 m²/人で県内 51 市町村中第 20 位（令和 2（2020）年度末現在）となっていますが、小牧市都市公園条例に掲げている都市公園法の標準面積 10 m²/人には達していないことから、今後も計画的に公園整備を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業の施行区域内では、公園の計画的な整備を推進するほか、施行区域外で地域住民から要望が寄せられた公園についても、市域全体から見た公園の適正配置に留意しつつ、計画的な整備を推進する必要があります。
- 本市では、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を実施していますが、昭和 50～60 年代に設置した都市公園が多いため、全体的に老朽化が進行しています。そのため、今後も引き続き、老朽化対策を効率的に推進する必要があります。
- 都市公園 113 か所のうち 94 か所の管理を地元区に委託をしていますが、地域住民の高齢化が進み、今後、維持管理の担い手が不足する地域が現れる可能性があるため、将来的に持続可能な管理方法について見直しを図る必要があります。
- 市内の公園を訪れた市民の割合は、横ばい傾向にあります。より多くの人が公園を利用するためには、市民が訪れたい公園づくりに取り組む必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市緑の基本計画（令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度）
- ・公園施設長寿命化計画（令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

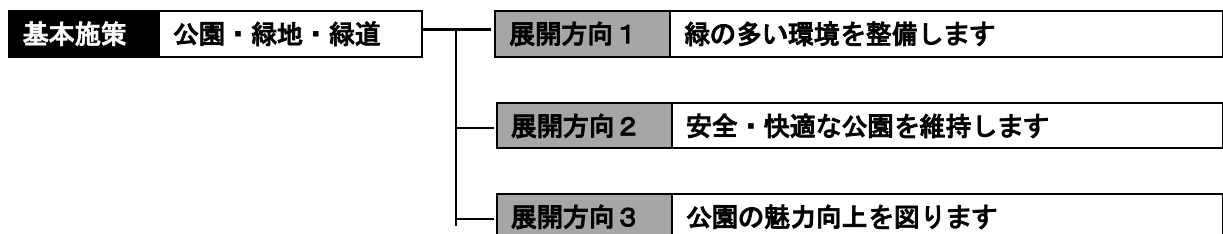
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

安全で快適な公園整備を進め、市民がうるおいを感じることができる緑とやすらぎのある美しいまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園緑地の箇所数	191 か所 (令和4年度)	↑
市内の公園を訪れた市民の割合	62.0% (令和3年度)	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：緑の多い環境を整備します

【目標】

○多くの市民が身近に緑とやすらぎを感じることができる環境を整備します。

【手段】

- ワークショップなどを通じた市民ニーズを踏まえながら、地域住民に親しまれる公園・緑地・緑道を整備します。
- 市民参加による緑豊かなまちづくりの実現のために設立された小牧市緑化推進協議会を通じて、花いっぱい運動などの事業を実施し、市民の緑化意識向上と緑豊かなまちを目指します。
- 都市緑化推進事業補助金を活用し、市民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助することにより、民有地の緑化を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民1人当たりの都市公園面積	7.77 m ² (令和4年度)	↑
ワークショップなどを通じ、地域住民のニーズを反映させて新たに整備・改修した都市公園数	5 か所 (令和4年度)	↑
市からの働きかけにより緑化推進に取り組んだ企業数	40 件 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：安全・快適な公園を維持します

【目標】

○利用者が安全・快適に過ごせるよう既存の公園施設の機能を維持します。

【手段】

○公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を推進します。

○地域が主体となった団体との連携も検討し、日常的な管理を持続します。

○地元を主体とした持続可能な管理を行うため、それぞれの状況にあわせた管理方法の見直しを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園管理者の過失による事故件数	1件 (令和4年度)	↓
管理委託団体が管理する都市公園数	94公園 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：公園の魅力向上を図ります

【目標】

○市民四季の森をはじめとする、公園の魅力を高めます。

【手段】

○市民ニーズの変化や多様化等にあわせ、利便性の向上や魅力ある公園づくりに取り組みます。

○東部振興構想を踏まえ、市民四季の森の機能等の更新、充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民四季の森を訪れた人数	—	↑

基本施策 29

住宅・居住

◆現況と課題

- 市内における住宅の耐震化率は、令和2（2020）年度時点で約89％であり、耐震性のない住宅がまだ多く存在しています。耐震性のない住宅である、「昭和56（1981）年以前建築の旧耐震基準の木造住宅」の所有者は高齢者が多く、負担費用が高額であることや後継ぎがないなどの理由から、耐震改修や建替え（除却）といった耐震化工事に対して消極的であります。今後、起こりうる南海トラフ地震などの大規模地震から人命を守るための住宅耐震化の必要性及び重要性の理解を促進する必要があります。
- 市内に多くのマンションが建築されていますが、今後、適正な維持管理がなされない老朽化したマンションが増加することが予想されます。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、小牧市マンション管理適正化推進計画の策定及び管理計画認定制度の活用を通じて、今後はマンション管理の適正化に取り組んでいく必要があります。
- 国が策定する住生活基本計画（全国計画）の中で、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」が目標の1つとして掲げられ、基本的な施策として、住宅セーフティネットの中心的な役割を担う公営住宅の計画的な建替え、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進を行う必要があります。
- 空き家については、人口減少や高齢化の進行により、今後も増加すると見込まれ、発生する空き家には利活用が難しい老朽化したものが多いと想定されます。あわせて、適切に管理されていない空き家についても、所有者の高齢化や建物の老朽化により増加すると見込まれます。そのため、所有者に対し、空家等に関する意識醸成、情報提供及び利活用を図るための支援などを充実させる必要があります。
- 本市では、若年世代の転出超過が継続しています。転出入の主な理由を見ると、就職や転勤などのほか、結婚・出産によるものが目立っています。そのため、結婚・出産時の子育て支援や、中古住宅の流通及び利活用に着目した住宅支援、また、本市の特性である昼間人口比率が高く就業人口が多いことなどにより、若年世代の定住促進を図る必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市耐震改修促進計画（平成19（2007）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市公営住宅等長寿命化計画（平成21（2009）年度～令和10（2028）年度）
- ・小牧市空家等対策計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）
- ・小牧市マンション管理適正化推進計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

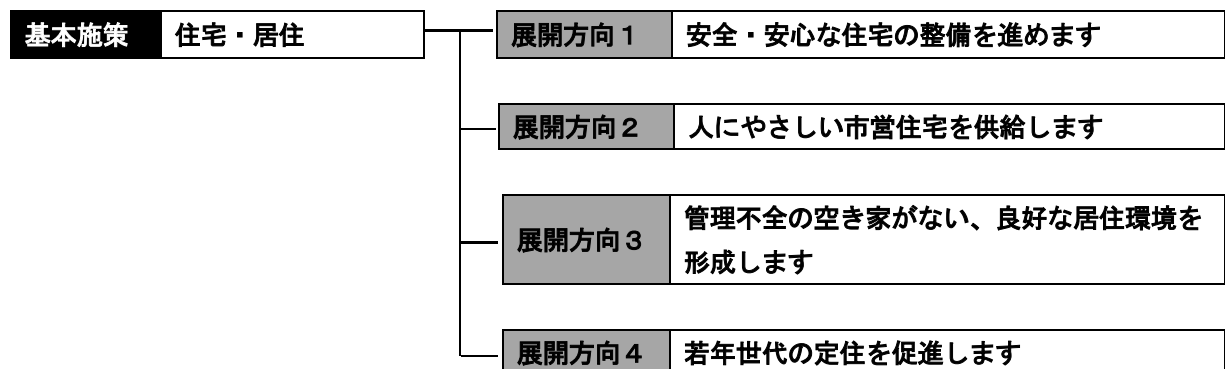
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

地震をはじめとする災害に強く、良質で人にやさしい住宅をストックすることで、市民のライフスタイルや居住選択を尊重し、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成するまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
耐震化等を要する木造住宅の戸数	2,785 戸 (令和4年度)	↓
新築住宅のうち長期優良住宅認定住戸の割合	42.3% (令和4年度)	↑
管理不全空き家の棟数	27 棟 (令和4年度)	↓
20～40 歳代の平均転出超過数（3 か年平均）	438 人 (令和4年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：安全・安心な住宅の整備を進めます

【目標】

○民間の耐震性のない木造住宅や適正な維持管理がされていないマンションを減少させることで、安全・安心な住宅の整備を進めます。

【手段】

○補助制度に関する市民への普及、啓発として、広報こまきや市ホームページへの掲載、耐震化重点区域でのローラー作戦、耐震診断実施者へのダイレクトメール、地区の防災訓練での PR などに取り組みます。

○新たに創設されたマンション管理計画認定制度について周知、啓発を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
民間木造住宅耐震改修費などの補助件数	34 件 (令和4年度)	↑
マンション管理計画認定を受けた件数	—	↑

◆展開方向2：人にやさしい市営住宅を供給します

【目標】

○住まいを確保することが難しい市民が安心して暮らし続けられる市営住宅を供給します。

【手段】

- 住まいを確保しにくい高齢者、障がい者、子育て世帯などの福祉世帯の住宅を確保します。
- あらゆる世帯が快適に生活できるよう市営住宅のバリアフリー化を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
福祉世帯の入居率	68.2% (令和4年度)	↑

◆展開方向3：管理不全の空き家がない、良好な居住環境を形成します

【目標】

○所有者の空き家及びその維持管理に関する意識醸成を図るとともに、良好な空き家の利活用と危険な空き家の除却を促進することで、良好な居住環境を形成します。

【手段】

- 空家等の発生抑制に向け、セミナー等を開催し、周知、啓発を行います。
- 空家等の管理について、空き家を管理する事業者登録・紹介制度を推進します。
- 空家等の流通・利活用に向けて、支援や情報提供を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き家セミナー及び個別相談会参加者数	24人 (令和4年度)	↑
空き家管理業務実施件数（累計）	16件 (令和4年度)	↑
空き家等除却工事費補助金交付件数（累計）	86件 (令和4年度)	↑
定住促進補助金（中古住宅活用タイプ）交付件数（累計）	34件 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：若年世代の定住を促進します

【目標】

○市外からの転入を増やし、市外への転出を減らすことで、若年世代の定住を促進します。

【手段】

- 若年世代に対し、住宅の新築、取得などにかかる経費の一部を補助します。
- ハウジングセンター、市内事業所及び不動産関係団体等に補助制度を周知します。
- 住宅金融支援機構と連携して、若年世代の住宅取得に対する支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
定住促進事業による若年世代の定住者数（累計）	1,652人 (令和4年度)	↑

第Ⅴ章 自治体経営編

1. 本章の目的

（１）自治体経営編のこれまでの経緯

これまで本市では、昭和 61（1986）年度から、4 次にわたる行政改革大綱を策定し、概ね 5 年を目安に目標を定め、時代の変化に対応した行政改革に継続的に取り組んできました。

平成 24（2012）年 4 月には、市長がマニフェストに掲げた行政改革項目の実現と平成 19（2007）年度～25（2013）年度を計画期間とする第 4 次小牧市行政改革大綱（改訂版）を推進するため、重点改革プランを策定し、全庁一丸となって「自治体経営改革」、「協働改革」、「行政サービス改革」、「財政改革」の 4 つの改革に取り組んできました。

平成 26（2014）年 3 月には、第 6 次小牧市総合計画新基本計画を策定し、施策推進の視点と行政改革の視点の整合が図られた自治体経営を推進するため、従来は基本計画とは別に策定・運用していた「行政改革大綱」を新基本計画の分野別計画編の一部に位置づけ、一体的な運用に取り組んできました。

そして、令和 2（2020）年 3 月に策定した小牧市まちづくり推進計画第 1 次基本計画では、自治体経営に係る施策について分野別計画編とは別に自治体経営編として独立させることで、各取組を通じた効果的・効率的な施策推進の視点と行政改革の視点との整合を図り、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、今後、歳入面では安定的な市税収入の確保を見込むことが困難であることに加え、歳出面では社会保障関連経費の増加などにより、行政需要の拡大傾向が続くことが予測されるため、財政状況は更に厳しい局面に入っていくことが見込まれます。

このような状況を踏まえて、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応しながら、質の高い行政サービスを安定して提供し続けるためには、行政の限られた経営資源を無駄なく最適に配分しながら、協働によるまちづくりや民間事業者などとの連携の推進に加え、デジタル技術等を活用し、これまで以上に効果的・効率的な業務遂行体制、そして強固な財政基盤を確立するなどの行財政改革に絶え間なく取り組む必要があります。

（２）小牧市自治基本条例との関係と自治体経営編の目的

本市では、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにし、本市における自治の基本的事項を定めることを目的として、平成 27（2015）年 4 月から小牧市自治基本条例を施行しています。

小牧市自治基本条例では、市民主体のまちづくりを進めるための基本原則として、「参加と協働の原則」、「情報共有の原則」、「こどもを育む原則」を定めるとともに、まちづくりの担い手として、「市民の権利及び責務」、「議会・議員の責務」、「行政・市長・職員の責務」を明確にし、市民のまちづくりへの参加と協働の推進、情報の発信、財政運営、市政の改善などに関する基本方針を掲げています。

自治体経営編の趣旨は、小牧市自治基本条例をもとに、各取組を通じて、より効果的・効率的な施策推進を図ることにより、将来にわたり持続可能な自治体経営を計画的に推進しようとするものです。

2. 自治体経営の目指す姿と体系

(1) 経営理念

小牧市自治基本条例の理念をもとに、限りある経営資源を無駄なく最適に配分しながら、市民や民間との協働によるまちづくりを推進し、デジタル技術等を効果的に活用することで利便性の高い行政サービスを提供し、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応しながら将来にわたり持続可能な自治体経営を目指します。

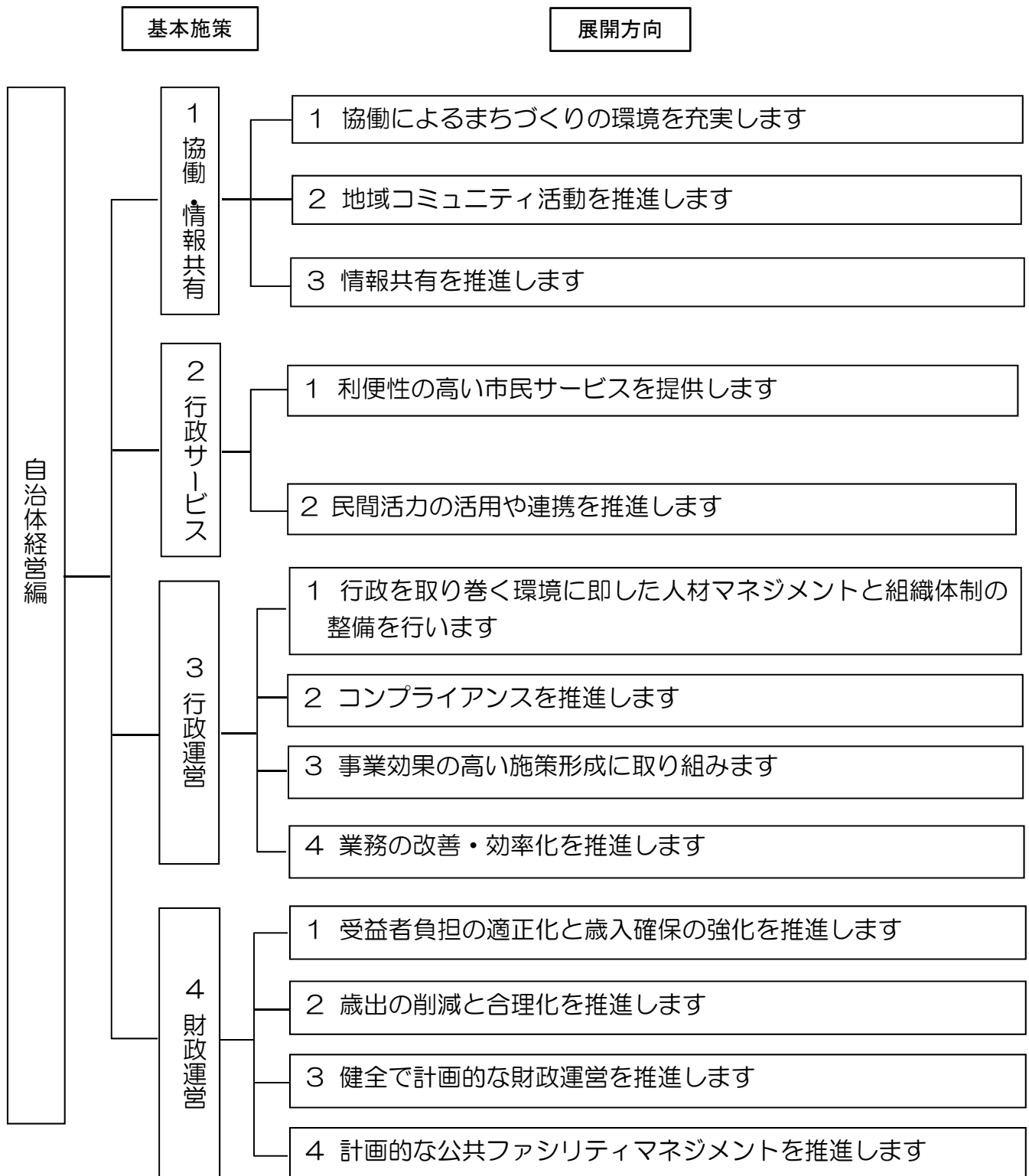
(2) 行動指針

小牧市職員行動指針は、経営理念の達成に向け、本市の職員が持つべき心構えや、取るべき行動の礎となるものです。職員一人ひとりが行動指針に基づいて日々の業務に取り組み、本市の魅力を高めることで、市民が愛着や誇りを持って暮らせるまちを目指します。

小牧市職員行動指針



(3) 自治体経営の体系



基本施策 1

協働・情報共有

◆現況と課題

- 本市では、各種助成金交付制度、協働提案事業化制度、支え合いいきいきポイント制度の活用や、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の設置運営により、市民活動を中心に幅広い活動を支援するほか、既存の地域活動団体などと連携・協力しながら小学校区単位で地域の課題解決に取り組む「地域協議会」の設立推進・活動支援を行い、まちづくりの新たな担い手を育て、支え合い・助け合い活動の裾野を広げる取組も含め、市民主体のまちづくりを推進しています。
- 近年、少子高齢化やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化などにより、コミュニティ活動の基礎である区（自治会）への加入率は低下傾向にあり、区をはじめ、老人クラブ、子ども会など各種地縁団体や地域活動団体においても担い手の確保、活動の継承が課題となっています。
- 定年延長や年金支給開始年齢の引き上げ等により、これまで区活動の中心を担っていた 60 歳代でも働いている人が増えたことで、区長等の担い手不足が顕著となっており、働きながらも区長や区の活動に参加できるよう、業務の効率化や負担軽減を進めていく必要があります。
- 今後も急速に進展することが予想される社会のデジタル化を踏まえ、引き続き、市ホームページや SNS 等のデジタル媒体と「広報こまき」等の紙媒体による広報を効果的に活用しながら、様々な市政情報を正しく市民に伝え、共有を図るとともに、より幅広い年代へ市政情報を届ける必要があります。
- 一方で、スマートフォンの操作等に不慣れな人（デジタル弱者）が、市ホームページや SNS 等のデジタル情報を受け取れないことで、情報格差（デジタルデバイド）が生じないような対策を講じる必要があります。
- 今後も、市民・行政双方の協働のまちづくりに対する意識の向上、市民活動の活性化、地域コミュニティの強化に向けた取組を進め、市民と行政が問題意識や将来展望を共有し、共に考え、共に行動する協働のまちづくりを推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・まちを育む市民と行政の協働ルールブック「はじめの一步（理念）」編（平成 19（2007）年度策定）
- ・まちを育む市民と行政の協働ルールブック「元気なまち育て（実務）」編（平成 22（2010）年度策定）

◆基本施策の目的及び状態指標

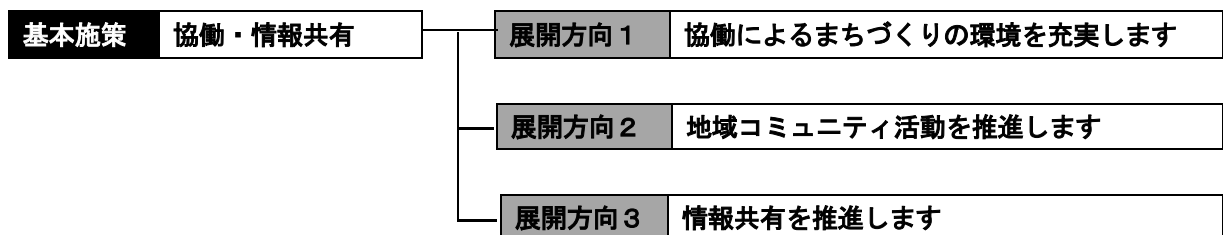
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民と行政が、適切な役割分担や情報共有のもと、信頼関係を深めながら同じ目的・目標を共有し、協働によるまちづくりを推進します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
市内の公益的活動（ボランティア活動、市民活動、NPO 活動、事業所などの地域貢献活動など）に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合	—	↑
区や、区を単位とした地域活動（地域3あい事業、子ども会、老人クラブなど）に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合	—	↑
市からの情報発信が充実していると感じる市民の割合	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：協働によるまちづくりの環境を充実します

【目標】

○市民活動の活性化と協働による取組の充実を図り、参加と協働によるまちづくりを進めます。

【手段】

- 市民活動団体向けの助成金制度や協働提案事業化制度などを活用して、団体のスタートアップから公益的活動への展開を支援します。
- こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の認知度を高め、市民活動等の情報発信、助言、サポートを継続的にを行います。
- 高齢化などにより担い手不足となっている団体や地域に対し、活動意欲を持つ市民がスポット的に参加できるようマッチングを行い、団体活動のスタート及び継続を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」利用登録団体数	262 団体 (令和4年度)	↑
協働による事業実施数	73 事業 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：地域コミュニティ活動を推進します

【目標】

○住民が自ら地域の課題解決に向けて取り組むことができる仕組み・環境を整備するとともに、地域活動の担い手の負担を軽減し、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

【手段】

○区長などを対象に、区をはじめとした地域活動の重要性や区長の職務、市からの依頼業務、デジタル技術の活用などについて理解を深める勉強会等を開催します。

○区長や区役員などの活動の担い手の負担軽減のため、電子申請や専用アプリを活用したデータによる相互連絡等事務の効率化につながる取組や、区において電子回覧板の実施など事務のデジタル化の支援をします。

○区活動の活性化のため、活動に関する取組や情報を広報こまきや市ホームページ等を通じてPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
区長を対象とした研修会などの参加者数	238 人 (令和4年度)	↑
自治会連絡網アプリケーションを活用する世帯数	495 世帯 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：情報共有を推進します

【目標】

○多様な媒体を活用することで、市民とのコミュニケーションを促進します。

【手段】

○市ホームページやSNSなどの多様なデジタル媒体や二次元コードなどのデジタル技術を活用し、幅広い年代へ市政情報を迅速かつ分かりやすい形で発信します。

○誰もがデジタルを活用できるよう、スマートフォンの操作に不安がある人を対象としたスマホ教室や個別相談会等を実施します。

○市の重要な施策や新たな取組等を職員が分かりやすく解説する動画を作成します。

○「市民の声」や「パブリックコメント制度」など、市政に対する意見や提案等ができる制度を運用します。

○多くの市民の声に耳を傾けるため、SNSを活用したアンケート調査を実施します。

○市が保有するデータを誰もが利用可能な状態で公開するオープンデータを充実します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページへのアクセス件数	740,454 件/月 (令和4年度)	↑
市政情報に関する動画の投稿数（累計）	759 件 (令和4年度)	↑
市SNSのフォロワー数	73,390 人 (令和4年度)	↑
デジタルデバйд対策（スマホ講座、スマホ相談会等）の参加者数	189 人 (令和4年度)	↑
オープンデータとして公開したデータ数	—	↑

基本施策2**行政サービス****◆現況と課題**

- 本市では、窓口業務の改善や公共施設の開業日拡大など行政サービスの利便性の向上に力を入れており、近年では、こまきスマート窓口や転入予約型ワンストップ窓口の実施、キャッシュレス決済の運用開始などに取り組んできました。
- アンケート調査において「今後より充実を図るべき取組」を質問したところ、最も回答が多かったのは「スマートフォンやインターネットでのオンラインによる行政手続きの拡充」であり、行政手続きのオンライン化の拡充が求められています。
- 市民の利便性向上を図るために行政手続きのオンライン化の拡充に取り組んでいますが、パソコンやスマートフォンの操作等に不慣れな人（デジタル弱者）などがデジタルを活用することができるよう、情報格差（デジタルデバイド）を解消するために、市民のデジタルリテラシーを向上させる必要があります。
- 令和4年度末現在、120施設において指定管理者制度を導入し、サービスの向上と効率的な管理運営を行ってきました。また、民間事業者に対し事業委託を行うことで、民間活力を活用してきました。今後も民間事業者の活用が望ましい事業の検討を継続して行っていく必要があります。
- 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、市民が満足感を得られるような質の高い行政サービスを限られた職員体制の中で継続的に提供するためには、国や他自治体の動向なども踏まえつつ、中長期的な視野に立ち、デジタル技術や民間が有するノウハウの活用も念頭に適切な手法で行政サービスを維持・向上させる必要があります。

【関連計画等】

- ・デジタルイノベーション推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

サービスの受益者であり負担者でもある市民に対し、利便性・質の高い行政サービスを提供します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
マイナンバーカード保有率	66.8% (令和4年度)	↑
来庁件数（呼び出しシステムによる発券数）	183,554 件 (令和4年度)	↓
各種証明書の交付におけるコンビニ交付の割合 (公用による交付は含まない)	20.0% (令和4年度)	↑
指定管理者制度導入施設の利用者数	1,873,483 人 (令和4年度)	↑
行政サービスに満足している市民の割合	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：利便性の高い市民サービスを提供します

【目標】

○市民の多様なニーズやライフスタイルに合ったサービスを提供します。

【手段】

○庁舎における窓口業務の手続きの簡素化や迅速化を進めます。

○市民からの問合せに自動応答するAIチャットボットの活用に取り組みます。

○市民が市役所の窓口に来なくても申請が可能となるよう、行政手続きのオンライン化の拡充やプッシュ型行政サービスの導入など市民の利便性向上に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
転入予約型ワンストップ窓口の利用者数	65 件 (令和4年度)	↑
こまき山コンシェルジュの回答について、市民に「役に立った」と評価された割合	—	↑
オンライン申請が可能な行政手続数	122 件 (令和4年度)	↑
オンライン申請数	257,971 件 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：民間活力の活用や連携を推進します

【目標】

○多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、民間活力の活用や適切な連携を推進します。

【手段】

○多様なPPP/PFI手法を有効活用するため、導入に向けた検討を進めます。

○行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かした公共サービスの実施を進めます。

○公共施設において、指定管理者制度の導入や民間移管を適正かつ円滑に実施します。

○多様化する市民ニーズや増大する事務量に対応していくため、民間委託を推進します。

○「課題提案型実証事業」等の新たな仕組みを導入することで、民間ノウハウを活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
協定等を締結した事業者等と連携して実施した事業数	56 件 (令和4年度)	↑
指定管理者制度導入・民間移管を新たに実施した施設数 (累計)	0 件 (令和4年度)	↑
「課題提案型実証事業」に基づいて実証した事業数（累計）	2 件 (令和4年度)	↑

基本施策3

行政運営

◆現況と課題

- 先行き不透明な時代が続く中、社会経済情勢の変化に即応しながら限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な自治体経営を推進していく必要があります。そのためには、職員一人ひとりのプロ意識の醸成と自律的な人材育成のほか、多様な人材の活用、ワーク・ライフ・バランス実現のための職員の健康増進や働き方改革などを推進するとともに、縦割り意識を排しチーム全体で課題解決に取り組む効果的・効率的な組織体制の整備が必要です。
- 本市では、これからの時代に求められる人材の育成を継続して推進するため、人材育成基本方針に定める「求める職員像」に基づき、能力育成に取り組んでいます。
- 令和5（2023）年度から定年延長が段階的に始まり、今後は60歳以降も働く高齢期職員の人数が増加することから、職員の年齢構成のバランスや若手層の新規採用による組織活性化を考慮した定数管理、高齢期職員が活躍を続けるための60歳前における研修の実施と健康管理が課題となっています。
- 職員採用における他自治体や民間企業等との競争が激しくなっている中で、持続可能な行政運営を行うために必要な人材の確保が課題となっています。
- 本市では、平成23（2011）年度からリスクマネジメントに取り組んでおり、より適正な事務の執行を確保する観点から、令和5（2023）年度から内部統制制度を導入することとしています。今後は、内部統制制度の枠組みに基づき、継続的に、内部統制体制の適切な整備及び運用の確保を図る必要があります。
- 本市では、令和4（2022）年に「ハラスメントの防止等の指針」を策定し、外部相談窓口を設置するなど、ハラスメントの根絶に向け取り組んできました。今後も、これらの取組を進め、働きやすい職場づくりを進める必要があります。
- 近年、自治体業務においてもICTやデータの活用が急速に進んでいます。DX（デジタルトランスフォーメーション）による行政事務の効率化や効果的な施策推進に向けた活用を推進するためには、デジタルリテラシーや情報モラルの向上を図る必要があります。
- 業務効率化やコスト削減の観点からも、ペーパーレス化を推進し、紙の使用量を削減する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市人材育成基本方針（平成16（2004）年度策定）
- ・入札制度改革基本方針（平成24（2012）年度策定）
- ・小牧市デジタルイノベーション推進計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）
- ・小牧市特定事業主行動計画（令和5（2023）年度～令和7（2025）年度）
- ・小牧市内部統制基本方針（令和5（2023）年度策定）
- ・ハラスメントの防止等の指針（令和5（2023）年度改定）

◆基本施策の目的及び状態指標

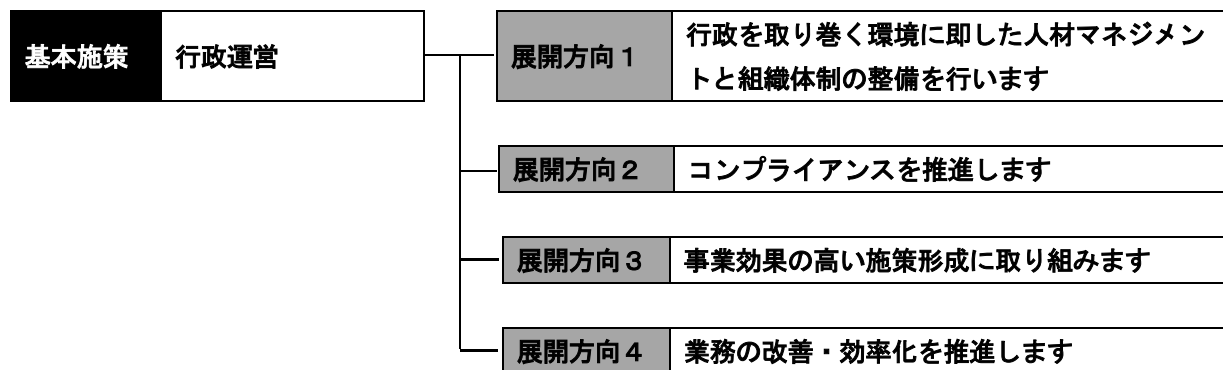
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

これからの時代に必要とされる人材の育成やコンプライアンスの推進、課題解決につながる組織体制の構築、経営資源の適正配分などを通じて効果的・効率的な行政運営を推進します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人件費比率（普通会計ベース）	15.3% （令和3年度）	↓
類似団体における職員数の順位	3/17 団体 （令和4年度）	↑
自治体経営に係る展開方向の進捗状況を測定するための指標の改善数	—	↑

◆基本施策の体系



◆展開方向1：行政を取り巻く環境に即した人材マネジメントと組織体制の整備を行います

【目標】

○行政課題に適時・適切に対応していくために、職員一人ひとりが、自治体に求められる役割を認識し、高い意欲を持って職務に取り組むとともに、効果的・効率的な組織体制を整備します。

【手段】

- 採用試験の実施方法を工夫することで必要な人材を確保します。
- 研修やOJTなどにより、自ら考え挑戦する人材を育成します。
- 市民に信頼される職員となるように、職員が必要な知識や技能などを自ら身につけられる環境を整備します。
- 業務量の動向などを踏まえ、変化に柔軟に即応できる職員体制・配置を進めます。
- 人事評価結果を給与などに反映することにより、職員のモチベーションの向上や成長を促します。
- ワーク・ライフ・バランス実現のため、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、フレックスタイム制、テレワークなどの柔軟な働き方を推進し、職員が意欲的・効率的に働く職場風土の醸成と職員の健康増進に取り組みます。
- 継続的な事務分掌の見直しを含めた組織体制の整備に取り組みます。
- 関係部署が連携して対応する横断的な組織であるプロジェクトチームを設置・活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
新規採用職員の充足率	91.9% (令和4年度)	↑
行動指針に基づいた行動ができている職員の割合	—	↑
自己啓発に取り組んだ職員数	146人 (令和4年度)	↑
年次有給休暇の取得率（行政職）	58.5% (令和4年度)	↑
組織横断的なプロジェクトチームの設置数	6件 (令和4年度)	↑

◆展開方向2：コンプライアンスを推進します

【目標】

○内部統制制度を活用しながらコンプライアンスの推進を図り、職員が適正に事務を執行する体制を整備します。

【手段】

- 内部統制の重要性に関する啓発等により、職員意識のより一層の向上に取り組みます。
- リスクマネジメントの取組を継続し、組織目標の達成を阻害する要因であるリスクの洗い出しと優先度を踏まえたリスク対応策の整備・運用などを進めます。
- ハラスメントを起こさない職場づくりを進めるために、職員向けのハラスメント防止研修を行うとともに、ハラスメント相談体制の強化に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
内部統制制度において識別した不備の件数	15件 (令和4年度)	↓
ハラスメントを受けたと感じた時にどこにも相談しなかった職員の数	30件 (令和4年度)	↓

◆展開方向3：事業効果の高い施策形成に取り組めます

【目標】

○限られた経営資源を最大限有効活用するため、事業効果の高い施策形成に取り組めます。

【手段】

○行政評価制度による各事業の分析や必要性の評価などを、客観性を高めて実施し、事業の選択と集中を行うことで、限られた経営資源を有効活用します。

○必要に応じて有識者などを集めた会議体を設置・運営しながら課題解決に取り組めます。

○広域的に取り組む課題について、国や県、近隣自治体の動向を注視し、引き続き周辺自治体と情報共有を行いながら課題解決に取り組めます。

○デジタルを活用した政策立案を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
行政評価による削減額（累計）	49,972 千円 (令和4年度)	↑
デジタルの活用に関する研修受講者数	190 人 (令和4年度)	↑

◆展開方向4：業務の改善・効率化を推進します

【目標】

○限られた経営資源のもと、業務の改善・効率化を推進します。

【手段】

○職員の創意工夫を活かした提案・事務改善等を具現化する取組を推進します。

○業務の多様化やプロセスの複雑化、業務量の増加に対して、RPA 等を活用した業務プロセスの見直しや業務量の最適化等の業務改善を進めます。

○フリーアドレスの導入を進め、業務の改善を推進します。

○基幹系システムを標準準拠システムに移行し、自治体経営の効率化に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
業務プロセスの見直しや業務改善を実施した事業数	260 件 (令和4年度)	↑
文書電子処理率（電子による起案・供覧の処理率）	71.3% (令和4年度)	↑
フリーアドレスの導入部署数（累計）	0 課室 (令和4年度)	↑

基本施策 4

財政運営

◆現況と課題

- 近年、国・地方を問わず、全国的に財政状況の悪化が年々深刻さを増しています。本市の歳入の約5割を占める市税は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和元（2019）年度の339億3,100万円から約20億円の減収となっていましたが、令和4（2022）年度には337億200万円と持ち直しています。しかし、今後も、個人市民税では人口減少と高齢化の進展に伴う課税対象者の減少による減収、法人市民税では国内外の社会経済情勢の影響による企業収益の悪化などが懸念されるため、これらの動向が歳入に及ぼす影響を適切かつ継続して分析するとともに、市税以外の財源の確保にも努める必要があります。
- 一方、歳出では、社会保障関連経費の増などの影響により、扶助費が令和4（2022）年度では平成29（2017）年度に比べ39.0%増加しており、扶助費を含む義務的経費全体では27.5%増加しています。この結果、財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率も81.9%から89.5%まで上昇しており、更に財政の硬直化が進んでいます。
- 本市は、昭和55（1980）年度以降、普通交付税の不交付団体であり、比較的財政力はあるものの、近年の会計年度任用職員制度の導入をはじめ、本来、普通交付税で賄われる国の政策に伴う新たな歳出が財政を圧迫しているため、不交付団体にも行き届く支援を国に要望する必要があります。
- 過去の人口増加時代にあわせて整備した多くの公共建築物やインフラ施設の更新時期が迫っており、施設の維持・更新に多額の経費がかかることにより、財政を圧迫することが懸念されます。
- 今後も引き続き、持続可能なまちづくりに必要な健全な財政運営を堅持するためには、歳入と歳出のバランスを常に意識し、中長期的な財政見通しのもと、不断の行財政改革や新たな財源の捻出、予算の適正な財源配分のほか、公共ファシリティマネジメントなどを強力に推進していく必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市公共施設長寿命化計画（平成29（2017）年度～令和28（2046）年度）
- ・小牧市公共施設適正配置計画（平成29（2017）年度～令和28（2046）年度）
- ・小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）（平成29（2017）年度～令和28（2046）年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

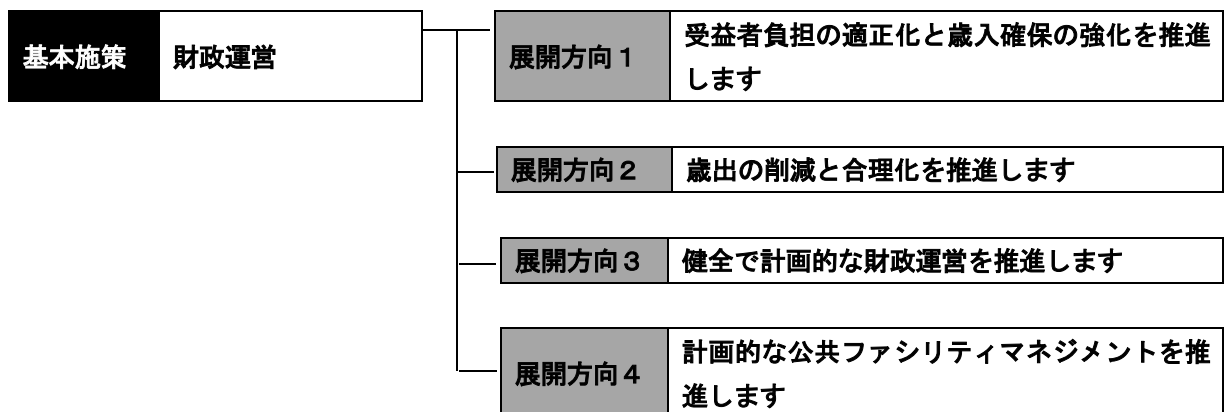
【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

将来にわたって、健全財政を維持します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
経常収支比率（参考：類似団体順位）	88.7% (27/37 団体) (令和3年度)	→(↑)
財政力指数（参考：類似団体順位）	1.22 (4/37 団体) (令和3年度)	→(↑)
有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）	52.8% (令和3年度)	↓

◆基本施策の体系



◆展開方向1：受益者負担の適正化と歳入確保の強化を推進します

【目標】

○受益者負担の原則に基づき、行政サービスを利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するとともに、より多くの自主財源を確保します。

【手段】

- 受益と負担の適正化を図るため、定期的に使用料・手数料等の見直しを実施します。
- 活用できる補助金等の獲得を目指します。
- こまき応援寄附金を充実させるとともに、新たな自主財源の確保に向けての調査・研究を行います。
- 市税等の収納率向上のため、納付の方法と機会を充実するとともに、より徹底した徴収業務に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき応援寄附金の寄附額	1,325,815 千円 (令和4年度)	↑
市税収納率	97.3% (令和4年度)	↑

◆展開方向2：歳出の削減と合理化を推進します

【目標】

○経費の削減に努め、一層の歳出抑制に取り組みます。

【手段】

- コスト意識の徹底と費用対効果の検証を踏まえた事務の改善・見直しを行います。
- 小牧市公共工事コスト改善プログラムを推進し、コストと品質の両面を重視した、費用対効果の高い公共工事を実践します。
- 補助金等の適正化を図るため、定期的に見直しを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
前年度当初予算と比べた経常事業経費の削減額（累計）	138,693 千円 (令和4年度)	↑

◆展開方向3：健全で計画的な財政運営を推進します

【目標】

○様々な社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、安定的な財政基盤の確保に取り組みます。

【手段】

- 今後見込まれる財政需要に備え、特定目的基金の積立て・取崩しと市債の発行・償還を計画的に進めるとともに、資金に余裕が生じた場合は財政調整基金への積立てを行います。
- 確実性や支払準備のための流動性の確保に留意し、公金管理基準に即した公金運用を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
実質公債費比率	0.8% (令和3年度)	2.5%以内

◆展開方向4：計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します

【目標】

○小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針や各種計画に基づき、公共施設の配置や総量の適正化、施設の長寿命化、質の維持・向上、経費の縮減に取り組みます。

【手段】

○今後の人口動向の予測や施設の利用状況等を踏まえ、他用途への転用や統廃合も含めた公共施設の配置や総量の適正化に取り組みます。

○施設劣化状況を把握するための施設点検を実施し、長寿命化に向け計画的な改修を推進します。

○公共施設全体の保全計画に基づき、改修、建替え等の時期が集中しないよう経費の平準化に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修件数（累計）	8件 （令和4年度）	↑

第VI章 計画の推進方策

計画で位置づける手段の実施により目的・目標を達成するためには、適宜、施策・事業の実施状況を把握し、その結果を検証することで、事業の改善に努めるとともに、財源・職員等の限りある行政の経営資源を効果的・効率的に配分・活用していく必要があります。

また、行政運営の主な担い手となる職員の人材育成と施策・事業の推進力を高めるための柔軟かつ強固な組織体制も整備していく必要があります。

このような基本認識のもと、実効性を伴った計画を推進していくための方策を以下のとおり示します。

1. P D C A サイクルの推進と迅速で柔軟な事業の見直し

計画を起点とした P l a n（計画）－ D o（実行）－ C h e c k（分析・評価）－ A c t（改革・改善）を推進することで、市政の継続的な改善・向上（スパイラル・アップ）を実現します。

具体的には、計画で設定している指標の進捗状況を把握し、目標と現状とのかい離状況を確認することで、現状の問題点やその要因を分析するとともに、計画における施策の実現手段である主な事務事業を位置づけた実施計画に適切に反映させることで、計画の実効性を担保します。

2. 施策・事業の評価による計画の見直し

めまぐるしく変化する社会・経済情勢や多様化する市民・事業者の意向に適切に対応していくため、計画に位置づけた目的や目標を実現するための手段である事務事業についても、必要に応じて柔軟に見直します。

また、計画の見直しにあたっては、基本施策ごとの現状を分析するための評価を実施することで、より効果的・効率的な計画の推進につなげます。

3. 計画に基づいた予算編成・職員配置

限られた経営資源のもと、効果的・効率的な施策の推進につながる予算編成と職員配置に取り組みます。

そのため、計画の実現手段である実施計画に即した事業を予算化するとともに、目標達成に向けて経営資源を優先的に投入する「市政戦略編」と、限られた経営資源を適切かつ相対的に配分する「分野別計画編」など、各々

に適した予算編成や職員配置に取り組めます。

4. 計画推進に必要な組織体制の整備

高い実効性を伴った計画の推進を担保できるよう、全庁・全職員が計画を起点としたPDCAサイクルにのっとり主体的に取り組む組織体制を整備します。

管理職員などのマネジメントにより推進する「分野別計画編」では、計画に沿った組織目標を設定するとともに、多様化・複雑化する重要課題に対応するため、関係する施策を連携・補完して相乗効果を高めるプロジェクトチームの設置など、組織を横断した対応や取組を進めます。

5. 計画推進に向けた職員の意識改革

計画に基づいた効果的・効率的な行政経営を実現できるよう、その主な担い手である職員の意識改革に取り組めます。

具体的には、計画を起点としたPDCAサイクルを実践することで、職員一人ひとりの計画推進における役割や責任などの理解を浸透させます。

また、事業の実施・検証に際しては、デジタルの効果的な活用を進めます。